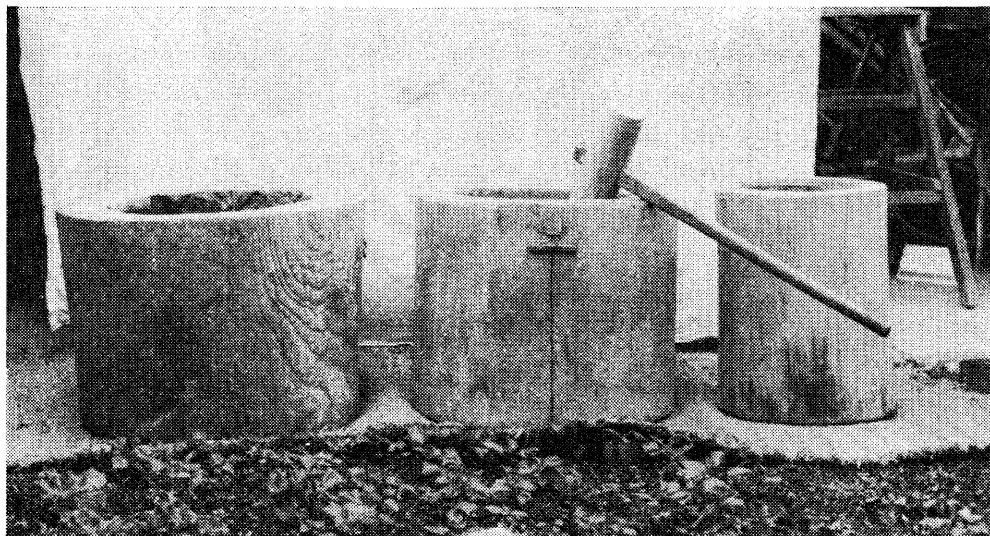


第 12 編

家 と 生 活



第一章 家

「家庭」「家庭生活」または「家族」「家族生活」という言葉は、日常使用する言葉であるが、慣用的にも法律的にも、その意味がはっきりきまっているわけではない。過度経済力集中排除法（昭和二十二年）は、

「この法律で家族とは、本人並びにその配偶者および三親等内の親族をいう」と規定しているが、その他には、定義的な規定は見当らない。しかし憲法は「家族」を認め、民法は「同居の親族」または「夫婦は同居し」と規定し、且つ「日常家事」という語を使用し、家庭生活または家庭生活の存在を認めている。さらに戸籍法は、夫婦とその子とを一つの共同生活として、一つの戸籍を編製し、国民健康保険法は「組合員の世帯に属する者」を被保険者とし、生活保護法は、世帯を単位として保護の要否および程度を定め、住民登録法も世帯を単位としている。これら各種の規定を総合すれば、「夫婦と親子からなる同一世帯の共同生活」を指して、家庭生活または家族生活というべきでる。

第一節 家の制度の移り変わり

家という語は、人々が居住する建物、またはそこに共同生活を営む集団（家族）を意味するように使われてきた。イへはへ（戸）が転化したものであり、へ（戸）はかまどと同義である。分家することをかまどを分けるとも古くから言われている。

古代（飛鳥）は氏族社会といわれ、氏が村落を形成していた。氏上は族の長として統制していたが、その氏を構成している単位は小家族であった。

律令制（七一八）と共に公地公民の原則に立って、班田制、郷里制、戸

制がしかれた。その結果、一郷を五〇戸と定め、各戸の主を戸主とした。この戸は法制上の単位で、通常数戸の家から成立ち戸主の統制に服した。前者を郷戸といい、後者を房戸といって単婚家族であった。此の外令制は次のことを規定して、父権父系を確立した法の制定をしている。

- ・ 戸主権の設定
- ・ 子による相続、嫡子優位の家産分割相続
- ・ 一夫多妻と婚姻における男性の優位

戸の相続は家名と祖先の祭祀をうけつぐことを意味する。家督を相続する嫡子は総領であり族長である。嫡子の選定はもっぱら家長の指定によるか近親合議によったが、嫡出長子を選ばれるのが不文律であった。その他の子女は家産については応分の分与を受けるが、家をなしても家督（族長）の統制に服していた。

平安朝に入り律令制はその統治力を失い、懇田永世私有の許可によって班田制から荘園へと変化は大きく展開して、名主の家が出現、その名主や荘園内部の有力者から武家が興り、武家の家連合が一族一門一家などの呼称をもつ族団をつくり、この族団が武家社会の基礎をなした。

室町の後期にいたり、総領優位の財産相続慣行が一般化し、次男以下は家長の扶養下にはいることになって、家長の地位の継承を意味した家督の意義は、更に家産をも含めた同義語ともなって、家督相続は全く長子に固定するようになった。

江戸時代になって、兵農分離の政策によって、農民の中には政治にも軍事にも働き得る人々が、百姓に固定され、生産活動に従事しなければならなかった。秀吉の実施したいわゆる太閤検地ハ、耕作者としての地位は確立されたが、本百姓の身分は居村に繫縛されることになった。特に田畑の永代売買の禁止、田畑分割相続の禁止、転業移住の禁止などの中におかれた百姓は、居村の安寧と自家の存続維持に専念するよりほか道がなかった。従って家は生産活動の基盤となり、共同体協力の単位であることから、家成員の役割配分にさまざまな変化をあたえた。江戸の中期には農民

の家においても、嫡長男単独相続が支配的となり、親権父権の強い男性優位の家庭生活が一般化している。

明治維新は四民平等の原則に立つて身分の秩序は廃棄されたが、新政府は統治の基盤対策として家をとおりあげ、明治四（一八七二）年の戸籍法の制定により、家を戸籍のうえにとらえて明治十九（一八八六）年新戸籍法の実施を経た後、明治三十一（一八九八）年の民法典の制定となった。この民法典によって戸主が生まれ、戸主は親権、夫権、戸主権をもって家を統率するが、戸主は家督の相続人たる長男によって継承され、同時に全財産を相続した。この家制度は産業立国や富国強兵などに大いに役立つ結果となり、忠孝一本の国体観の一翼として国策に協力したことになった。

家は近年まで長い間家族の支配形態にあったが、これを一貫する原則は「家は永世存続すべきものである」この原則に従って、諸制度諸規範が生まれた。つまり家長は長男による継承が支配的であり、家の権威権力はほとんど家長が掌握し、家の財産はもちろん、家職、家業なども家長が継承して、家族生活の安定と持続をはかり、更に発展させて次代へ伝えなければならなかった。そこで家長は家族に対する指導統制の権を持つと共に、又生活保障の責任も負わねばならなかった。その外に出身の伝統を示す家姓、家紋、氏神同族神の祭祀、祖先の祭祀、旦那寺、墓地、位牌などと、精神的家産もすべて伝承しなければならぬ。これらは家の伝統的権威である。家族はこうした伝統的権威の共有によって、家族意識を高めて容易に承服をし協力もし得たのである。此の家長を中心として家族の位置役割が整い、生活が運営できたのが、日本の伝統的家族の家である（喜多野清一氏による）

一 戸主権と諸規範

家督を相続する長子には家族を統率する権利（戸主権）を認め、片務的に家族を扶養する義務を負わされていた。たとえば家族に対する居所指定権、入家去家についての同意権、婚姻、養子縁組についての同意権、また

家の解体を防ぎ結束を強めるために、原則として廃家を禁止し、法定の推定家督相続人の去家を禁じ前戸主と同一の家に属することを要件とした。また子は同一の家に在る親の親権に服するものとし、扶養の義務の有無及び順位なども家を同じくするか否かによって、差別を設けていた。

この家の制度を前提として、更に多くの附属的制度が設けられた。入籍、離籍、分家、一家創立、廃家、絶家、絶家の再興、隠居、法定推定家督相続人、入夫婚姻、婿養子、継親子関係、嫡母庶子関係などである。

二 親族会制度

この制度は民主的な親族の会議としても運営できる性格をもっていたが、家制度を維持する支柱たる性格もあつた。実際の運用状況は後者に傾き、戸主権の代理行使や、家督の相続……等で、家の維持のためには個人の自由も束縛するようになつた。さらに家制度とは直接にかかわらない婚姻、養子、親権の制度は、基本的には家制度の影響を多分に受けていた。即ち婚姻においては男子優位の建て前をとり、養子制度においては、家のための養子たる色彩が強く、親権は家のため、親のための親権制度として運用される傾向があつた。ところが、家の制度には、次のような欠点があることを指摘された。

- (1) 家は、実際の親族共同生活とはなはだしくかけ離れていること、旧法上の家は、戸籍簿上同一戸籍に記載されているにすぎないところの形式的団体であつて、実際の親族的共同生活に合致するものではなかった。
- (2) 戸主もまた、単なる戸籍簿上の存在にすぎないこと。戸主は、家の主宰者として、または家族の統率者及び扶養義務者として実質を持っていた。
- (3) 戸主権と並んで親権、夫権を認めていたために、複雑な関係が起こること。戸主の指図と、親権者、または、夫の命令とが二途に出ることとも少なくなかった。
- (4) 家の制度の経済的支柱である家督相続制度が不公平であること。

(5) 家の制度が新憲法の規定に抵触するようになったこと。

昭和二十一年に憲法が改正になり、個人的人格権の尊重を定め、人格の平等を規定し、婚姻及び家族に関する制度は、すべて個人の尊厳と両性の本質的平等に基づいて制定されなければならないとした。

改正法では、家の制度及びこれに伴う制度を全廃して、民主主義的な自由平等を基調とする親族制度に改めた。

新しい親族制度は、夫婦及び未成年の子を中心としている。夫婦は、互いに同居協力して生活を営み新戸籍を作り、分籍及び転籍などでは、夫婦一体でなされ、親権も共同して行い、各人みな自由平等の地位となつて、男女間の差別待遇は全廃され、従来の夫権や支配権はなくなった。離婚原因も夫婦平等であり、相続上の男女不平等も除かれた。戸主権のような特権的地位もなく、すべて自由と平等の大原則が確保された。相続制度も共同均分相続となり、配偶者の相続権も認められた。子の地位も尊重されて養子制度及び親権制度においては、子の保護の面が強化された。新法上の家庭制度は、実際に家庭的共同生活を営んでいる夫婦及びその間に養育される子女で、同一世帯で構成されている。(永田菊四郎・伊藤利夫による)

しかし共同生活単位として、家形式を温存しがちな下部町の家族生活においては、今なお次のようなことが行われている。

(1) 祖父母、父母、息子夫婦が戸籍上では別々に編製されているが、同一の家に共同生活して何の不審も感じない。

(2) 父母の扶養は子の平等の義務であるが、長子だけの義務のように考へたり

(3) 家産は平等に相続すべき権利を放棄して、長子だけの相続を是認している。

(4) 結婚には世帯主の承認、つまり戸主権まがいのことを当然と考へて

いる。

第一章 家

決されたかは、諸証文や御役所村役人中への訴訟などによってその一端をうかがい知ることができるが、人間の尊厳性も、両性の平等も認められないままに、処理し解決されたように思われる。

昔から「小糠三合もつたら婿には行くな」と云う諺がある。気苦労の多い婿養子などには行くなということであろう。それほど婿養子は遺跡(移籍居跡)といつてきげすまれていたのである。村の会合ではいくつになつても席は一番下座であり、村用仕事でも骨の折れる仕事とか、いやな仕事に就かなければならなかった。

婿養子をとる場合には遺跡証文が取交わされた。

差上申御吟味下証文之事

八代郡三沢村百姓兼兵衛より三七并妹きの同人夫佐平次江相懸御訴申上げ候兼兵衛親弥五右エ門きの方へ佐平次を仲人致候所佐平次儀四年以前より兄半右エ門方へ罷越居候所きのと縁組は切れ不申候得とも佐平次荷物之儀兼兵衛御方へ預置申候弥五右エ門儀去酉年中病死候得ハ右荷物渡方ニ差支候間以御威光誰方へ成とも荷物受取候様被仰付被下度奉願上候ニ付三七佐平次きの親類組合被御召出御吟味受候処三七親与右エ門存命之内佐平次を貴請遺跡証文も有之上ハ与右エ門存寄通持高内割呉可申旨段々御利解被下置候ニ付村役人并郷宿善八三七方へ異見仕右遺跡証文三通高割渡百姓相応に家作も致呉候筈而熟談仕然上は双方より御願筋無御座候御吟味御免被成下度奉願上候右之通威光を以相済難有仕合奉存候依之一同連印証文差上申処如件

文化十二年亥十月

三沢村

百姓 兼 兵 衛

三 七

組合 与一左衛門

親類 常右衛門[㊦]佐平次[㊦]きの[㊦]親類 半左衛門[㊦]長百姓 勝右衛門[㊦]御宿 善八[㊦]

この文書は遺跡証文の不履行を訴えたが、相談が整ったので御吟味下げの願いである。証文の中に「持高之内割呉」とか「百姓相応に家作も致呉」などと書かれている。つまり家産（田畑）の分与とか、百姓に見合う家を建てるという、極めて好条件がつけられている。

居跡証文

一、我等儀 男子無之ニ附 下部村宇兵衛殿御世話以 貴殿末子勝兵衛殿居跡ニ 賞請娘寅吉与夫婦ニいたし跡相就為致候上我等村高式石五斗其越石之分者隠 居見相除キ尤御年貢之儀不残本家ニ而相勤可申候尤而親死後ニおよび候ハ不残 所持可致候万一女男ヲ嫌ひ候ハ所領ニツ割若又男女ヲ嫌と出走等有之ハ身拔ニ 可致申候為後日居跡証文仍而如件、

十二月吉日 大炊平村 茂重郎

親類惣代 歌右エ門

又右エ門

湯奥村

与市兵衛殿

この文書には、家督の相続のこと、隠居見、年貢の納め方、両親死後の財産の処理、または女が男を嫌い、男が女を嫌って離縁になった時の条件などが、遺跡証文として取り交わされている。

三 相続

人は、権利義務の主体であるが、必ず死亡する。死亡すれば、権利義務の主体でないことになり、その権利義務は、消散するおそれがある。消散すると、死亡した者ばかりでなく、いろいろの人々（親族や債務者など）が迷惑をしたり損害をこうむる。そこで、人が死亡した場合、その死亡者の権利義務を承継する制度を定め、これらの危険を防止せねばならない。このように、人の死亡を原因として、死亡者の財産上の権利義務を包括的に承継する制度を相続といい、死亡者、即ち、相続される人を被相続人、相続する人を相続人、相続される権利義務を相続財産と呼ぶ。

相続に関する事柄というのは、たとえば、相続はいつ開始するか、どんな人が相続人となるか、相続人が多数ある場合にはどんな割合で相続するか（相続分）、相続人に移転させる権利義務はどんなものか、またどんなふうに移転させるか、被相続人が生前において遺留分以外の処分相続の承認または、放棄の手続きや効果、相続人の不明な場合における遺産の始末などである。これらのことをハッキリと規定しておかないと、争いが起つたり、間違いが生じやすい。これらのことについての規則を、相続法という、わが国では、これを、主として、民法に規定している。

従来の相続制度は、家督相続と遺産相続の二本建で、しかも、家督相続の持つ現実的意識は、極めて重要であった。家督相続は「家」の制度を前提として、家族に対する支配権として、戸主権と、家族の労働によって得られたものをも含む家の財産としての戸主名義の全財産とを承継する制度であった。しかも、家督相続は、単独相続制で、原則として、長男子が独占的に承継し、且つ男子が女子に優先し、最大の協力者たる配偶者の相続をも認めなかった。だから、遺産相続が価値ある働きをみせる余地がなかった。家督相続は、不平等で封建的なものであるにもかかわらず、明治以来、わが国の中央集権的専制国家組織の完成と、資本主義経済組織の発達に十分な役割を果たしたのである。

家族に対する支配、統制の権能としての戸主権の連綿承継は、「家」を構成単位とする家族的中央集権を組み立てる紐帯として、法律的にも精神的にも大きな役割りを果たし得た。こうした紐帯があつて始めて、天皇を頂点とするピラミッド型の国家組織による事実上の専制政治が、比較的容易に行なわれたのである。更に、家の財産を戸主名義で、一個人に集中し、更に、これを単独で承継してゆくことは、資本の集中化と分散防止のため大きな役割りを果たしたのである。資本の集中化と分散防止が、明治以降のわが国の弱い資本主義の発達に、著しい寄与をしたことは疑う余地はない。しかし、家の制度の歴史でも述べたが、新しい遺産相続は、新憲法により、封建的な「家」の制度を廃止して、人を家の拘束から解放し、個人の尊厳と両性の本質的平等を宣言した。この憲法の精神に従い、家の制度は廃止され、家督相続の制度も存続が許されなくなった。

新しい相続制度は、純然たる個人の財産相続の一本化となった。そして死後扶養の期待を有すべき近親者を相続人とし、その相続人の地位も長幼性別に関係なく平等に取扱うようになった。即ち、直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹などの順序に従い、配偶者は、常に相続人とし、その法定相続人のほかに指定または選定の相続人は認めないのである。同順位、同種類の相続人は、男女長幼の別なく共同均分に相続することにした。殊に配偶者の相続権を認め、これを最も優遇したことは、まことに理由あることである。配偶者は、扶養関係においても、他の一方に対して最も近接した一身同体的な関係にあるので、配偶者が死亡すれば、その遺産によって生存保障を受けるのは当然である。他面、配偶者は、相互に協力して夫婦生活を維持し、夫の名義によって取得した財産も実質的には共有とみるべきである。又離婚の場合、これが分割の意味もあつて、財産分与請求が認められるのであるから、財産分与なくして夫が死亡すれば、妻はその遺産に対して同様な権利を有してもいいわけである。この様な理由から、配偶者の相続権が特別扱いをされた。しかし、新相続制度にも悩みがあり、共同均分相続を採用したことによって、家産の細分化を来し、悪平等にも陥る

ということもある。殊に農村においては、さらさらに、零細農として維持困難とされているのに、この上相続の都度細分されては、農業の経営が不可能になつてゆくのである。このことは、家族の資産、労力の協同によつて成立っている家庭的中小商工業についてもいえるのである。農地、農業用器具、店舗、中小生産設備等が、企業として成立し得る最低のものであるから、これを事実上分割しては、企業としてはつぶれてしまう。これからの企業資本が、従来は、法律的にも、戸主単独所有の形になつていたので、たとえ、実質的に家産だとしても、分割することが許されなかった。しかるに、共同均分相続によつて、法律上、分割されるときは、事実上の分割阻止を、各相続人の任意の協力にまづほかない。ところが、弱少な企業資本では、これら相続人全員の生活を維持するだけの収益をあげられないので、勢い、分割解体されて処分せられ、金に換えられるという結果を避けられないであろう。そこで、殊に、その弊害の大きい農業資産については、農業資産相続特例法案が考慮せられたが、憲法違反の疑いがあるなどの理由で、実現をみるに至っていない。しかし、実際には数人の子



明治3年の戸籍簿

が相続したとき、長男以外の相続人が全員放棄して、長子単独相続を實際上行っている。これによって、農業資産の細分化を防いでいる。本町においてもこうした形が多い。

四 戸籍

戸籍が国家の制度として広く行われるようになったのは、大化の改新以後のことである。孝徳帝白雉三（六五二）年四月「戸籍を作り班田収授の法を行う」とあり、人民の把握には戸籍の制が設けられた。戸籍は班田収授の基礎及び氏姓や家系を正すための原簿とした。

寛永十四（一六三七）年の島原の乱以後、幕府は切支丹の信仰を厳禁し、天領には寛文四（一六六四）年に宗門人別改めの専門の役人をおき、毎年宗門改を行いそれを記帳する「宗門人別改帳」とか「宗門人別帳」が作成された。宗門人別改帳には戸主その他奉公人に至るまで全員記載して、家族構成、性別、年齢、続柄、旦那寺の証印（寺請）更に持高、奉公人の奉公期間、家族人数、他所への奉公出入、出産、死亡などが記されている。又寛永十一（一六四四）年には、人口の把握と取締りや課税、農地政策（土地売買の禁止、農民の離村禁止）確立のために人別改が行われたが、幕末に至り切支丹信徒の活動の絶えるに従って、宗門人別帳は形式化して、重点は人別改めに移った。住民の取締りを寺院、名主、五人組頭、名主に行わせ、人民の出入を一般も記入させたもので、戸籍台帳としての機能も十分果たし得た。

戸籍は人の身分の関係を登録し、これを公証する公文書である。身分関係というのは、親子とか、夫婦とかいう親族法上の地位のことで、人が如何なる身分関係にあるかによって、その法律上の権利義務は異なるが、これを明確にしておかなければ近代社会の秩序を保つことができない。身分関係は一つの法律関係であるから公簿に登録して、具体的に明確にする必要がある。戸籍はそのための法律的手段である。民法は如何なる者が親子であり、また夫婦であるか、その権利義務は如何なる内容のものであるか

等について規定している。

またこれ等の身分関係の発生、消滅等の多くを戸籍上の届出に結びつけている。実体上の身分の変動が、戸籍の上に反映され戸籍を見れば、各人の身分関係がわかるようになっていく、戸籍は市町村の区域に本籍を定める一組の夫婦およびこれと氏を同じくする子を単位として編製された、身分登録の文書である。

五 本籍

本籍とは、戸籍に記載されるべき者が戸籍を編製する市町村を特定するために、日本国内の一定の場所である。

明治四年太政官布告に基づく壬申戸籍は「住居の地に就いて」これを編製したものであって、当時においては、本籍はすなわち住所であった。その後における経済事情の変化や、交通の発達に伴って、本籍を離れて住居を移転するものが多く、今日では本籍は住居と必ずしも一致するものではない。本籍は戸籍を編製する市町村を特定するために定めた場所であるから、日本の領土内であるいづれの場所にこれを定めるかは、自由である。

安永六年酉三月八代郡柴草村（現下部町芝草）名主勘左衛門より、市川御役所に出された宗門人別帳には次のように記されている。

一、耶蘇宗門改爲御制禁密、弘之族有之と相見自今無油断之条向後者遂穿鑿を候役人を定常と無油断家中並ニ領内改之不審成者無之様ニ可申付候若し此上切支丹宗門領内ニ有之を他所ノ頭ニをいてハ可爲不念事

一、切支丹宗門其所ニ有之義ハ名主五人組可存候所ニ此以前ハ高札ニ茂候旨趣令違背不申出候ハ、可被行罪科之旨兼て申聞せ相改候様ニ可申付事、

一、切支丹宗門近年怪數者共不令露頭法をも弘能切支丹ハ不出進めをも致候程之者深く隠連可有之候間精ヲ出念入遂穿鑿違候様ニ急度可申付事

附り宗門訴人之肖ハ此以前ハ御定通り御褒美可被下候事

寛文四年十月

右御条目之通り堅相守若し不審成者共有之ハ早速可申出候事

一、此以前々切支丹宗門転候者ハ勿論或ハ転或ハ死失候者之類族多里という共可申出候事

一、何連之門流共誰弟子共不知僧尼有之可申出候事

一、僧俗共ニ尋常ニ替勤行仕候仏具其外怪敷物所持仕者有之ハ可申出候事

一、切支丹宗門御制禁止之高札損候故文字見兼候ハ、可申出事

一、不受不施悲田宗之者有之ハ可申出事、

右之通り被仰渡候承知仕奉畏候村中之者僧俗男女乞喰非人穢多等迄老人茂不殘当歳以上宗旨人別ニ相改申候所疑敷者無御産候若し隱置地所ノ顯候ハ、当人ハ不及申親類縁者名主五人組如何様之曲事ニモ可被仰付候為其銘々且那寺之印形取置村中連判を以指上申候依而如件

安永六酉年 三月

八代都柴草村

名主 勘左衛門

年百姓 萩右衛門

百姓代 久左衛門

一 代々禅宗道村慈観寺旦那

儀左衛門

同寺旦那

同人家 当西六十六才

同寺旦那

同人家 当西五十三才

同寺旦那

同人家 当西廿才

同寺旦那

同人家 当西十四才

同寺旦那

同人家 当西十二才

同寺旦那

同人家 当西四才

六人内 男三人 女三人

高九斗五升七合

一、代々禅宗道村慈観寺旦那

勘左衛門

同寺旦那

同人家 当西四十才

同寺旦那

同人家 当西三十才

同寺旦那

同人家 当西十四才

第一章 家

四人内 男二人 女二人

高石八升五合

一、代々禅宗道村慈観寺旦那

勝之丞

同寺旦那

同人家 当西四十才

同寺旦那

同人家 当西三十才

同寺旦那

同人家 当西五十才

四人内 男二人 女二人

一、代々禅宗道村慈観寺旦那

仲右衛門

同寺旦那

同人家 当西三十才

同寺旦那

同人家 当西三十才

同寺旦那

同人家 当西七十才

同寺旦那

同人家 当西五十才

四人内 男二人 女二人

高五斗二升五合五勺

一、代々禅宗道村慈観寺旦那

岡右衛門

同寺旦那

同人家 当西四十九才

同寺旦那

同人家 当西三十五才

同寺旦那

同人家 当西八才

同寺旦那

同人家 当西四才

四人内 男三人 女一人

高一石二斗五升五合九勺

一、代々禅宗道村慈観寺旦那

助左衛門

同寺旦那

同人家 当西七十八才

同寺旦那

同人家 当西六十八才

同寺旦那

同人家 当西三十才

同寺旦那

同人家 当西二十五才

同寺旦那

同人家 当西一才

五人内 男三人 女二人

一七二七

一、代々禅宗道村慈観寺旦那

同寺旦那

高一石二斗七升一合
吉右衛門 当西六十才

同寺旦那

同人妻 当西四十八才

同寺旦那

同人男子 忠七 当西十六才

同寺旦那 同人女子 おけさ 当西十四才

男 二人
女 二人

一代に禅宗道村慈観寺旦那

同寺旦那

高八斗七升七合二勺
庄右衛門 当西三十九才

同寺旦那

同人妻 当西三十六才

同寺旦那

同人男子 千之丞 当西二十才

同寺旦那

同人女子 おさん 当西十七才

同寺旦那

同人男子 久次郎 当西七才

同寺旦那 同人女子 おくり 当西四才

男 三人
女 三人

一、代々禅宗道村慈観寺旦那

同寺旦那

高一石三升二合一勺
重兵衛 当西四十才

同寺旦那

同人妻 当西三十二才

同寺旦那 同人女子 おせち 当西十七才

男 一人
女 二人

一、代々禅宗道村慈観寺旦那

同寺旦那

高六斗一升合一勺
市右衛門 当西五十七才

同寺旦那

同人妻 当西五十才

同寺旦那 同人女子 おかん 当西十七才

男 一人
女 一人

一、代々禅宗道村慈観寺旦那

男 一人
女 一人

高七石六斗四升貳合壹勺
辰五郎 当西十八才

一、代々禅宗道村慈観寺旦那

同寺旦那

高六升
源八 当西五十八才

男 一人

同人男子

松五郎 当西十八才

一、代々禅宗道村慈観寺旦那

同寺旦那

高五斗壹升五合九勺
忠兵衛 当西五十才

同寺旦那

同人男子

同寺旦那

長五郎 当西四十四才

同寺旦那

同人女子 おあき 当西四十二才

同寺旦那

同人男子 太郎 当西十六才

同寺旦那 同人女子 おのふ 当西三才

男 三人
女 三人

一、禅宗道村慈観寺旦那

同寺旦那

高七石貳升四合五勺
金兵衛 当西六十才

同寺旦那

同人男子

同寺旦那

勝右衛門 当西二十六才

同寺旦那

同人妻 当西二十才

同寺旦那 同人男子 政五郎 当西十四才

男 三人
女 一人

一、代々禅宗道村慈観寺旦那

同寺旦那

高五斗五升八勺
重郎右衛門 当西四十二才

同寺旦那

同人女子

同寺旦那

同人妻 当西四十三才

同寺旦那

同人女子 おけさ 当西十七才

同寺旦那 同人女子 おまつ 当西十二才

男 一人
女 一人

一、代々禅宗道村慈観寺旦那

高七石貳斗三升六合九勺
常右衛門 当西五十六才

第一章 家

一、代々禪宗道村慈観寺旦那
同時旦那 同人妻 当西四十八才
同時旦那 同人男子 当西二十四才
同寺旦那 同人妻 当西十七才
同寺旦那 同人男子 当西十四才
同寺旦那 同人女子 おつる 当西十一才
同寺旦那 同人男子 三五郎 当西八才
ノ七人内 男 四人 女 三人
高石式斗四升五合八勺
萩右衛門 当西二十八才
同寺旦那 同人妻 当西二十五才
同寺旦那 同人女子 おすて 当西七才
同寺旦那 同人下女 おふゆ 当西十二才
ノ四人 男 三人 女 一人 馬彦正
高石式斗七升七合七勺
万右衛門 当西四十六才
同寺旦那 同人妻 当西四十四才
同寺旦那 同人男子 八百蔵 当西五才
ノ三人内 男 二人 女 一人
高九斗七升式合五勺
清兵衛 当西五十才
同寺旦那 同人妻 当西三十八才
同寺旦那 同人母 当西六十八才
ノ三人内 男 一人 女 二人
高八斗六升彦勺
与四右衛門 当西六十三才
同寺旦那 同人妻 当西五十六才
同寺旦那 千右衛門 当西三十才
同寺旦那 同人妻 当西二十才

一、代々禪宗道村慈観寺旦那
ノ四人内 男 三人 女 一人
高石九斗式升七合五勺
勘左衛門 当西三十九才
同寺旦那 同人妻 当西二十五才
同寺旦那 同人男子 勝太郎 当西六才
同寺旦那 同人男子 重太郎 当西二才
ノ四人内 男 三人 女 一人 馬彦正
高八斗六升四合二勺
喜左衛門 当西七十才
同寺旦那 同人子 権左衛門 当西二十七才
ノ男式人
高石五斗式升九合五勺
甚左衛門 当西七十才
同人妻 当西六十一才
同寺旦那 同人子 清右衛門 当西三十才
同寺旦那 同人子 辰之助 当西五才
ノ四人内 男 三人 女 一人
高石式斗七升式合彦勺
忠右衛門 当西五十六才
同人妻 当西四十八才
同寺旦那 同人男子 友右衛門 当西二十四才
同寺旦那 同人男子 忠蔵 当西二十才
同寺旦那 同人男子 富松 当西十五才
同寺旦那 同人女子 おちよ 当西六才
同寺旦那 同人男子 六助 当西三才
ノ七人内 男 五人 女 二人
高石七斗三升四合七勺

一、代々禪宗道村慈観寺旦那

重左衛門 当西六十一才

同寺旦那

同夫妻 当西五十才

同寺旦那 同人子

作之丞 当西二十九才

同寺旦那

同夫妻 当西二十二才

ノ四人内 男 貳人
女 貳人

高三石八斗八升

一、代々禪宗道村慈観寺旦那

久左衛門 当西五十六才

同寺旦那

同夫妻 当西五十二才

同寺旦那 同人子

幸左衛門 当西二十五才

同寺旦那

同夫妻 当西十七才

同寺旦那 同人男子

牛松 当西十二才

同寺旦那 同人女子

おあき 当西八才

同寺旦那 同人女子

おとめ 当西五才

ノ七人内 男 三人
女 四人 馬壹疋

高七斗三升壹合六勺

一、代々禪宗道村慈観寺旦那

奥右衛門 当西五十六才

同寺旦那

同夫妻 当西四十五才

同寺旦那 同人男子

忠次郎 当西十八才

同寺旦那 同人女子

お志ゆん 当西五才

ノ四人内 男 貳人
女 貳人

高三斗三升八合九勺

一、代々禪宗道村御慈観寺旦那

六郎右衛門 当西七十才

同寺旦那

同夫妻 当西七十才

同寺旦那 同人男子

幸七 当西二十四才

ノ三人内 男 貳人
女 壹人

一、甲卯八代郡道村慈観寺末寺禪宗

高壹石斗七合七勺

一、甲卯八代郡道村慈観寺末寺禪宗

柴草村昌壽寺無住

高三斗三升貳合三勺

柴草村教昌庵無住

惣人数ノ百拾八人内 男 六拾四人
女 五拾四人

右之者共代々旦那ニ紛無御座候ニ付銘々名所印形取之差上申候若し御法度之宗門之由訴人御座候ハ拙寺罷出急度為申披可仕候以上

一、甲州巨摩郡小林村南明寺末寺

道村慈観寺

住寺覺勇花押

高五石八斗出作

家数 廿八軒 馬三疋

内

一、寺式ヶ所 無住ニ御座候

右者当酉年宗門人別相改村中大小之百姓其外水吞非人等ニ至迄村中徘徊仕候者壹人茂不殘宗旨相改書面之通り少茂相違無御座候為其銘々之印形仕り差上申候為後日依而如件

安永六四年三月

甲卯八代郡柴草村

名主 勘左衛門

長百姓 萩右衛門

百姓代 久左衛門

柴村藤三郎 様

御役所

右之内

他村より入人貳人女

一、八代郡三沢村幸左衛門姪

幸左衛門妻

一、同郡根子村友右衛門子

萩右衛門下女

右之内

出生三人 男 貳人

女 壹人

一、当酉年出生仕

同人女子

一、当酉年出生仕

作次右衛門男子

一、当酉年出生仕

勝之丞男子

右之内他所江奉公出人

一、巨摩郡はなわむら忠三郎方ニ奉公仕候

おひち

一、八代郡市川村八郎左衛門方ニ奉公仕申候

六之助

一、同郡 高田村藤四郎方に奉公仕候

お志やうふ

一、同郡 高田村勝左衛門方ニ奉公仕候

おくり

一、同郡岩間村次郎左衛門方ニ奉公仕候

忠七

一、同郡 岩間村角左衛門方ニ奉公仕候

千之丞

一、同郡岩間村六郎左衛門方ニ奉公仕候

権左衛門

一、八代郡あみくら長兵衛方ニ奉公仕候

長五郎

一、同郡道村忠兵衛方ニ奉公仕候

おけさ

一、同郡宮原村ほかん方ニ奉公仕候

岡右衛門

一、同郡市川村善林寺方ニ奉公仕候

忠 藏

一、同郡市川村喜八方ニ奉公仕候

富 松

人数ノ拾貳人内男 八人

女 四人

死失之事

一、去改後 死失仕候

徳之丞子

一、去御改後 死失仕候

忠兵衛子

一、去御改役 死失仕候

清右衛門妻

一、去御改後 死失仕候

勘左衛門子

一、去御改後 死失仕候

千右衛門子

人数ノ五人 男 三人

女 貳人

本町における最近の戸籍取扱件数を年度別にあげれば表のとおりである

第一章 家

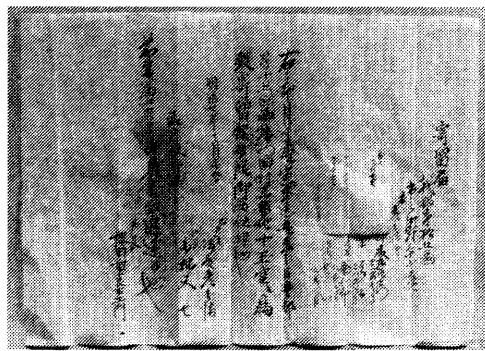


宗門人別書上帳（佐野正美蔵）

五 住民登録

明治四年四月四日太政官布告の戸籍法制定の趣旨の冒頭に「戸籍人員ヲ詳ニシテ猥リナラザラシムルハ政務ノ最モ先ジ、重ズル所ナリ、夫レ全国民ノ保護ハ大政ノ本務ナルコト素ヨリ云フヲ俟タズ、然ルニ其保護スベキ人民ヲ詳ニセズ、何ヲ以テ其保護スベキコトヲ得ンヤ。是レ政府戸籍ヲ詳カニセザルベカラザル儀ナリ」というのが戸籍編製の基本的理由として、先ず山梨県政務は所在名称を明確にするため、明治五年正月十八日に、山梨県を八十区に分け、八代を一六区に分けた。本町の折門、八坂は一一区に属し、山家は一二区に、熊沢、嶺、久保、大山、磯、根子、芝草、瀬戸は一三区に、三沢、樋田、車田、切房木、道、水船、古関、中之倉、釜額は一四区に、上田原、一色、市之瀬、北川、岩欠、杉山、大炊平、清沢、常葉、上之平、波高島、桃窪、下部、湯之奥は一五区に属して、戸籍編製の場所を各人の住所地とした。また戸(家)を単位として編製する建前をとっていた。従って、壬申戸籍は身分登録を兼ねた住民登録簿であった。当時の戸籍事務の管掌機関は、一区ごとに、戸長、副戸長が置かれ、その区内における戸数、人数生死及出入のそれぞれを把握し、また管轄庁(当該府県庁)には戸籍吏員が置かれていた、その後時勢の変遷と人情の推移によつて戸籍法中何箇所かを整備改正し、形式的にはややその近代化を獲得したが、本質的にはさしたる変革はなく、明治三十一年戸籍法を一段と整備し、明治三十一年七月十六日民法、親族相続編が施行されたが、同法は重要な家族法上の関係を戸籍の届出にかかわらしめ、家族制度の維持を図ることを目的とした。

家族制度の裏付けとなる戸籍は、家を単位とし、戸主をもとにして、その家に属する者の身分関係を登録することになったのである。これは産業経済の発展と交通機関の発達によつて、家族の生活関係も複雑化し、家族共同体の全員が終生一定の場所に居住することは困難となり、本籍地を離れて他の土地へ移住する者の居住関係を把握する制度が必然的に生じ、こ



寄留届

ここに居住関係を登録することを目的として、大正四年四月一日寄留制度が施行された。

寄留制度は、實際生活に即した居住の事実を明らかにすることを目的としたものであるが、同制度は、九〇日以上本籍地外に居住する者について、居住関係の深淺により、住所寄留簿又は居所寄留簿に登録し、本籍地に居住する者については寄留簿の登載から除外した。したがって、当該市町村における住民の居住関係を知るためには、住所寄留簿及

び居所寄留簿のほか戸籍簿を調査しなければこれを把握することはできなかった。寄留制度から受ける利用価値は、学事、兵事の事務及び印鑑証明を得る程度の極めて少範囲に限られていたので、住民の積極的な届出を期待したが、実効をあげることはできなかった。

住民全部を登録し市町村行政が簡易な処理によつてより以上の効果をあげるべき制度への改革の機運が高まり「寄留制度要綱」を基にして「住民登録制度要綱」を作成、昭和二十六年六月八日「住民登録法」として公布、翌二十七年七月一日より施行された。

戦後日本の復興は、世界各国が予想だにし得なかったほど急速の進歩を遂げた。占領のきづながとかれて復興の鉤が大地に打ちおろされたのは、平和条約発効の昭和二十七年である。以来この住民登録制度は、国土の復興と共に基礎が確立された。

第二次世界戦争の終結を契機として、民主主義強化というポッドム宣言の趣旨にそつて、政治、経済、文化、その他あらゆる分野に新局面を開いた。

戸籍取扱件数

下部町役場調

事件の種類	年 度		昭41年	昭42年	昭43年	昭44年	昭45年	昭46年	昭47年	昭48年	昭49年	昭50年	昭51年	昭52年	昭53年	昭54年
出生	知組	縁組	227	274	250	250	229	224	238	247	213	232	207	202	227	191
認養	子	縁離	9	8	18	25	6	4	2	1	3	7	4	3	2	
養婚	子		20	15	3	25	13	16	37	21	17	12	22	24	18	11
離婚	権	後	335	334	275	334	336	307	348	311	286	318	252	246	278	236
親死			18	21	16	23	10	18	17	18	14	17	18	19	15	11
失復			125	122	100	125	115	142	105	127	98	105	117	108	129	119
婚姻	統	関係	1		1		1		1	1	3				2	1
相入	統	人			1		2		1	1	1		1	1	2	
分籍	除籍	了	9	8	5	14	8	3	7	8	16	7	22	15	18	11
帰化	失更	更	1	1	1	1	5	4	5	2		2	1	1	3	5
氏名	喪変	喪			1		1	1	4						1	
転籍	正	更	1	1	1	2	64	1	2	70	1	81	50	59	67	1
訂正	正	更	52	57	44	54	12	65	68	15	49	24	19	11	28	11
追そ	法	77条の2	1	1	3	1	1	1	1		4		1	3	3	3
他	2													6	2	3
合 計			851	866	764	845	804	810	865	824	737	808	723	700	799	661

昭和二十二年五月三日、民主主義を基盤として日本国憲法が施行、同時に地方自治法は、憲法の精神にそった新しい地方自治制度を確立して、住民自治の面を画期的に拡充した、地方自治もその民主主義に則り「住民の、住民による住民のための自治」という地方自治の理想像を具現した。地方公共団体は、一定の区域と住民と住民及び自治権をその構成要素とするものであるが、住民こそは、自治権の主体であり、住民たる資格を有することは選挙権、その他地方自治に参与する権利を有する、他方市町村民税等の公課を負担する義務を負うものである、このように地方自治の主権者たる住民を把握することが、地方自治の出発点であることから、市町村の住民を公簿に登録する必要がある、住民登録制度は寄留制度を改革して創設したものといわれながら、実は地方自治制度の生々発展のために必要な制度として誕生したものである、住民登録制度はこのような目的から法第一条に「この法律は、市町村においてその住民を登録することによって、住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正簡易な処理に資することを目的とする」とうたわれている。

住民基本台帳

明治四年四月四日戸籍法則が制定されて以来、住民登録制度に至るまで幾多の変遷を重ねて来たが、人間社会の進歩と共に、あらゆる分野において分業と専門化が進んで来たので、従来の住民登録法では対応できなくなり、住民基本台帳法が制定された。

地方自治制度が成立して三十有余年、その制度のもとにおいて地方公共団体はその住民の意志によって、またその負担で福祉増進を図ることを任務としているので、構成員たる住民を常に明確に把握しておくことが、地方自治の基盤である。これによって健全な運営を期することができる。これらのことを基に、昭和四十二年七月二十五日法律第八一号をもって住民基本台帳法が公布され、同年十一月十日から施行された。

第一条この法律は、市町村（特別区を含む、以下同じ）において、住民関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする」とあり、

住民に関する正確な記録を整備しておくことは、住民を対象とする行政を適正に行ない、また住民の正しい権利の行使を保証するために、欠くべからざるものである、これまで市町村における住民の地位を記録する各種の台帳に関する制度、およびそのための届出は、各種の行政ごとに定められていた。

住民の利便、行政の近代化及び能率化の見地からも、改善を要する点が少なくなかった、これらの情勢にかんがみ、その趣旨に基づいて設けられたのが、住民登録基本台帳法である。この制度の施行により、住民の転出入、転居、出生、死亡、変更、記載、修正や消除等、また国民年金、国民健康保険の取得、喪失その他選挙や米穀の配給などすべてが、異動の届出により完了するように一本化されている。

住民票は個人を単位として作成され、氏名、生年月日、性別、続柄、住所、本籍、世帯主などの身分関係と、前述の取得、喪失、選挙権の有無等が記載され、世帯ごとに区分されている、これらの台帳を基に、適正なる地方自治行政がなされている。

第二節 名字と家紋

一 名字

(一) 名字の起こり

姓のことを「みようじ」といい、これを「名字」とも「苗字」とも書く。苗字の苗は草木の苗のこと、子孫のことを苗裔（みょうえい）ともいうことから、江戸時代以前は名字と書いたものが、苗字と書かれるようになった。

昔他人の田畑と区別するために、自分の田畑にそれぞれ名前をつけた、そのうち田畑の名前がその田畑を耕作する家の呼び名となったともいわれる。他方江戸時代門名（かどな）と称しておのおのを区別するために、その家がある位置、方位、自然環境、職業などからつけられた。たとえば、たつみち、森下、宮脇、坂下などという家名がつけられた。

このようにして家の呼び名とか門名（かどな）から生まれた名字も少なくない。大古は氏族制度であって、同一の祖先より出た者が一定地に居住して、一集団をつくった。この血族集団を氏族と称した。その職業は代々世襲であった。宗家を氏上（うぢのうへ）といい氏族の成員を氏人と称した、氏はそれぞれ家を構え、その家はまた多くの奴隷をもつことが普通であった。その氏族の称は職業または居住地の名をとった。

氏上は氏人を支配して政務を行ったが、支配の方式として部を設けた。有力な豪族は私有民を拡大し、これに自己の名をつけて大伴部・蘇我部と呼んだ、これを曲部（かまべ）、民部（かきものみ）といふ農産物を納めたり力役に従う義務も負っていた。中には技能の仕事に従事する職業集団もあって、有力な氏族ほど多数の部をもっていた。朝廷内においても中臣氏は祭祀を、大伴氏は軍事を、その他有力な氏がそれぞれ政務を分掌して世襲した。特技の部を率いて専門的な職掌をもつ者は伴造（ともみよ）に任命されて、朝廷の職務組織は発展して

いった。

姓ははじめ氏が氏上に対する尊敬の意の私称であったが、朝廷の勢力が拡大するとともに、氏は天皇から臣、連、首、君、直などのように、主長を現わす姓と、神主、県主、史など職掌を現わす姓を賜わり、蘇我臣とか大伴連と世襲の称号をもち呼ばれるようになった。

天武天皇十三（六八五）年には、あらためて直人、朝臣（あそみ）、宿弥（すくみ）、道師（みちし）、臣、連、稻置（いなぎ）など八種の姓を定め、官職には関係なく天皇に近い子孫からというようにして、家格を示すものとして与えた。

大化の改新により官職が世襲でなく、個人の能力に応じてそれぞれ任命され、姓の意義も大いに変わった。公地公民制が敷かれて、部民の大部分は公民となり氏上の支配権は失われた。平安朝になると源・平・藤・橘の四氏のほかは、数氏に限られるということは、四氏が特に有力であったということであろう。

名字とは実名と字（あな）を一つにした名称で、実名と字をもつような習慣が伝えられたのは奈良時代のことである。戸籍があった時代のことだから本名を変えることはできなかったが、字は容易にかえることができた。この字が特定の家集団の家名として用いられるようになったのは、大化の改新後氏上がその実権を失った平安中期頃からである。



根子村苗字帳

公家では有力な藤原氏が多くの門流を生み、その居住地や家領にある菩提寺や山荘の名を称号した、武士においても源平その他の武士も根拠地を定めてそこに名字集団をつくった。

徳川時代になると、神主に名字、特に功勞のあつた者には名字帯刀が許されたが、それ以外に名字帯刀が許されたのは士分の者に限られていた。一般庶民百姓もそれぞれ名字はもっていたが、公に名字を書くことも、名乗ることも許されなかったが、寺の過去帳とか墓碑の中などに名字を発見することができる。

法律または法規では氏を「し」とも「うじ」ともいい、名字を名前、つまり姓名を法規では「氏名」といって、今では氏と姓は全く同じに考えられている。現在苗字は十万近くあるともいわれている。

明治三年九月の太政官令では「平民ニ苗字ヲ許ス」と布告し、明治八年二月十三日布告第二二号は「平民ドモニ苗字を許ス旨ヲ、明治三年九月布告シタガ、今後ハカナラズ苗字を唱エヨ、但シ祖先ノ苗字ガワカラヌ者ハアタラシイ苗字ヲツケテヨロシイ」と布告されて、姓名の形が確立した。

(一) 本町の苗字

苗字の大部分は前記のように、居住地や所領、氏にゆかりのある土地から得たもの、その他官職、職業、または氏に地名の一部をつけたもの、観世、木阿弥などの人名、動・植物名を苗字としたものなど多種多様である。

本町における苗字は、前掲のごとく、各地に一般的に見られる苗字で、地名から得たと思われるものが最も多く、門名、氏に地名、職業から得た苗字等さまざまである。

明治五年壬申戸籍の調査結果によれば、附籍分の苗字は四七種六〇戸で、本籍分(B欄)は、九二種一、五二三戸である。また昭和五十三年一月現在、住民登録基本台帳調(C欄)は二八三種二、一九二世帯となっている。

一番多い苗字は小林二〇二世帯、続いて赤池二〇〇世帯、伊藤一七一世帯、「渡辺」一五八世帯、「佐野」一五三世帯の順となっている。

明治五年(一〇六年前)と比較して、世帯数に大きな変動はないが、苗字数が多いことは、早くから鉾山が開かれたり、名湯下部温泉があることや山資源の伐採搬出、富士身延鉄道、国道三〇〇号線の開通などの諸原因によるものと思われるが、いずれにしても他町村に比して、生活圏、経済圏がすぐれているためではなからうか。

二 家紋

日本の紋章は、氏族や家の標識としての紋様であって、家紋、定紋、紋所などとも呼ばれてきた。

公家、武家の紋章は、その家が属する氏族の系譜上から見た称号、名字の図紋、一般庶民の場合はやはり苗字とのつながりをもつ図紋が多く用いられている。

(一) 家紋のおこり

家紋は乗り物とか、旗幕などに家の目印として用いられたのがはじまりで、平安中期頃からとも、源頼朝以後ともいわれている。紋章は先ず公家社会におこり、次いで武家社会におこったが、紋章の必要性とか意義については大いに異なる。

○公家

公家としては、次のようにして用いられたはじめた。

- 1、宮廷に出入りする際、自分の車を区別するための紋様。
- 2、正装の時束帯の袍に使う紋章。
- 3、祖先の由緒に基づく紋様。

十一世紀前半頃は牛車の持主の紋様を用いて、一代限りであったが、家格も家職もその家に世襲的に定着し、旧儀、先例を重んずる意識がつよくなるにつれて、牛車の紋様も父祖のものを子孫が踏襲して、その家の紋章となったもので、平安中期以後門地門閥を重んずる風が盛んになり、殊に儀式などにおいて、自家標識としての家紋を容易に識別できる便利さと共

に、ますます重要視されるようになった。

○武家

武家の紋章は、戦場における敵味方彼此識別のために陣幕、旗差物、桶などに描いた紋様からとされており、公家の優雅なものとかわり、簡略で識別容易なものが用いられた。鎌倉室町の戦乱期を迎えて、旗幕はもちろん衣服や調度品に、文亀の頃から、幟、馬標などまでに家紋をつけた。従って一軍の將たるものは、地方群雄の家紋まで熟知しなければならぬ時代となった。更に江戸時代には、泰平の世となるにつれて、家紋は武家の威儀を正すに必要なものとなり、登城とか参勤交替の際会行列のために家紋を知ることが必要となり、家格に応じた礼儀作法をしなければならず、用途は大きな変革を迎えた。

○庶民

元禄時代を迎えて家紋の装飾化がおこり、伊達紋、加賀紋、鹿子紋、比翼紋、崩し紋などが盛んになった。当時商業の盛んになるにつれ、金力を蓄えた庶民の間にも武家以上に紋様を好む風が流行した。

明治以降衣服制度の改正によって、礼服は洋服にかわり、家紋の必要性も使用も次第に減少したが、その紋章の種類は多種多様で、自然紋、建造物・器具紋、文字・図符紋、動物紋、植物紋、文様紋など四、七〇〇種類にも及んでいるが、最近生活様式の変化と、家族制度の崩壊によって、その存在価値も薄れようとしているが、まだまだ生活上重要なポイントとして、一つの形式の中に生きている。

(二) 本町の家紋

本町に於いても、昭和二十五、六年頃まではこの家に行っても弓張提灯が長押にかけられ、提灯には必ず大きな家紋と、戸主の名や屋号が描かれていて、ローソクの火がゆらぐのにつれて、家紋は一段と鮮やかに浮かび、その家を浮き彫りにする効果があった。

また礼服には一つ紋、三つ紋、五つ紋、七つ紋などがあり、羽織袴に威儀を正したものである。最近では着る者も少なくなってきたが、系譜を重んじ家柄を尊ぶ日本人、わけても本町などにおいては家紋を尊重する風が年輩の人々の間に根強く残っている。

本町の家紋の数は名字ほど多くはないが、調査にあたって、家紋を知らない、家紋がない、転出のため家紋が判らず未調査の部分も相当多いがその数と種類は別表「町内家紋調べ」のとおりで、植物紋四三種一、二、三九世帯で一番多く、続いて文様紋二九種三、二五世帯、自然紋五種二、四二世帯建造物・器具紋六種二、二九世帯、動物紋八種一、九四世帯、文字・図符紋五種六世帯となっている。又紋章名別に分類すれば、「下り藤」が二、二一世帯で一番多く、続いて「丸に違い矢」二、一九世帯、「五三桐」一、六一世帯、「中輪に五三桐」一、三八世帯、「丸に荒枝付右三階松」一、一四世帯、「丸に違い鷹の羽」一、〇九世帯の順になっている。

名字別に使用している紋章をあげれば別表のとおりである。

町内家紋調

分 類		紋 章	名	世 帯
茗 荷	丸に抱き茗荷	萬	丸に萬	一四
萬	丸に萬	萬	丸に萬	一
竹・笹	九枚笹 根 笹 丸に根笹	二	二	二
沢 瀉	立ち沢瀉 丸に立ち沢瀉 向う花沢瀉	五	五	五
竜胆・葛	笹竜胆 丸に笹竜胆	一五	一	一

植物紋

	松	桔梗	橘	片喰	梅・梅鉢	葵	藤	桐	菊	麻	
抱き柏 丸に三つ柏	丸に荒枝付き右三階松	桔梗 丸に桔梗 八重桔梗	彦根橘 丸に橘	剣片喰 丸に剣片喰	丸に梅鉢	丸に三つ葵	下り藤 丸に下り藤 那須藤 上り藤 丸に上り藤	花桐 中輪に五三の桐 二重丸に五三の桐	菊水 中輪に半菊一の字	三つ麻の葉	六つ花竜胆
一 二三	一一四	二九四	四五	三八一	二六	九	二二一 一三八 一七六 一五	一五	三二	一	一

器具紋					動物紋				文字 図符紋		
矢	車・槌	釘拔	轡	劍	鹿角	鶴	鷹・鷹の羽	蝶	字	梶	柏
違ひ矢 丸に違ひ矢	丸に槌車	釘拔	轡	丸に二つ引両 四つの劍菱	丸に抱き角	鶴の丸	丸に違ひ鷹の羽 丸に右重ね違ひ鷹の羽 中輪に並び鷹の羽	揚羽蝶 丸に揚羽蝶 対揚羽蝶	丸に山の字 丸に合の字 丸に井の字 丸に賀の字 八角に三の字	立ち梶の葉 丸に立ち尾の葉	蔓 柏 丸に蔓 柏 五つ捻じ 柏 中輪に抱き 柏
二二九 四	一	二	二	一	五	六四	一〇九 一三	一〇一	一一一 一一二	九六 五〇	一六三 三

文極紋

引両・鱗	亀甲	菱	花菱	巴	木爪	目結	輪違い	石畳	井筒・井桁
丸に三つ引両 丸に三つ鱗	亀甲に違い鷹の羽	三階菱 丸に三階菱 武田菱 丸に中陰武田菱 丸に割菱 三つ盛菱 寄せ三つ菱	花菱 丸に花菱 丸に剣花菱	右三つ巴 丸に右三つ巴 左二つ巴	木爪 丸に木爪 細輪に三つ盛木爪 木爪に四つ目 庵木爪	十一割隅立て四つ目	丸に三つ輪違い	丸に四つ石 中輪に堅三つ石	丸に隅立て井筒 丸に平井筒
一四四	三	二七 八 二 四 一	四 九 一	七 三 一	一四 四二 一六 一 五三	一	一	二 二	九 一

町内の家紋	分 類	苗 字
自然紋	星・曜	井桁
丸に三曜 丸に九曜	渡辺星（三星に一の字） 丸に三星に一の字 七曜 九曜 丸に九曜	一 七九 七六 六 五一 三〇
茗荷	樋川・斉藤・浦田・神宮寺・大矢・川口・森川	
薦	磯辺・川戸・小淵	
竹・笹	竹内・竹之内・鈴木・笹本・志村・鳥屋尾・前島・大山・奥野・清水・服部・大森	
沢瀉	田中・古屋・佐田・花形・松沢・小泉・堀水	
竜胆・葛	鈴木・青木・有馬・奥野	
麻	河村	
菊	和田・宮沢	
桐	桐戸・二宮・小松・小林・桜田・幡野・高橋・若林・土橋・切金・久保田・伊藤・依田・石部・奈良・宮下・岩倉・滝田・猪之尾・須田・田渡・亀井・長沢・米山・安田・長谷川・根岸	
藤	伊藤・加藤・遠藤・内藤・齊藤・後藤・藤巻・藤田・藤沢・若狭・依田・杉本・中野・新井・小池・畠山・松永・忠地・上戸・木内・増田・岩崎・下原・川田・青柳・金子	
葵	佐野	
梅・梅鉢	池田・今村・小林・中村・伊藤・山下・筒井・玉木・入野・杉山	
片喰	金川・萩原・鮎川・内田・福島・森川	
橘	清田・今村・磯野・横森・村重・阿部・塩崎・若林・久保・立川・山中・依田・美馬	
桔梗	渡辺・原田・太田・小里・曾谷・佐竹・両角・玉島・鯉淵・道村	
松	小松・村松・岩松・生松・松木・深沢・保坂・中沢・岩崎・増本・串松・南条	

星・曜	井筒・井	石畳	輪違	目結	木瓜	花菱	菱	亀甲	引両・鱗	劍	轡	釘拔	車・槌	矢角	鹿角	鶴	羽	鷹・鷹の	蝶	字	梶	柏	
・今井	渡辺・望月・北条・長田・井上・村松・丸山・市川・高地・木村	草間・今福	北条	原	伊藤・深沢・馬場・笠井・伊東・旭・佐々木・金山・鬼頭・谷口	山田・野口・野村	有田・岩本・秋山	田村	北条・丹沢・長田・山本・三神・三浦・二宮	樋口	小沢	小松・吉田	池川	赤池・上田・矢野・井上・山中・赤井・佐藤・春沢・山丸・	近藤・相沢	上田・小林・上畑・森	柿・田村・小山・吉村・川見・石垣・田辺・神山・小池・土橋	高野・大原・赤池・赤井・鈴木・高橋・鷹野・田貝・吉川・大勝	岡島・芝原・柴原・小川・加賀美	山宮・合津・井出・気賀沢・河野	佐野・門西・幡野	・浅川・田中・米沢	河西・門西・笠井・磯野・石部・佐野・古屋・都築・遅沢・浅原



八重桔梗



丸に橘



丸に梅鉢



那須藤



二重丸に五三桐



菊 水



抱き柏



彦根橘



丸に片喰



上り藤



花 桐



中輪に半菊一の字



丸に三つ柏



桔 梗



丸に剣片喰



丸に上り藤



下り藤



五三桐



丸に桔梗



剣片喰



丸に荒枝付右三階松



丸に下り藤



中輪に五三桐

建造物・器紋



違い矢



丸に違い矢



四の剣菱



釘 抜



轡



揚羽蝶



丸に揚羽蝶



対揚羽蝶



丸に違い鷹の羽



丸に右重ね
違い鷹の羽



中輪に並び鷹の羽



鶴の丸



丸に抱き角

動物紋



丸に山の字



丸に合の字



丸に井の字



丸に賀の字



八角に三の字

文字図符紋



九枚笹



根 笹



丸に根笹



立ち沢渦



丸に立ち沢渦



向う花沢渦



笹竜胆



六つ花竜胆



三つ麻の葉



中輪に抱き柏



蔓 柏



丸に蔓柏



五つ拾じ柏



立ち梶の葉



丸に立ち梶の葉



丸に抱き茗荷



萬



丸に萬



三星に一の字

自然紋



丸に平井筒



丸に木瓜



三つ盛菱



丸に二つ引両



丸に三星に一の字



井 桁



細輪に三つ盛木瓜



寄せ三つ菱



丸に三つ引両



七 曜



木瓜に四つ目



花 菱



丸に三つ鱗



九 曜



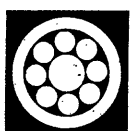
庵木瓜



丸に花菱



亀甲に違い鷹の羽



丸に九曜



十一割隅立て四つ目



丸に剣花菱



三階菱



丸に三つ輪違い



右三つ巴



丸に三階菱



丸に四つ石



丸に三つ巴



武田菱



中輪に竖三つ石



左二つ巴



丸に中陰武田菱



丸に隅立て井筒



木 爪



丸に割菱

下部町苗字一覧

凡例 A 明治5年現在壬申戸籍附籍分
B 明治5年現在壬申戸籍本籍分
C 昭和53年1月現在住民登録世帯数

苗	字	A	B	C	苗	字	A	B	C	苗	字	A	B	C
小	林	5	196	202	今	福			12	秋	山			3
赤	池	2	183	200	中	村		10	11	佐	々			3
伊	藤		106	171	斉	藤			10	青	柳		1	3
渡	辺	3	135	158	古	屋		10	10	杉	本			3
佐	野	1	133	153	岩	崎			9	野	口		3	3
望	月	3	34	77	松	井		3	9	小	山			3
内	藤	1	61	62	切	金		5	9	丸	山			3
上	田		75	61	高	橋	1	4	8	志	村			3
遠	藤		38	57	山	田			7	奥	野		4	3
高	野		27	41	長	田			7	田	村			3
磯	野	1	22	40	鷹	野			7	加	賀		7	3
日	向		33	37	若	林		7	7	曾	美		3	3
深	沢		37	37	山	本		3	7	芝	原		1	3
依	田	1	26	36	春	沢		10	7	岩	倉	1	1	3
二	宮		18	29	井	上			6	佐	藤	1	3	3
石	部	2	19	27	門	西		6	6	小	池		2	3
土	橋		20	25	村	松	1	4	5	米	澤			3
小	松	2	14	25	萩	原		3	5	矢	崎			3
今	村		13	25	竹	内		3	5	矢	野		2	3
保	坂		21	21	柴	原		2	5	浅	原			3
鈴	木		12	20	加	藤		3	4	三	浦			3
中	澤		20	19	笠	井		1	4	宮	下			2
大	原		18	18	山	丸			4	山	下			2
櫻	田	1	11	18	中	込			4	赤	井		3	2
馬	場		13	16	伊	東		1	4	藤	巻			2
若	狭		11	15	近	藤	1	6	4	小	澤			2
河	西		6	14	竹	之		2	4	樋	川		1	2
田	中		12	14	串	松		3	4	幡	野			2
北	條		13	14	阿	部			4	岩	本		2	2
岩	松		10	14	旭				4	小	泉			2
原	田		5	13	池	田		3	4	河	野			2
桐	戸		12	13	玉	木		2	3	武	田			2
太	田	1	6	13	丹	澤	1		3	藤	田			2
堀	内		7	12	宮	澤		1	3	草	間			2

苗	字	A	B	C	苗	字	A	B	C	苗	字	A	B	C
市	川	1		2	上	戸		2	1	天	野			1
田	辺			2	小	板			1	川	田			1
雨	宮			2	吉	村			1	鯉	洩			1
井	出			2	谷	口			1	若	松			1
石	垣			2	立	川			1	杉	山			1
畠	山	1		2	金	子			1	野	村			1
佐	田		2	2	大	森			1	滝	田			1
山	中			2	高	梨			1	木	内			1
両	角			2	小	洩			1	井	口			1
熊	谷			2	相	澤		3	1	成	澤			1
新	井			2	清	田			1	蛇	岩			1
金	山			2	大	山			1	坂	間			1
森	川		1	2	村	重			1	神	山			1
森				2	野	中			1	片	田			1
水	上			2	小	川	1		1	金	川			1
站	川			2	大	滝			1	相	山			1
和	田			2	笠	嶋			1	安	田			1
山	宮		1	2	前	島			1	笹	本			1
松	永			2	本	波			1	川	見			1
嘉	藤			1	横	森			1	塩	崎			1
永	関			1	木	永			1	奥	村			1
堀	田		1	1	下	原			1	黒	田			1
鳥	尾			1	米	山			1	南	條			1
吉	川			1	奈	良			1	中	野	1		1
鬼	頭			1	種	口			2	三	井			1
横	田			1	大	勝			1	佐	竹			1
久	保			1	古	山			1	内	田			1
遅	澤			1	山	口		1	1	入	野			1
筒	井			1	森	山			1	小	俣			1
池	川			1	須	田			1	名	取			1
玉	島			1	前	田			1	藤	本			1
上	畑		1	1	都	築			1	池	嶋			1
岡	嶋			1	上	松			1	猪	尾			1
高	木			1	金	野			1	千	野			1
三	神			1	石	坂			1	河	村			1
長	澤			1	甲	渡			1	山	川			1

苗	字	A	B	C	苗	字	A	B	C	苗	字	A	B	C
美	馬			1	永	山			1	直	木			1
浅	川			1	谷	龜			1	寺	木		1	
芦	澤			1	木	村			1	永	持		1	
門	野			1	川	口			1	長	持		1	
若	尾			1	古	川			1	吉	井		1	
木	地			1	有	馬			1	水	谷		1	
椿				1	米	窪			1	桂	川		1	
根	岸			1	忠	地			1	石	井		1	
大	矢			1	高	山			1	梅	田		1	
福	島			1	堀	水			1	和	世 田		1	
清	水			1	吉	田	2		1	品	川	1		
奥	山			1	久	保 田			1	宮	本	1		
林	田			1	長	保 川			1	村	野	1		
古	宮			1	川	戸			1	桃	川	1		
神	寺			1	後	藤			1	滝	浪	1		
高	敷			1	龜	井			1	宮	村	1		
磯	辺			1	武	井			1	富	川	1		
小	里			1	増	本			1	古	関	1		
坂	下			1	花	形			1	福	井	1		
狩	野			1	石	田			1	山	見	1		
合	津			1	気	賀 澤			1	小	野	1		
木	川			1	道	村			1	中	嶋	3		
池	端			1	増	田			1	窪	田	1		
信	田			1	松	木	1		1	巻	田	1		
日	吉			1	漏	田			1	滝	川	1		
服	部			1	錦	織			1	根	銅	1		
藤	澤			1	今	井			1	富	本	1		
冲	倉			1	浦	田	1		1	沢	木	1		
高	地			1		南			1	森	戸	1		
穴	山			1		原			1	水	野	1		
平	林			1	青	木			1	萬	松	1		
松	澤			1	田	貝			1	橋	本	1		
土	屋			1	溝	之 上			1	宮	川	1		
高	柿			1		西			1	蟹	江	1		
星	川			1	有	田	1		1	山	寺	1		
有	泉			1	生	松	4		1			1		

A 47種 60戸

B 92種 1,523戸

C 283種 2,192世帯

第二章 生活

第一節 衣食住の変遷

一 衣

昔の衣生活は極めて素朴単純で、晴れ着、平常着、仕事着の区別もなく、ただ寒暑を防ぎ、仕事をするに都合のよい程度に出来ていたのではないだろうか。縄文期の狩猟採集の時期にあつては、一部では北京系の毛皮、他方では南方系の樹皮等が衣料として用いられていたようである。

弥生時代には水稻栽培がはじまり、出土品に布目のあとがあることなどから機織りも行われていたことは確実で、樹皮草茎の繊維から織られたものであろう。

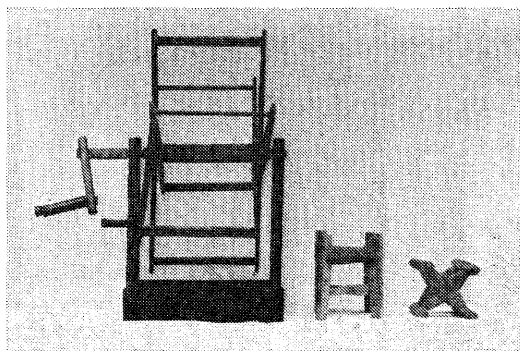
魏志倭人伝によれば（二〇〇）三〇〇弥生時代）

「男子はみな顔や体に入墨をしている。髪を美豆良にして、木棉の布を頭に巻き、衣服は横巾の布のところどころを結んでなつき、余り縫うことをしない、女子は髪を左右に分けて曲げて結び、衣服は一枚の布の中央に穴をあけ、そこから頭を通して着る。イネや麻を栽培し、養蚕をして絹糸をつむぎ良質の麻布や絹布を織った。」

と書かれていることから、男子は横布（袈裟衣）を着、女子は貫頭衣を着ていたことが想像される。

(一) 織物の原料

衣服の繊維には綿花、絹、羊毛、合成繊維などがある。それ以前には樹皮の繊維によって布を織った。楡、楮、藤、麻等でこれらの樹皮を水にさ



糸 車

らして甘皮を除き、残る繊維を織物に利用した。

イ 木綿

我が国に始めて綿製品が輸入されたのは十四世紀で、綿花が栽培されるようになったのは、天正年間（一五七三〜九一）からであるという。

天保十年の村明細帳（熊沢村）には「女は農作間木綿糸とり申候」とあるように、糸をとり布を織ることは、女子の大きな仕事であつた。山梨県においても徳川時代を通じて、綿花の栽培は極めて盛んであつたが、明治中頃より養蚕がようやく盛んになるに及んで、その栽培面積は逐次減少し、明治三十五、六年以後は綿糸を購入して綿布を織るようになった。木綿を栽培する頃は、綿花から着物に仕上げるまで、総べて女子の仕事であつた。

綿花から糸を紡ぐまでの工程は、

一 綿花を日光に干してよく乾燥させる。

二 ろくろにかけて種子をとり除く。

三 種子を除いた綿花を平にして、弓を槌で打ちその振動によって綿をほかす。

四 ほかした綿を適当な大きさに板の上に並べ、箸でこれを巻いて、拇指大の紐状の「よりっこ」を作る。

五 よりっこを車にかけて細い糸を紡ぐ。

六 つむいだ糸を水に浸した後、二、三本を合わせ、撚をかけて糸をつくる。

染色は紺屋がでて染めるまでは、総べて家庭で染めあげたもので、染料

は植物から取ったものである。

ネズミ色 桐の消し炭を粉にしてザルでこし、そのなかへ糸を入れて

煮たてる。

黄色 クチナシのサヤを釜に入れて暖め、皮をとり糸を入れて煮

たてる。

黒色 栗の花を使って染める。

このようにしてすべて野原や山に生えている植物を利用して、自分の手で染色をしたものである。

江戸時代から明治、大正へかけて、女の人のヨナベといって、旧暦八月初の翌晩から翌年三月の節句まで必ず糸とりをした。「八朔の泣き饅頭」という諺があるのは、農家の嫁の労働の辛さを表わした言葉であろう。木綿布は尊いものであったし、またその布を売って生活の費用にもあてていた。天保四年六月、十六ヶ村惣代として根子村（現下部町根子）の八之丞が、次のような嘆願書を出している。

乍恐以書付奉願上候

東河内領山附拾六ヶ村一同惣代を以奉申上候当国木綿布之儀忝反曲尺三丈四尺規定ニ御座候処追々猥ニ相成候ニ付今般甲府町太物屋仲間並ニ仲買之者共惣代八日町宗十郎清兵衛兩人願出候ニ付向後為取締与木綿商売致候者共江鑑札相渡当国織出し之木綿布ニ者年行事之者改印いたし尺不足之分ハ取引不致咎

御勤番御支配様御達有之候趣之御触御座候所然処当国木綿布之儀相定候織屋と申者無之郡中村々御百姓作間ニ婦女子之営業ニ而用向之席ニ持参売払又者仲間之者にも勝手ニ売払右価を以農具等買調其外御用達候上御年貢御上納之手当之一助ニも仕且又小前百姓等作間渡世ニ右仲買ニも勝手次第ニ相稼来候処鑑札無之者仲買不相成候而者自ら在ニ仲買之者共甲府町商人之手下共ニ相附仲買立勝手仲買致候義不相成附而者相場一定致し買売可仕誠ニ以敷敷御義ニ御座候

且改印無之布取引不相成候者 無抛右年行事江持参改印を相頼候様成行可申処当村者無實ニ而改印致可申候得共往々者判賃可取巧ミニ而若不差出候得者彼是申紛手間取可申左様相成候得者農用ニ無暇小百姓之者共迷惑仕候儀ニ而自然農業之差支相成困窮之百姓御年貢御上納上疎ニ相成國中一統衰微之基ニ御座候 尤布

尺規定之儀者向後御触之趣を以猥之儀無之様、村々名主許ニ而精ミ可申聞候且又駿府御目附様江相場書差上候節者差支に相成候 様甲府町之者共申立候義可有御座候得共右布に尺短長者聊之儀ニ而全く地合善惡に依り相場相立可申儀与奉存候処種々之儀相巧ミ品能申立利得貢可申ニ与奉存候間何卒格別之御賢慮を以右之趣御照察被成下鑑札改印之儀無之是迄之通り在之者共勝手商売相成年貢御上納之手当融通宜様被仰付被下置度偏ニ奉願上候右願之趣御聞濟被下置候ハ、郡中一統相助難有仕合奉存候以上

天保四年六月 十六ヶ村惣代 根子村 八之丞

此の願書の趣旨は、

甲斐の国においては木綿布一反は曲尺三丈四尺に規定されているが、近年乱れて尺不足にもなっているの、甲府町の木綿布商売の人々が木綿布商売を渡世にしている人には鑑札を渡し、木綿布にも改印（商品証明）して、尺不足の布は売買してはならないと、

御勤番御支配様から右様のお達があったとの御触れがあったが、当国にては定められた木綿布の織屋もなく郡中の村々にて作間稼ぎ（農閑期）に婦女子が自家用として織っている。家庭で必要以外のものは忝反なり式反なり売って、その代金で農機具を購入したり、御年貢の御上納にもあてている。

鑑札のない者が仲買いができないならば、買占め売り惜しみによって相場は高値になる。また改印についても判賃なども取り利得を貪るであろう。木綿布の値段はその長短ではなしに地合によつて決められるべきものだ。甲府商人の言うこともよく理解できるが、それでは他に暇のない百姓達の農業にも差支えるのだから以前の通り改印や鑑札がなくても、売買できるようにしてほしい。

当時既に木綿を作り、糸にし、染め上げて織り綿布とすることが、農閑期における婦女子の大事な仕事であり副業であったことが理解される。

口 絹

養蚕業は、元来中国ではじめられたものが、三〇〇年（応神天皇）頃に伝えられたものであるともいわれているが、第十六代仁徳天皇（三一三〜三九九）の御代「秦氏を全国に分配して、養蚕紡織業の発達普及をはからしむ」とあることから、この頃既に絹糸をとり紡織されていたことがわかる。山梨県政六十年誌によれば「上古秦の徐福という者富士山麓に來り日本に帰化して、養蚕を伝えた」とも、また「孝謙天皇天平宝字五（七五三）年甲斐国司山口沙弥麿が養蚕織物を伝えた」というが詳かではない」ともいつている。いずれにしても本県の養蚕業は、遠く古代に始まっていると考えられるが、徳川幕府の直領となつてからも養蚕を農家の副業として勧めたが、飼育方法や繰糸法などは極めて幼稚であつた。従つて絹織物業の生産は極めて少なかつたので、貴重なものときれ、武士階級以上でなければ用いることはできなかった。広く庶民に愛用されるようになったのは、江戸中期以後のこととて、次の文書はそのことを裏書きするものと考えられる。

天保十四年卯六月

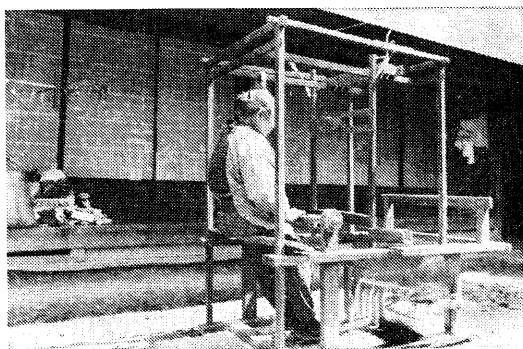
被仰渡御請印帳

八代郡市野瀬村

- 一、百姓身分ニ而絹、紬着用者勿論、婦人腰帯はぶき子供依頼やつ口并諸々用ひ申間舗事
- 一、怒り下駄、雪沓、婦じくら草履相用ひ申間舗事
- 一、小間物渡世いたし候者村内江為立入申間舗事
- 一、従先般被渡候き怒類者不及申在、村々において奢ケ間舗品売買致間敷且又諸色高値売渡申間舗事
- 右之通り村中堅く相守可申依つて惣百姓御請印形仕候以上

名主、徳兵衛 外四六名

下部町においては、明治の中頃から養蚕が漸く盛んとなり、明治の終り頃には殆んどの家で養蚕をするようになった。大正中期には好景氣に支え



機（横手）

られて、ますます盛んになり全盛を極めた。屑繭から糸をとり家織を織つた。娘の嫁入りの時には母親はせつせと織つて、布団や着物などにこしらえて持たせたものである。その後織機の発達によつて大量に生産されるようになった。

交換経済の時代を迎えると、手内職ではたつてゆかず、「チャンカラチャンカラ」という機織りの音は、全く聞かれなくなつてしまつた。「機屋と姑さんは置き場に困る」ともいわれる程無縁になつたのは、昭和の時代にはいつてからである。

ハ 羊毛 毛織物の中で、狭義では羊毛ウールをいい、広義では山羊の毛カシミア、モヘヤ、ラクダの毛アルパカ、ビキューナ、兎の毛などをいう。羊は紀元前七世紀頃メソポタミア地方で飼育されたという。

羊毛の輸入が急に増加したのは、明治初年省庁の制服の制定、軍隊制度や警察制度がしかれて制服が採用されるようになってからのことである。明治十年には、羊毛の輸入は全体の二〇パーセントにも達する程になつた。毛織物としてはモスリン、セル、毛布、ラシャ等であつた。

本町においてセルやモスリンが一般に使用されるようになったのは大正時代へはいつてからのことである。その後毛糸、織毛物は下着類としても多く利用され。紳士服、婦人服を問わず、最高の服地は毛織物であることに間違ひはない。

ニ 科学繊維 人間が自分の手で繊維をつくろうとした歴史は古い。シャルドンネが明治二十二（一八八九）年、パリーの博覧会に、人造絹糸として出品したのが最初である。日本では明治四十二年高等学校でビスコース

法、人造絹糸の研究がはじめられ、大正七（一九一八）年帝国人造絹糸株式会社が設立されたのが、工業の出発点となった。本町で使用されるようになったのは、昭和二、三年頃である。外見的には本絹とみまがうように見えるが、保温力や弾力性が少なく、水に弱いという欠点もあった。衣類としては好まれなかったが、軍事優先の時代で綿布の代用として、広く使用された。

ホ 合成繊維 合成繊維は、石油、石炭、天然ガス、水、空気などを合成して造る繊維の総称である。昭和七（一九三二）年カローザスによって初めてナイロンの合成に成功した。我が国では昭和十四（一九三九）年京都帝国大学からビニロンの合成が発表されると同時に、鐘淵化学のカネビヤンが発表された。合成繊維にはナイロン、ビニロン、テトロン等アクリル系繊維と塩化ビニール系繊維とがあるが、何れも高い熱には弱い欠点はあるものの、強い摩擦力にも耐え、弾力性、耐水性、保温性など、勝れた性質をもっているのが、現在では絹糸、羊毛などと混紡した繊維が多く、愛用されるようになった。

(二) 衣服の変遷

衣服は寒暑を防ぐための保温とか、力学的作用から身を守るために、或は威厳を示し或は美しく見せるための装飾用として、いろいろの立場から材料を求めて今日に及んでいるが、大別すると、平常着、仕事着、晴れ着と分けられる。

(イ) 平常着（ふだん着）

明治以前の平常着は、仕事着と兼用であることが多く、極めて素朴な物が用いられて、単に寒さをしのぐ程度のものであったが、明治中頃より仕事着以外に、平常着を持つようになった。

明治中期以前の服装はすべて家織であるために、大人も子供も男女を問わず、ほとんど同じような縞模様の柄であった。夏は単衣の長着、冬は布子（綿入れ）の長着に半纏をまとうか、または袖なし（チャンチャンコ）を着、男は兵子帯（三尺）をしめ、子供はひこおび（着物の付け紐）のつ

いた着物を着た。女は合せ帯をしめ大人も子供も前掛をして、着物の汚れやきれるのを防いだ。着物は体に合わせて上げ（縫上げ、肩上げ）をして、順次伸していき、数年間同じ着物を着ることが通例であった。着物や半纏の袖は長袖、鯉口袖といわれているもので、衿は黒、又は紺の掛衿をかけた。強い、汚れないという点において勝れていた。柄は大人も子供も大差なく、白、紺、藍、茶等の細い縞のあるものが多く、当時は一度調整された着物は、きれるまで自分のものであった。

羽織は道服とも打掛けともいわれ、もともと陣羽織として武士が着用したものであったが、後、名主や村役人等身分によって着用を許され、明治以後は誰でも着ることが許された。許されたとはいっても、誰でもが持っていたというのではなく、儀式の時などは親分から借り受けて着たという話も、今に伝えられている。

一般社会の種々相が上から下へ移っていくように、特権階級の人のみに許されていた衣服が、一般庶民が着るようになることは当然のことで、明治維新はこれが急激に行われた時代であり、更に外国崇拜の思想と共にはいってきた洋服は、我が国の服装史においても類を見ない大きな変革をもたらした。これらの影響として、元禄袖や筒袖が普通のものとなるように変化してきた。

柄の変化 家織の技術の進歩によって、縞模様に限られていた柄は、綾織絳が用いられるようになり、更に小紋柄等も家織布に染めるようになった。青年達が絳の着物を平常着として着るようになったのは、大正の中期頃からで、女子も年齢に応じた絳を着た。大正絳と名称が残っているように絳が大流行して、一世を風靡した。他方矢絳、久留米絳などの流行も此の頃からであった。

仕立ては、元来冬は布子が多かったが、大正中頃より漸次袷になって、綿入れは老人や子供のみのものようになった。これは下着として毛織物メリヤス等が普及された為と見られる。夏の衣服については大正の初め頃までは、縞飛白や縮が主なものであったが、大正中中期頃より浴衣模様風の

ものが平常着風の柄合に変わって、遂に平常着として着るようになった。大正にはり機械染の方法が進歩し、美麗な模様が安価に得られるようになったので、平常着も家織縞模様一点張りから、年齢や好みによってそれぞれの地質や柄物を着るようになった。明治年間には袷から単衣に移る時にはネルが用いられたが、昭和にはいつてからはセルが多く用いられるようになった。

洋服 明治三年制服が定められて、洋服への第一歩がはじまった。明治の中頃には男子教師は洋服（詰襟）を着はじめたが、女教師が洋服にかわったのは大正の末から昭和へかけてである。一般の勤め人が洋服を着はじめたのも此の頃からである。中学校や高等女学校（高校）が制服として洋服を採用し始めたのも、大正から昭和へかけてのことである。これらの影響を受けて子供達は同型の洋服を着はじめた。服地はほとんど水色か無地のギンガム、ポプリンか、格子べんけい縞の綾織木綿で、男は夏は霜降、冬は黒の小倉の服であった。しかし女子の冬服はまだ実用されなかったが、昭和十年頃になって洋服になった。

此の頃になると一般の大人もほとんど洋服になり、婦人服として単服が登場した。軽く働き易いということで一般に愛用されるようになった。昭和十五年第二次世界大戦中、国防色（カーキ色）の国民服（折襟、詰襟型）帽子や儀礼章も制定され、女子は和服を半分にした上衣に、カルサン（モンペ）が普及した。此の頃から防空頭巾の携行も強いられるようになった。当時の男子の服装は国民服に帽子、巻脚絆にズック靴であり、女子のカルサンは前布と後布に分かれていて、紐で結ぶようになっていた。衣料についても厳しい統制がしかれ、昭和十七（一九四二年）二月には衣料切符制がしかれ、戦後二十六年まで数量、質共に制限されて、苦しい生活を送った。

戦後食料事情の逼迫と、貨幣価値の暴落が相つぎ、都市の衣料と、田舎の食料の物々交換が行われ、簞笥の中の衣料は仕立てなおされて、平常着や晴着に姿をかえ、古い着物でカルサンをつくり、布団地、木綿風呂敷や

五月轡までが、服やカルサンにつくりなおされた。厚い帯芯で足袋の底や子供の靴なども作られた。経済復興と共に、男女とも洋服となり、殊に女子の服装は色彩もカラフルに、型も日本人にマッチして、美しい姿になった。

(四) 仕事着（野良着）

昔は平常着は新しく、仕事着は古い着物ということが通例であったが、仕事着は仕事をし易いように工夫改善されて、今日に至っている。

維新以前は、木綿を栽培し、糸をつむぎ、綿布に織り、自家で調製するという、いわゆる自給自足の時代で、衣料は特に貴重なものとしていた。男は裨か（夏）股引きをはき、着古した筒袖の平常着の裾を兵児帯にはさみ、いわゆる「しりっぱしり」をしてわらじを履き、頬かむりをするというのが、当時の野良装束であった。後になって肘の方が稍ふくらみをもって、働き易いように工夫された「うでんぼう」を着るようになった。大正の中頃より野良着の上下が売り出されるようになってシャツやズボン、地下足袋などが、うでんぼう、わらじなどにとってかわり着用するようになった。冬は綿入れの筒袖半纏やチャンチャンコを着た。女子は古い平常着を繕い、腰巻きが半分見える程度にはしよって、手甲に褌がけ、手拭をあねさんかぶりにかぶった姿が、野良へ行く装束であった。田植は又格別で、腰巻を新調したりして、褌をかけ、あねさんかぶりのあでやかな姿も見られた。

雨の日の作業や暑い時には、ケデーと称する藁で編んだ蓑を着るか、着ゴザといって畳表を二重にして、中に油紙をあて、背中がぬれないように工夫されたものも着た。

戦争がようやく激しくなった昭和十四・五年には、カルサンが普及して、野良着として着用するようになって、能率的活動的な服装となった。

職人の作業衣は紺色に白く屋号などを染めぬいたいわゆる印半纏に、トンブリと称する大きなポケットのついた腹掛をして、紺の股引に紺の足袋、麻裏草履をはいた。大正の中頃より乗馬型ズボンが愛用されてきた。ま

た呉服屋の商人は、木綿の長着に屋号を染めぬいた法被を着て前掛をし、角帯をしめて麻裏草履をはいていた。すべてといつてもよいほど、その服装がその職業を現わしていたが、戦後は全く自由な服装となった。水田作業などは裸足で行われていたが、今はゴム足袋か、或は特製の水田用ゴム長靴が用いられ、わらにかわつてビニール製のカップを着、菅笠は麦藁帽子、婦人は作業帽子というように変つてきた。

(イ) 晴着

ふだん着のほかに晴れの日に着る晴着、又はよそゆき、おとつきなどとも呼んだ着物がある。維新以前は貧富の差がはげしく、食べることに精いっぱい時代であつたが、時代が進み生活にも多少のゆとりがでて、晴着ももてるようになった。

明治、大正の時代となつて、男子は家織の縞の重ねが普通となり、女子は本裁ちのメリンス、銘仙、富士絹などで作るのが普通とされてきたが、戦後は一大変革を来たして、男子はほとんど洋服になり、女子の和服は年輩の人に若干見られるが、ほとんど洋服に一変した。

(ニ) 式服

結婚式又は葬礼とか、公の場所に出る時などに着装するのが礼服、または式服という。明治五(一八七二)年に太政官布告によって大礼服着用が制度化され、これによつて、一般の通常礼服が規定されたことから礼服がはじまり、明治十年九月判任官以下の者は、羽織袴を以つて通常礼装に準ずることが、太政官によつて通達された。

羽織と袴、戦前には吉凶何れにかかわらず人に接する場合には、羽織袴を着用することが、一般男子の礼装であつた。羽織は天正年間頃は、チリ除けに茶人がまとつたものであるが、江戸時代には武士の道中用の服であつて、士分の者か、或は村三役以外のものは着ることができなかった。袴は袴の肩衣に対する下部、すなわち平袴のことである。襠高(股割れ)の袴は、乗馬用のもので野外服であつたものが、文久二年襠高袴が室内礼装用と認められたのである。江戸末期には数種類に分化して、下層では麻

布や綿布によつて、股引(ふんどみ)カルサンなどに变化していった。

吉事の場合

お宮詣りの祝着

男子は生まれて三十二日目、女兒は三十一日目に産明と称して、始めて氏神に詣でる。この時は親元又は近親者から祝着が贈られる。上衣は潤袖の黒定紋附の羽二重、又は友禅縮緬小紋裾模様等にて、一ツ身又は三ツ身に仕立て上げた産着である。昔は七子、綾織等の家織を無地又は小紋に染め、一ツ身に仕立てたものであるが、最近では柄模様等が派手になつて、男子は腰模様が普通である。これを当日は赤ん坊の晴着として一枚ないし五枚位重ねて着せ、首から七五三縄を掛けて神社へ参拝する。参拝が終るとこの七五三縄は男児は向つて左の石へ、女兒は右の石にかけて帰る。これは出生児を氏神に報告し、併せてその子どもの将来の無事息災を祈つたのである。

七五三の祝着は、最近都会の風潮を受けて、ぼつぼつ見受けられるようになったが、未だ一般的ではないので省略する。

結婚の式服

昔の結婚式については、家柄、財産、結婚年齢、生活様式、習慣等によつて種々の段階があつて、一概に断定することはできない。

花嫁 明治の初め頃は江戸時代の流れで綿帽子を被り、白衣裳(白無垢)であつたが、明治の中頃より、上衣は黒染、下衣に白を着た。帯は白襦子、長襦袢、袖や蹴出しに色が見える程度に変化した。その後島田髷に角隠しをし、小袖(留袖裾模様)に小はま縮緬のネズミ、白の三枚重を着、帯は別珍の丸帯、これにピンク又は白縮緬一丈を結んで、左横に下げた。これをおつるしといつた。嫁入りの日には結納として贈られた着物や草履をはいた。お色直しには角隠しをとり縮緬の着物を、袖口裾を三つ重ねの比翼にしたものに替え、披露宴に出た。大正期には裾模様を染めた江戸妻(留袖)が広く着られるようになり。昭和十年頃からは振袖がぼつぼつ着られるようになった。このような花嫁姿が昭和三十四、五年頃まで

続いた。この頃までは、結婚式も披露宴も自宅で行われたが、以後式場や披露宴を会館とかホテルなどにするようになる。経済性、合理性という考え方から貸衣裳を利用するものも多くなって、総模様の振袖、打ち掛けを着るようになって、ますます華美となった。また最近はいち打ちかけが多く使用されるようになった。純白は純潔で汚れがないという意味と、婚家でどのようなにも染めることができるという意をこめられているという。被い物は古くは被衣という布で顔をかくし、その後綿帽子になってからは、披露の時だけ顔がよく見えるように角隠しのみ着用するようになった。最近では色直しに洋装する者もあり一様ではない。

花婿 家紋を衣服につけるようになったのは、鎌倉時代からようであるが、徳川時代には初めは小さかったが、元禄の頃より五〇六センチと大きくなった。当時は何人でも用いることは自由となり、その数も初めは五ツ紋は村方三役と親分のみに限られていたが、次第に一般庶民でも礼服に五ツ紋をつけることも自由になった。羽織は士分か村方三役以外は着ることを許されなかったで、黒の紋附きの家織の絹つむぎの紋附羽織に袴で、男の服装はあまり変化がなかった。最近特設の会場で式をするようになって、モーニングを着用するようになり、更に純白の洋服に着替えるようになった。

列席者の服装 列席者は通常の礼装、つまり和服では羽織袴であったが近年ではモーニング、または略服を着用し、白ネクタイをするようになり、女子は紋附裾模様又は紋附羽織である。近年洋服の着用者も見られるようになった。

凶事に関する服装・葬儀は人生最後の儀礼であるから、厳肅なる式典を執行し、故人崇敬の誠を現わすような服装が用いられた。明治初め頃の祝儀の服装は上衣が黒で、下衣が白であったことから、葬儀には逆に上衣は白、下衣に黒を着て、白帯をしめて白むくといったが、昭和の初め頃から黒の着物に黒の紋附羽織を着るようになった。近年は黒の洋服を着る者も

逐次多くなった。男子は黒の紋附羽織に袴であったが、近年はモーニング又は略服に黒のネクタイをしめるのが一般的の服装である。

(三) 寝室と寝具

本町には寝室寝具に関する記録がないので、つまびらかにすることには出来ないが、他地方の記録を載せて参考にする。元来寝室寝具は公開をはばかるものであるから、藁床とか藁布団の事実は、自然に消滅して、現在に伝わらなかったのではなからうか。

瀬川清子氏「きもの」によれば、

昭和十年頃、福島県の農家の主人の話として、昔は寝室は一坪半の室で、場所は家の奥、三方壁に囲まれているのが原則。そこには床板が張ってない土間から床下の高さ一尺五寸位板囲いして、粗殻をつめ、その上に藁を敷き、その上にネゴザという敷物を敷いて寝る。私のお母さんが嫁にくる時はネゴザだけを持ってきた。

伊豆石廊崎の老女は、

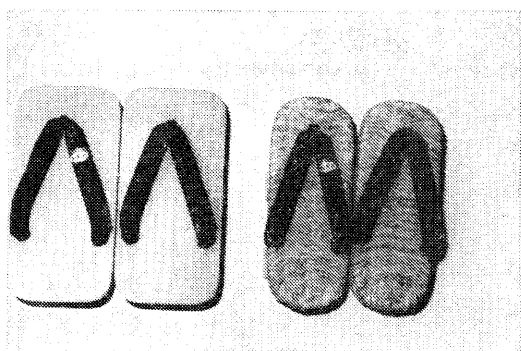
大昔はわらを敷いて寝た、布団はなかった。私が十八の時嫁にくるのにネゴザを持って来た。

三河の老人は、

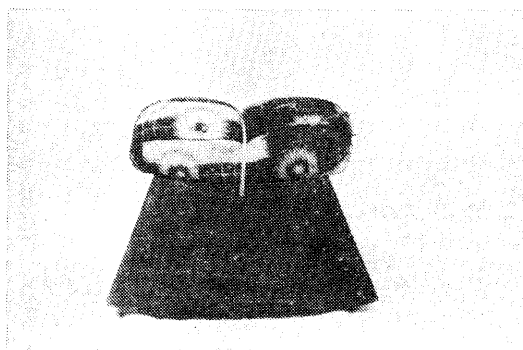
昔は畳のある家は庄屋とお寺さんばかりで、多くの民家ではシキワラといって、座敷一面藁を敷きその上に藁を敷いて寝た。

此のような話が新潟、長野、秋田、京都、山口などいくつかの例として載っている。木綿栽培も盛んであったが、衣料面に多く使用されて、寝具の原料にするだけの余裕はなかったのだろう。わらの寝床に寝たことは、東北地方や僻地の地ばかりでなく、国民の大部分の経て来た道であって、ひとり山梨のみが例外であったとは思われない。昔の建物には納戸という部屋があつて、わらの寝床が用意されて、その中へもぐり込んで安らかな一夜を過ごしたのは、江戸の中期頃まで続いたと思われる。

その後わら布団が考案されたので、ネコダ（ネゴザ）の上にわらを敷き、アカトリと称する敷布をしき、木綿布を何枚か縫い合わせたユブスマとか



こま下駄と麻裏草履



箱 枕

着物より大きく、寒さを防ぐ被り着物であるヨブスマをかけて寝た。此の頃のわら布団は重要な寝具であった。綿入れの布団が普及するに従って使用は少なくなったが、冬期とか病人に限り藁布団の上に綿入れの布団を敷いて、老人たちの保温寝具として、昭和の初め頃まで愛用された。

ヨブスマが後に衿や袖もある夜着となった。夜着は綿を厚く入れた寝具で、昭和の初め頃まではどの家でも愛用した。嫁入りの時には必ず持参する寝具で、唐草模様のものが多く、中には紋のはいった夜着もあった。寝るにはまるねといって、平常着のまま寝る場合と、素裸で寝る習慣もあった。夜着は肩を温くつつみこんで、寝具としては素晴らしい機能をもっていたが、昭和十年頃には全く見られなくなった。此の頃から多くの家で寝まき、かいまきが使用されるようになった。最近では夏掛け、冬掛けなどの区別もあり、カバーをつけて清潔な寝具を使うようになった。

維新以前は男女共に髻を結っていたので、箱枕を使用していたが、明治

四（一八七二）年には断髪令が出て、坊主頭や、ざんぎり頭になって糠枕が使われるようになったが女子は大正終頃まで髻を結っている人が多く、遅くまで箱枕が使用された。

(四) 蚊 張 蚊張は戦前までは大抵の家で使用していたが、戦後は環境衛生も行き届き、衛生思想が普及して、便所の改善、下水の処理、排水施設の改善によって、蚊の発生も少なくなつて、蚊張を使用する家も減少している。

(四) 下 着 昔は一般に晒木綿で作られた半身衣で、肌襦袢といった。明治中期頃からシャツが用いられ、終り頃にはメリヤスの下着類が出まわるようになった。下衣は股引（フンゴミ）というもので、江戸時代から使用され、多くは家織自家製のものであった。女子は股引ははずかず、腰巻をしめた。赤色系統のものが多かった。一般婦人がズロースを用いるようになったのは、昭和十年前後で、小学校、高等女学校児童生徒が着用しはじめたのは、昭和の始め頃からである。いずれにしても下着の変化は、女子の服装の変化や活動変化のためには、大きな役割を果たした。

(四) 履き物 昔はうちばきは草履で、野良ばきや旅には草鞋が用いられた。材料は藁、竹の皮、みちしほ、布片などが用いられた。江戸中期頃には下駄が流行し、塗り下駄表附下駄や、麻裏草履（ふじくら）も此の頃からはくようになった。大正の初め頃からゴム靴をはくようになったが、草靴が一般に使用されるようになったのは、洋服が着用されるようになった昭和十五、六年頃かである。地下足袋がはかれるようになると、草鞋は全くはかれないようになった。戦後になると、外出には革靴、家ばきはつつかけサンダルが用いられ、女子のはきものとしては革靴の他、サンダルやつっかけも多い。

(四) 足 袋 足袋は自家製のものが多く用いられ、明治頃の足袋は紐で結ぶようになっていた。こはぜをかけるようになったのは、ずっと後のことである。生地はコールド天か、シユスであり、女子はコールドの色物かベツチンで、礼装用は白のキャラコであった。洋服が普及するに伴って、足

袋をはく人は少く、靴下が多くはかれるようになった。

(四) 髪型 髪型は服装や生活様式などの変化に伴って、民族的時代的特徴を反映させながら、現在に及んでいる。太古には美豆良(角髪)に結ったものであるが、飛鳥時代(六八二)には男女供結髪令が発せられ、明治四年には散髪令が発せられた。

長い髪を根元で束ねて長い分は切り捨てるチョンマゲの姿が長い間続き、明治四年に散髪令が出た。更に明治十六年にはバリカンが輸入されて、子供は三分刈りに、大人は多少の変化や流行はあっても、今日風な髪型になった。終戦後は欧米の髪型の影響を受けて、幼児、児童、生徒までが長髪にかわり、昭和四十七年頃からタレントの姿をまねて、長髪にする青年が多くなった。

女子の髪型は、前髪におさげ髪、三つ編みを後に垂らし、リボンをつけた姿が見受けられた。昭和の初め頃よりオカッパと称して耳たぶがわずかに見える程に短くした髪型が流行したが、現在では長髪にすることが流行している。娘は十六、七になると桃割れ、銀杏返し、高島田などに結って、晴れの姿に色どりを添えた。人妻になると丸髻や勝山に結び、日露戦争後は「行方不明」「二百三高地」という髪型が流行した。一般家庭婦人の正装は丸髻、労働する時は後にまとめて櫛にからげた髪型であった。島田や丸髻に結った姿は大正末頃まで見られたが、その後姿を消した。のちに七三分けて後で大きく束ねたが、昭和十六、七年頃よりパーマネントが流行し、戦時中、一時中断されたが、戦後は老いも若きもすべてパーマネントをかけるようになった。初めの頃は雀の巣などと悪口をいわれたが、技術の向上と手入れの上達は服装にもよくマッチさせ、特に近年洋カツラや染髪技術の進歩と相まって、若く美しくという人間欲求を満足させている。

(ウ) 帽子 帽子は一般的に防寒防暑または危険防止として、頭部を保護するために用いられた。冠位制度の制定などにより、儀礼或いは整容など、頭部の装飾として用いられて、今日に及んでいる。維新以前一般農民

は男女を問わず手拭で間に合わせるか、菅笠、まんじゅ笠が使用され、大正の頃から麦藁帽子が用いられるようになった。明治になり、外人崇拜と外国文明の輸入に伴って帽子も輸入された。男子は夏はパナマ帽、カンカン帽、冬季は中折帽が愛用された。また店の丁稚小僧や職人は鳥打帽が多く愛用された。戦時中は戦闘帽とか国民帽などが着用され、防空頭巾の携行が強制された。戦後はほとんどかぶらないようになった。しかし特殊な職業、特殊な目的のためにかぶった帽子や頭巾は多種多様である。戦前は制服に学帽をかぶることは校則できめられ、誇りとされていたが、戦後は全く自由で、小学校の児童はほとんどかぶらず、好みの野球帽をかぶり、低学年の児童は交通安全という立場から黄色の帽子を使用している。女子は洋服にそれぞれ似合う季節の帽子をかぶるようになった。

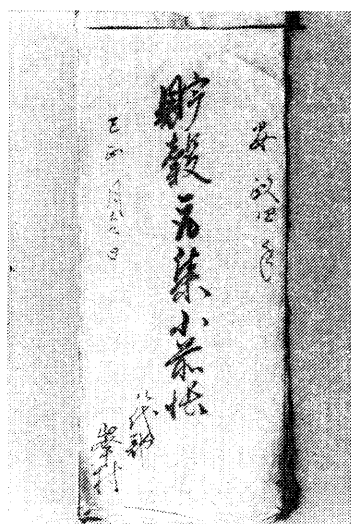
(ロ) 傘 笠と区別するために「さしがさ」または「からかさ」ともいう。長柄の傘が始めて伝えられたのは、欽明天皇十三(五五二)年といわれ、ろくろを使って自由に開閉できる傘は、文禄三(一五九四)年、納屋助左衛門がルソンから伝えたものであるという。柄の短いものは元禄のころからである。

・蛇の目傘 元禄時代から用いられたというが、本町で使用され始めた時代は不明である。昭和の中頃まで晴着を着る時、よそゆきの時には使用された。

・番傘 厚紙に桂油をひいて仕立ててあるが、頑丈で安価のため明治の初めから用いられた。江戸では太黒傘といわれた。一般家庭でも商店でも屋号や戸主名などを書き目印とした。戦前にはどこの家にも五、六本は用意されていたが、今はほとんど見られない。

・日傘 江戸時代には大人も愛用した。昭和の初め頃までは娘達に使用されたが、現在はレース仕立てに装飾が施され、僅かながら使用されている。

・こうもり傘 幕末に輸入された洋傘で、こうもり傘ともいわれ、昭和十年代より流行し、戦後は番傘にかわって使用されるようになった。昭和三十



貯穀取集小前帳（峰村）

十年代には折たたみ傘が、五十年代にはワンタッチの洋傘が使用されるようになった。

すべて衣料は寒暑をしのぎ、身体を保護するものであったが、時代が進むに従って地域、性別の差を生じ、階級、職業、年齢にふさわしい衣料が選択され、天候、作業、旅行用として目的になった衣料が考案されているが、今後ますます華美の度を加えていくことであろう。

二 食

農業によって食糧を生産することを知らなかった時代には、草木やその実、または野生の鳥獣などを捕えて食べて生活していた。その後農業を基本として生活が安定してくると、米は非常にとうとく物日や諸行事以外は炊かなかった。殊に下部町は交通の便も悪く耕地も狭かったので、粗末な物を食べていたのではないだろうか。

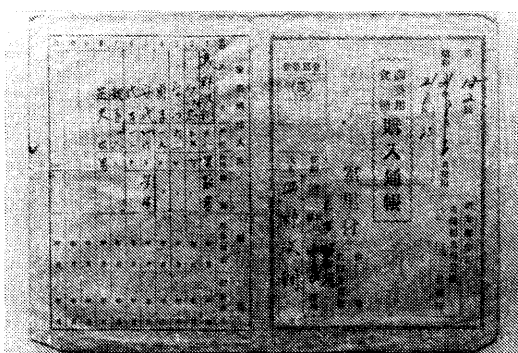
これ等の窮状は諸文献にも明らかな如く、年貢は五公五民とも六公四民ともいわれ、年収入の半分以上は、年貢として上納し、残りで年間の諸経費がまかなわれていた。当時の土地売り渡し証文によれば「年貢に詰り土地売り渡申候」と記され、子どもの多い家では口べらしのために奉公に出す例も多く、その一端を窺い知ることができる。統治者の「生かさず殺さ

ず」のきびしい方針は、苛酷をすぎ、天保騒動となって、歴史にも残り後世にまで語り継がれている。

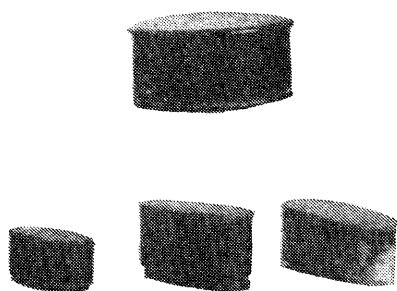
肥料は入会山から刈りとって来た堆肥か、厩肥ですべて自家製である。北富士の入会権をめぐる死闘が繰り返される如く、本町でも入会権をめぐる出入訴訟は絶えまなく続いた。入会権の問題は百姓の死活を制する程重要なものであった。

病虫害を薬品で予防・消毒することはつい最近のことで、当時は虫送りと呼ばれ、鐘や太鼓で村境まで送り出すという行事が行われた。また長い日照りで干害を受けても揚水灌漑は不可能な時代で、何年かには必ずやってくる大飢饉になやまされていた。

当時大飢饉に備えるため、夫食貯穀米として夏は麦、秋には粳を一人につき二合づつ郷蔵に蓄え、また飢饉には飢人調べをして貯穀を拝借、飢を凌いだという文書は各村（部落）から発見される。為政者とすればその飢



食糧購入通帳



めんぱとめしつぎ

饂飩対策としていろいろな方法を講じている。

夫食養可相成品々貯方教諭書（意訳）

一、不作の年は夫食拝借願いを出すけれども、一秋の不作だけで食べ物がなければならぬ。そのためにはその土地にはその土地に適応する作物を作るのはもとより、木の実の草の根たりとも採り貯えておくこと

二、春中日照り続きで水が不足して苗が植えられない時、又は苗が水腐して植付不可能の時は届け出で、検分を受けてその時点で収穫出来そうな作物を植えること。稗粟は時期が多少ずれてもよくまた田畑にでも作れる物だから春の氣候をよく考えて作物を決定すること。

三、蕎麦仁は麦にもまさる食料になる作物で砂地やせ地などでもよく収穫できるものであるから、株間や土堤に植付けて、収穫し貯えること

四、蕎麦、何首烏、馬草、藜、藜、藜は米麦にもおとらない食料となるべきもので自然と野山にはえるものだから木の成長にも関係のない持林御林山中へ植え付けて収穫すること

五、豌豆は荒れ畑畔にもよく出来る作物である特に二月晦五・六月頃収穫でき又その時附けすれば八月には収穫できる作物である。狭い空地でも利用することは大切なことである

六、御林山（御料地）の内で木のない所にはかや・くり・しいなどの木を植え実を年々として蓄えること。

右のようなことについては、天明三年にも夫食養になる木の実、草の根その他何なりとも貯えおくように仰渡され十二月中受証文を出すようにしておいたが申出た村は一村もなく、まことは村役人の怠慢である。役人は実意をもって監督し世話して作付け植付け状況などを報告すると

これは飢饉に備えて、平時から食料となる植物を栽培して、其の根や実を蓄えようとの達しである。事実カヤの実をたべて飢えをしのいだ話が、一色では今でも語りつがれている。

(一) 晴の食事

食物の内容としては、平常の食物も、晴の食物も、必ずしも材料の優

劣ではなく、何か改まった食物を作って食べ、平常食と差別して来た日本人の食生活の習慣から来たものであろう。昭和十年頃までは、晴の日の食事として、赤飯、餅、団子などがあげられる。

赤飯（こわめし）

産の神の飯・お七夜・誕生日・宮参り・結婚式入営・除隊・入学卒業祝・古稀・還暦・病氣全快・上棟・氏神の祭、菩提寺の祭等の人生儀礼には、赤飯を炊いて祝い食べ合う習俗となり、自分の家ばかりでなく近隣へも配って、共に晴の食事をしてみらうことに意義があった。更に五月苗代をこしらえた時は、やこうめ（うるち米へ大豆をまぜてふかす）を粥かき棒（けえたてげえ）にのせ、水口に供えて、田の神の依代とする風習や、十一月二十日のえびす講には、サンマ飯（サンマのまぜ御飯）を食べる習慣もあった。総じて夜はソバを打ち、ひや麦などの粉食が多かった。

餅

お正月、桃の節句、お盆、十日夜（旧十月十日）、上棟式、出産後里親の持参する力餅、満一歳の立ち餅、彼岸のボタ餅、端午の節句の柏餅、麦の蒔き上げのボタ餅、何れも祝いの餅として、もち米をふかして搗いたり、雑穀をまぜて、栗餅、黍餅、豆餅、コブ餅や、特に桃の節句のひな壇に供える菱餅には、蓬をまぜて草餅を搗いた。

団子

小正月の藷玉、厄除け団子、十五夜と十三夜の月見団子「中日ボタモチ明け団子」という伝承もあって、春秋の彼岸の明けには団子を供え、月見団子は年配の人たちにとっては、又なつかしい思い出もある。

正月料理

雑煮、湯うどん、いわしめざしの尾頭つきと、おせち料理（野菜の煮物）、大根なます、たこ、かずの子、かまぼこ及び吸い物等である。

七草がゆ

一月七日の朝炊く。春の七草（ナズナ、ゴギョウ、ハコベ、ホトケノザ、スズナ、スズシロ）を入れたかゆをたべた。戦後は簡略化されて、七種がゆを食べない家が多い。

小豆がゆ

一月十五日には小豆粥を食べて、無病息災を祈り、なり木

いじめにも小豆粥が使われた。夜はソバ、湯うどんを食べた。

桃の節句と端午の節句 桃の節句には赤飯を炊き、菱餅、白酒を供え端午の節句には柏餅をこしらえて、それぞれ子どもの成長を祝った。

えびす講 一月二十日は百姓えびすの日である。小豆飯にけんちん汁、尾頭つきのいわし、めざしで祝ったが、今日ではえびす講を祝う家は少い。

蕨玉（団子バラ） 料理ではないが一月十四日につくる。野菜の形、蕨、カマス、巾着などの形にこしらえて、樫の木にさして飾り、豊作を祈り、生活の豊かになることを祈った。

大晦の料理 御飯に尾頭つきの魚、けんちん汁が出されたが、今は年越しそばを食べる家が多くなった。

結婚披露宴 昔は赤飯に豆腐の吸い物、皿盛には尾頭つき、つぼには煮豆、小皿にはごまめ、ひらには野菜の煮物、キンピラ、大根のなます、すべて婚家で行う例であったが、昭和三十五、六年頃から、結婚式は自宅では行われないようになった。

(二) 凶事の料理

葬式の料理 葬式は精進料理で、白米の御飯に豆腐または、ふの汁である。皿には野菜の煮つけ、ひらには油揚げの煮つけ、つぼには煮豆かシミコンで、会葬者全員に出した。だから式の時刻は十二時というのが常識であったが、現在では近親者以外には食事は出さないように簡素化された。

盆料理 そうめん、ひやむぎ、餅などをついてあべかわにして供えた。

(三) 平常食

労働のはげしい農民は一日五食である。すなわち朝めし、十時頃なかいれ、正午に昼めし、四時頃ようだけ、夜は夕めしを食べた。更に藁細工とか木綿紡ぎのよなべをする秋から冬にかけては、ようなごという夜食も食べた。

べた。なかいれ、ようだけなどの中間食は、やく餅、あんびんなどと季節の野菜を煮つけたものや、甘薯などをふかしたものが用いられたが、今日ではむすびとかお菓子のようなものが、当てられている。

「朝はやく餅・昼はすばく・夜はのしいれ」と言われたように、昔は麦や雑穀が農民の主食であった。季節によつては多少の違いはあるが、朝はやくもち、あんびん、ねりもち（ブツブシ）が常食であり、昼はすばくか半めし、夜はのしいれか、ほうとうが常食であった。

ヤクモチとうもろこしの粉をこね、円盤状にまるめてホウロクで焼き、いろいろのぬく灰で焼き上げた。

アンビンとうもろこしの粉、又は甘薯の粉をこね、円盤状にまるめて釜でふかしたものである。

オジャ 雑炊のことで、特に残りの冷たい御飯に野菜を多く入れて量をふやした。

ネリモチ甘薯を薄く輪切りにしてゆで、適当に小麦粉を入れ、または豆類などを入れた食料。

コウセン 大麦を煎って粉にしたもの。

スパク 丸麦を時間をかけてゆっくりえまし、味噌汁などをかけて食べる。後で専用のお汁も考案された。

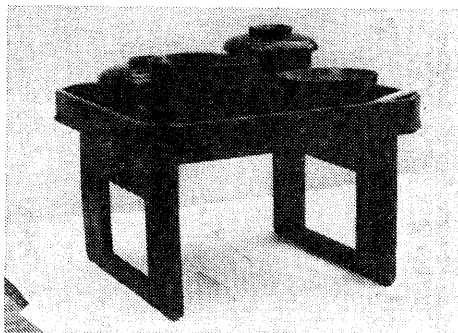
半めし 米と麦の半々の御飯のことで、押麦が使用されるようになったのは、昭和以降のことである。

ノシイレ いわゆるホウトウのことで、野菜と汁をよく煮た中へ手製の麵を入れて製したものである。

ホウトウ ケエガラボウトウ、ツمامボウトウともいい、小麦粉をかたくねったものを適當の大きさにちぎっておつゆの中に入れて作る（ツミイレ、スイトンともいう）。

(四) 戦前戦後の食糧

昭和十三年四月国家総動員法、昭和十四年米穀配給統制法等の発布によ



接待用の膳枕

り、どこの家でも保有米を残して供出するか、不足の家では配給を受けることになった。昭和十七年には食糧管理法によって、芋類、雑穀類すべての食糧が統制になって、代用食としてそれらが配給になり、混ぜて食べるようになった。戦争がますます激しくなるに従って、統制も次第にきびしく、内容は悪化するばかりであった。

戦争末期から終戦直後にかけて、配給の遅配欠配の連続で、食糧事情は極度の窮地に達し、麦、芋類が主食であった。学童がヤブカンゾウやヒユ類の野草を採って食料として供出したのも此の頃のことである。

敗戦後もひどい食糧不足が続いたが、米国の放出物資の小麦粉、缶詰、豆粕、干あんず、脱脂粉乳の配給と、野草採取でやっと飢えを凌いだ。昭和二十五年から物資の配給価格統制が廃止となったが、間接統制によって価格を安定させ、同三十年以降供出も申告制となつて、漸く食糧事情が安定した。昭和三十五、六年頃から諸産業の発達に伴って、農業人口は減少しこの頃から麦の使用量は少くなった。

戦後、児童生徒の食生活の改善と体位の向上をめざして、国庫補助による給食が実施された。昭和二十四年十月一日下部保育所、同二十八年四月一日常葉保育所、同二十九年四月一日久那土保育所、同三十一年五月一日古関保育所、同三十二年六月一日波高島保育所が、また昭和二十九年六月三日学校給食法の施行によって、同三十四年三月下部小学校、同三十七年三月久那土小学校、同年十二月下部中学校、同四十一年二月古関小学校、同四十二年二月古関中学校でそれぞれ実施された。

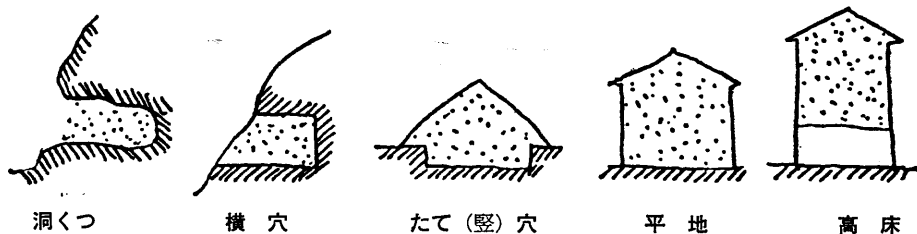
(4) 食器及び調理用具

食事にはどこの家でもテーブルを使用するようになったが、大正の頃までは膳箱を使用した。膳箱は一人分の食器を入れておくふたつきの箱で、ふたを裏返して膳がわりに使用した。食器は食事の度毎に洗わずに食事後の湯茶でゆすぐ程度であつて、膳箱を準備するのは子供の仕事であつた。旧家では客接待用の定紋付の朱塗りの膳、椀、平・つぼ等が用意されてあつたが、今は全く使用されていない。

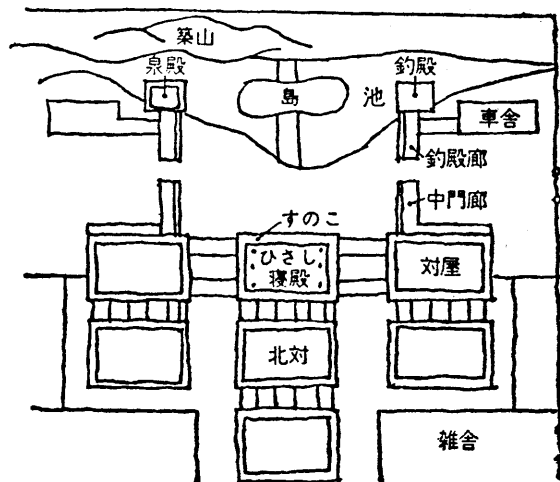
平常使用する食器或いは容器には、陶磁器、土器、金属器、木器、漆器等いろいろなあるが、漆器が一時流行したこともあるが、安価な瀬戸物がこれにかわつた。昭和四十年頃から汁椀用にプラスチック製品も出はじめ、菓子容器、重箱類はほとんど合成樹脂によってつくられるようになった。祝儀の時、米を持って行く鉢や弁当を入れるメンパは大正時代まで使用された。水は竹筒やひょうたんに入れたものが水筒にかわり、酒を入れる木製のやなという容器も大正年代まで使用された。食物を煮る、焼く、煎る器具として、羽釜、鍋、ホーロク、わたしなどが、またうどんや餅をつくるのに、のし板、のし棒、臼、杵、手すくい、水かめ、箆、きりだめなどの道具が使用されたが、現在は食器、調理用具は一変した。

昭和三十年代になり、新生活運動が定着し、簡易水道が普及した。及び、これを契機として、台所改善が行われ、へつついがガスレンジに変わり、風呂場も家の中に設け、タイル張プラスチック製などに改善された。デードコ(土間)にはクド(へつつい)があり、薪を燃して食べものを煮た。居間の中程にはヒジロ(いろり)があつて、自在かがが天井からつり下げられ、冬は一家団欒の場であり、よなべをする場所でもあつた。薪を燃していつでも湯が沸いているが、野菜などを煮るのに多く用いられた。おかげで天井は漆黒であつた。

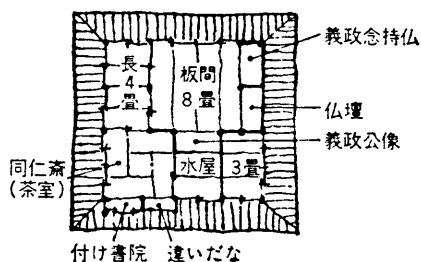
このヒジロは、昭和の年代にはいるとまもなく姿を消したが、両者とも煙突がないので家の中は煙がもうもうとたちこめていた。クドは、昭和三



原始民族の住居の型式



寝殿造りの平面 (家屋雑考から)



慈照寺東求堂

十五・六年頃からガスレンジ等にかわっていった。風呂をわかすには薪であつたが、多くはプロパンガス、石油、重油などに、また炬燵には炭を用いたが、電気などの便利なものとなり、明るい衛生的な生活ができるようになった。

三 住

約一四〇〇年前仏教が大陸からわが国に渡来し、多くの文化をもたらす以前の住まいは、原始民族の住居そのままであつたと考えられる。そして、それには五つの型を遺跡の発掘などからうかがい知ることができる。一、洞くつ、二、横穴 三、たて穴、四、平地、五、高床の住まい型式がある。

現在残されている建造物、建築物(住まい)を時代別にみると

(一) 飛鳥奈良時代のすまい

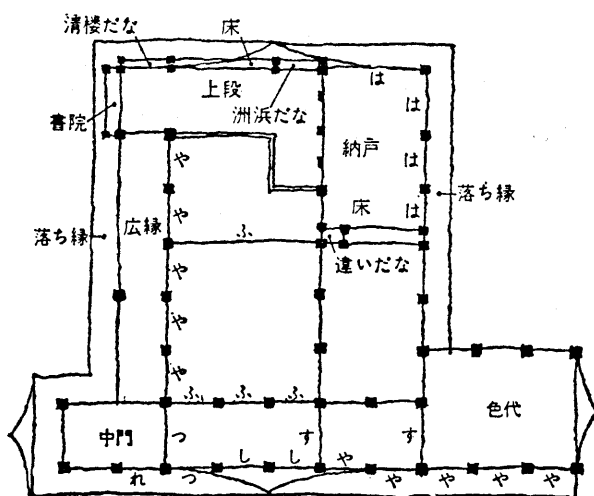
飛鳥時代は仏寺建築のれい明の時代で、壮大な堂塔が多数建立され、それにつづく奈良時代は仏寺建築の隆盛はもとより、宮殿建築もおおいに発展した時代であつた。しかし、住宅として今日残されているものでは、わずかに法隆寺東院伝法堂があるのみである。

(二) 平安時代のすまい

平安時代には、寝殿造りという住居形式ができあがつたが、この住居形式は歴史的にみた場合、最も原始的で幼稚な前の時代から一躍して発展した重要な住居形式である。

(三) 鎌倉室町時代のすまい

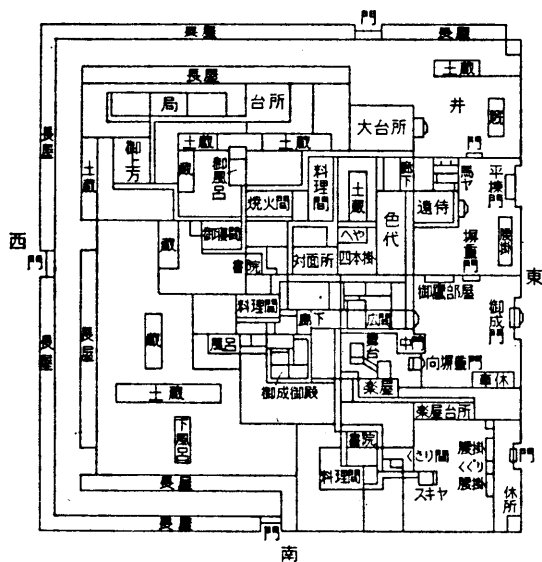
これらの時代は、政治的勢力が公卿、貴族から武家に移つたことが最も特徴あるところで、宋朝の禅宗の文化をいれ、鎌倉の武家文化の特殊性を開拓した時代である。すなわち、鎌倉、室町時代の住宅は、前の時代の公



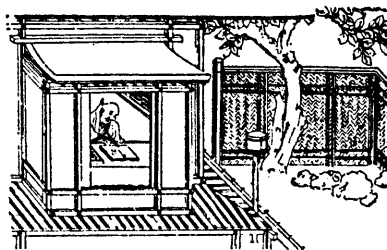
は…張付 し…しとみど(都戸) れ…れんじ(連子) や…やりど(遣戸)
ふ…ふすま(襖)障子 つ…妻戸 す…杉障子

武家造り（主殿造り）の平面

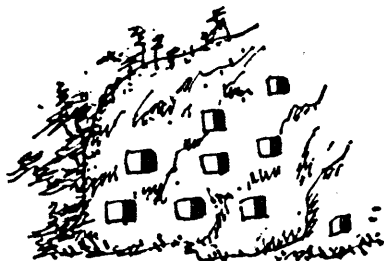
卿、貴族によつて興つた寢殿造りの遺風と、新しく鎌倉に興つて武家造り、一名主殿造りと室町に興つた初期の書院造りの三形式が中心となつたり、武家造りの主殿は、日本の住宅の基本型ともいえる。四つ目の間取りとなつてゐる。これは部屋区分と格付けが生み出されたことを示すもので、上古の寢殿造りが単室住家であつたのに対して一棟の中にいく室かをもちた形式が、この主殿造りにて完成されたとみてよいであらう。またこの主殿造りに見られる建具類は、明り障子、腰障子、遣り戸、ふすま障子、杉障子（杉戸）、舞良戸等の書入れがあるが、室町時代の武家造りでは敷居、かもし等ができて、これからの建具を用いたのであるが、寢殿造



「匠明」屋敷図



付け書院



横穴住居（吉見の百穴）

りの妻戸や、しもや戸等と混せて使っている点や、室町時代以降、すなわち、書院造り完成以降の床や棚、書院などを併用している点、武家造りは寝殿造りと書院造りの中間の過渡形式であるということが出来る。

鎌倉時代以降、一般の住宅にも書院がつけられた。その他生活様式上の大きな変化は、畳を室内全面に敷きつめるようになったこと、また、ふとんを敷いて寝るということが行なわれるようになったのも、大きな生活様式の変化である。

四 桃山江戸時代のすまい

武家と禅宗を中心とした枯淡、素朴な鎌倉、室町の文化は、桃山時代に入って大規模な建築が続々起こされ、その手法や装飾は豪華となり、室町末に発展をした書院造りの形は桃山時代に完成された。また屋敷の構成も従来の住宅にみられなかった特色がある。その屋敷の様子を伝える指図によると、南に中門をもち、車寄せに軒から破風を設けた広間を中心とした。邸内の大半は接客のための御殿で占め、居住のための御殿が独立し、その両者に連絡する台所があり、台所を囲んで下働きのものたちの建物が建てられていた。(一六〇八年にしろされた匠明五巻に関する殿屋集より) 当時の武家屋敷の典型として描いたものと考えられる。

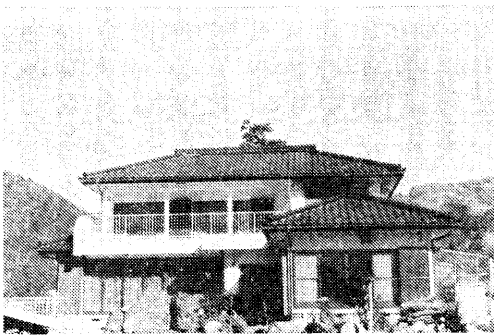
江戸時代は、階級差別のはなはだしい時代で、公家、武家、一般民衆、特殊民、僧家等区別が厳然としてあった。ことにその中で、武家と民衆とは、江戸時代の全期を通じて主潮をなして、生活文化の基調を型造っていた。

桃山時代の建物おもてまわりに、引通し雨戸が用いられ、吹きさらしであった広縁の外側に明り障子を立て、全面を明るくすることに成功したのも江戸時代の特色で、本町にもこの当時の建築物は残されているが、ほとんどが、これらの特色部分は改造されている。

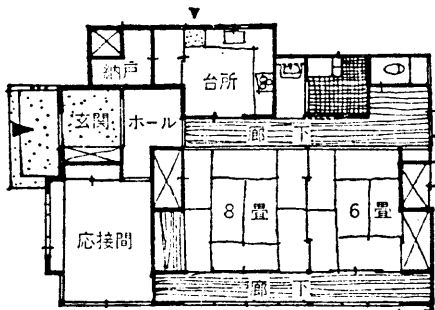
(四) 近代の住宅

明治時代に入り、一般庶民も自由に好みの住まいを建築することが可能になった。また一方、明治政府の欧米諸外国との外交関係を結ぶ政策によって、欧米文化を取り入れることになり、住宅の様式も大きく変化してきたのである。すなわち、西洋文化の導入は、住宅の平面構成や、建築構造のうえに大きな影響をあたえている。

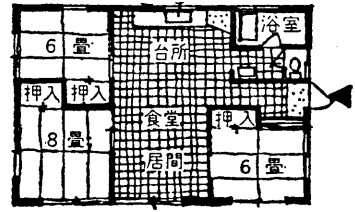
建築構造のうえでは、木造洋風建築と洋風れんが造りの技術の導入であり、住宅の平面構成のうえでは、接客空間の洋風化であった。在来の書院造りの和風住宅に、接客の目的の洋風住宅が付け加わったもので、家族の生活は書院造りの和風住宅の中で、従来と少しも変わらない封建的家族制度がつづけられたのである。この様式は、はじめは上流階級の邸宅に興った住宅様式であったが、漸次一般大衆の中流住宅にも和洋折衷住宅として浸透してゆき、日本人の二重生活を明らかに象徴しているものであるとい



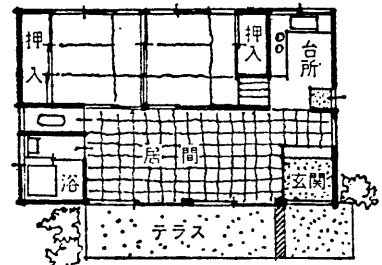
近代住宅 (市之瀬)



第2次世界大戦に至るまでの都市の一戸建て住宅例



中央居間形の設計



片廊下形の設計

うことがいえる。

大正時代になって、住宅の中心に廊下を通じ、そこを通過して各室に行けるような間取りが流行した。これはある意味では、従来わが国の住まいでは考えられなかった部屋の独立、すなわちプライバシーの確立を考えるようになった現われである。

しかし、この場合も、家族の中のプライバシーでなく、客と家族、又は主人と召使いの間の生活空間の分離にとどまっているが、数個の独立した室空間をもうけようとするようになったのは、大きな進歩である。

Ⅳ 第二次世界大戦後の住宅

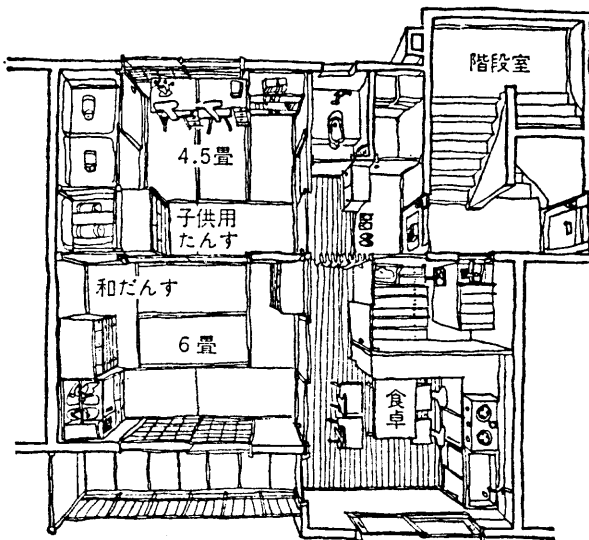
わが国の文化は急速に変化した。住まいもその影響を著しくうけ、生活の様式や、住まいに対しての要求、建て方や、間取りなどが大きく変化した。

封建時代からの伝統である住宅における接客第一主義から、家族のための快適な生活が第一に考えられた家族団らんの空間、プライバシーの確立、家事の合理化、設備の高度化など、快適な居住空間をめざして、近代的な住宅が出現するに至った。本町においても台所改善から快適な家族の

ための住宅へと新築、改造築等がされ、建築文化は進歩している。

④ 間取り

個人の生活が異なるように、家の間取りもその住人の生活を反映して異なる。藩政時代の村の地域共同体では大部分の人は、就労も同一条件下にあった。まして、家を建てる場合は労力の相互交換で村中が労力を提供したようである。専門職といっても平素は他の村の人と同じ生活をしている人達の副業的なものであり、資材もその土地の産物を用いる以上、間取り、構造、意匠とも類型的なものとなるのは当然のことであり、その地方の特色というものが濃厚に表現された。



公団住宅の間取り (2DK)

間取り分類は、一つは居住部分の部屋数によって分けられるのが通常で、現在の日本民家の大部分は、履物のまま入る土間と履物を脱いで上がる高床部分から成り立っていることは、日本民家の特徴である。

現在もっとも一般的である田の字型についても、その住まい方や発展過程は大いに異なる。無土間型は高床のみから成り、南方的な色彩が濃厚であり、また堅穴あるいは平地住居の流れを汲むのに、土座住といって土間にもみがるやむしろ類を敷いて居室とするものがあって、北陸から東北地方に多く、その他の中央部は上下足併用の一般型で、これは平地住居の一隅に寝台状の高床部分が発生し、それが漸次機能の分化によって発展したようである。また高床住居に別の炊事場が接統合体したと考えられる合体系もある。部屋の配置形式からいえば、東北部の裏日本側に広間型が多いのに対し、西南部表日本側では二間取りや、四間取りの整型が比較的多いようである。

日本文化は大まかに、南方系と北方系に大別される。北方系は積雪のため屋内作業場が必要であるので、広い土間が要求され室面積も比較的大型である。

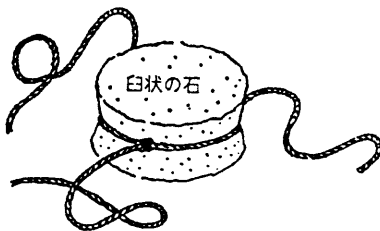
単室 単室とは、高床または土座のみの一室で、土間を付属した一室住まいと区別するために言う言葉である。

ひと間住まい ひと間住まいとは、土間のほかに高床一室を持ち、土間境は開放されている住まいで、全国的に見られる。

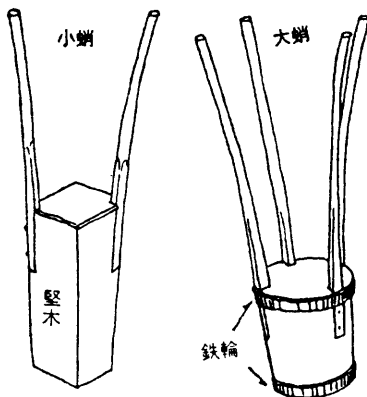
二間取り型 江戸時代の農家や、現在の低位層民家に多く、作業部の土間の他に、広間的な多用室と寝室を兼ねた表向き部屋と横分割の二形式がある。

三間取り型 民家の間取りの基本となるもので、一応生活機能の分化が完成されたものと考えられる。DK的広間と寝間の二室からなる二間取りに、少し格式張った座敷を付加した形である。

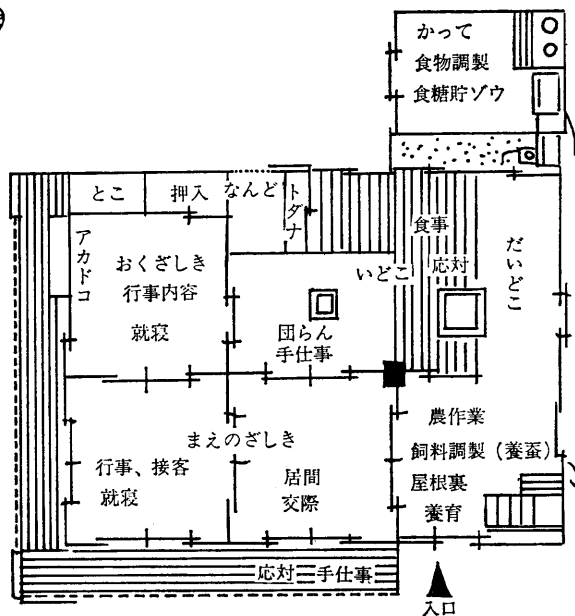
四間取り型 民家の先進地であった近畿地方では、江戸時代の初期にこの形式が普及し、一応民家の完成された基本型として複雑な発展を



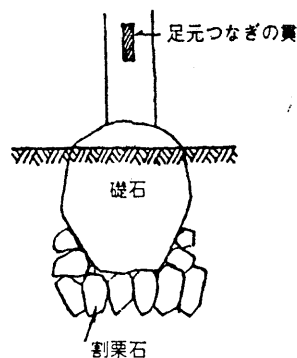
亀甲当 (かめのこあて)
平蛸・平亀ともいう



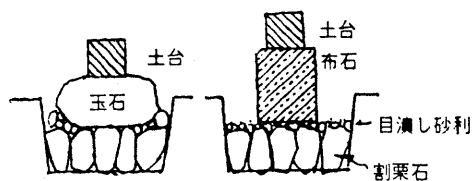
胴搗き (地搗き) の道具



整型4間取り (下部温泉、石部家)



石場建ての柱



玉石地形と布石地形

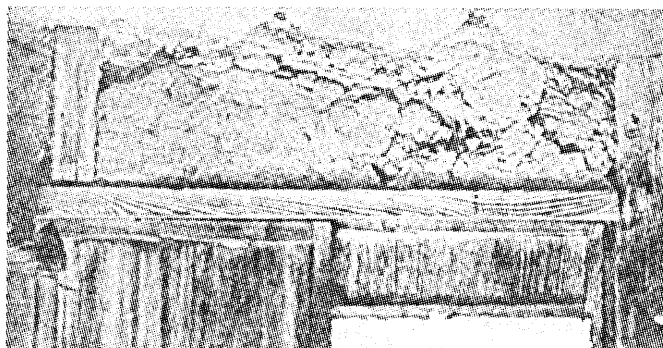
し、本町にもこれを基本とした間取りがある。下部温泉郷の石部家は四室のうち、三室までが座敷として用いられ、いどこは家族団らん、家事、手仕事の部屋となっている。座敷部分にはかね折りに回り縁がつき、床脇に「あかどこ」（明り床）と呼ぶ出書院がついている。この間取りの特徴は、家族の集るだいどこ、いどこから他の部屋へ直接入ることができる、ことである。

(7) 建築様式と間取り

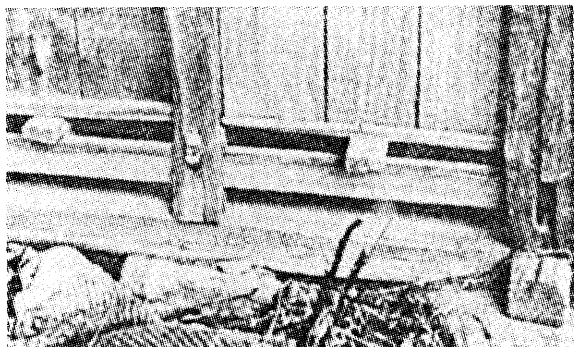
構造

〈基礎〉

(一) 掘立て柱 古代の住居はすべて掘立柱であった。六〇―八〇センチ位の深さの穴を掘って柱をさし込み、周囲に土を埋め戻してつき固め、柱を固定した。この形式は台風、雪崩の力に対して抵抗力が大きいため、東北地方では明治の初めころまであったようである。



高 床



土 座 床

(二) 石場建て 礎石を据えてその上に柱を建てる工法で、自然石のまま河原などで採れる角の丸くなった「玉石」あるいは「ごろた石」と呼ばれる漬物石の大きさのものである。

基礎の種類には、「壺基礎」「布基礎」「べた基礎」があり、昔から基礎工事に使用された用具として、割栗石を突き固める「地搗き」「胴搗き」があり、大規模のものとして「ヨイトマケ」の「櫓胴搗き」「真棒胴搗き」がある。

(三) 土台敷き 江戸後期民家に普及したようであった。柱の立つ下部には礎石を据え、その間には「差し石」とか「覗き石」を土台下に敷きつめる方法で本町にも最近まで残されていた。

〈床〉

土座床 間取りのところで述べたように、わが国の民家の形式は、土座と高床で、現在の民家は、この二つが融合したものと考えられる。土座住まいは近畿北部の山間部から、北陸、信州北部を経て東北地方に至る地域に分布しているのは防寒上からと考えられる。地表を一〇〜二〇センチほど掘り下げて一面に粗殻を敷き込み、その上にむしろを敷き、さらに上敷ごさを敷くのが通常で、床に敷く材料として、ぬかの他に、芦、ひえ殻、藁類で、これらのものは中空のため湿気を防ぎ、断熱の効果となったようである。

高床 居住床面が高く、わが国では、通常四五センチから一メートル前後で、床組の一般的工法は、柱間に大引を約九〇センチ〜一メートル間隔に架け、それに根太を約四五センチ間隔に打ち板を貼る。大引には約一メートルから二メートル間隔に床束を建て礎石で受ける。

〈床の間〉

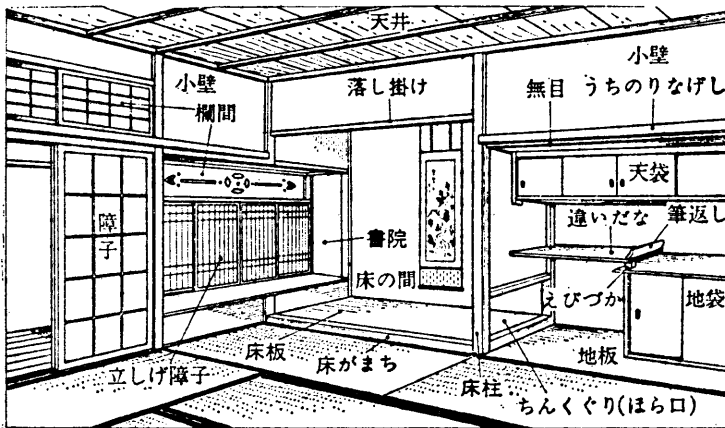
床の起源 古い民家は四方下屋造りになっていて、上屋、下屋の境に柱列ができる。この下屋部分を利用して縁側や押入などに発達した。又妻の下屋部分に仏壇や信仰の対象物を置いたもので、漸次こうしたものが床の間の形式をとり入れて発達したものが民家における床の間の発生と思われる。

床の間の起源説は「川島宙次著書」によると、一つは鎌倉時代の釈家（僧の住居）において、壁に仏画を掛け、前に押板と呼ぶ厚板を置き、そこに燭台、香炉、花瓶の三具足を置いたものが始まりで、後に武家住宅にも、とり入れられ発達したのが通説のようである。二は鎌倉時代以降中国より軸装画が多量に輸入されて、その鑑賞の場所として床の間の発達したという説、三は書院造りにおける上段小間が漸次簡素化されて床の間になった説で、床の間の畳面より一段高ク黒漆塗りの框を入れ、畳を敷きつめて「上段床」と呼ばれるのはこの名残りをとどめるものであるというので、この説が最も合理性があると思われる。

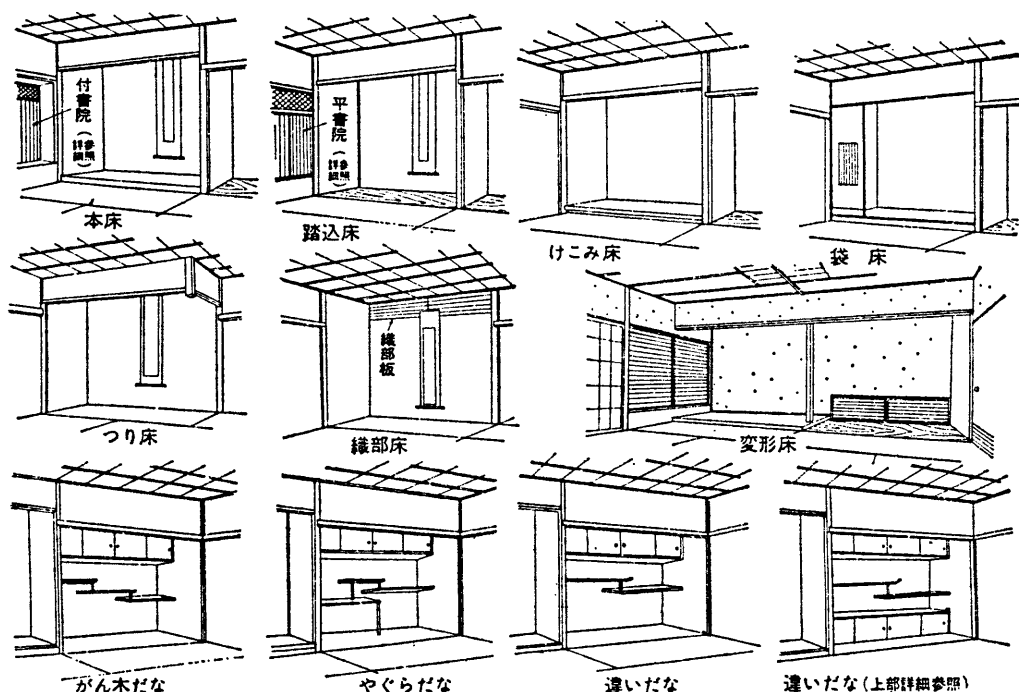
現在でも正式の床は畳を敷くのが普通とされ、茶席などは時によって、上位の客が床の間に坐っても作法にはずれないと聞き、そうした用途のものが、その後一般美術工芸の発達や、茶道、華道、香道などの流行にともなつて、室内装飾品の観賞場所へと移り変わったものと考えられているように、長年月の間に木割や比例に洗練が加えられ、座敷に欠くことのできない室内構成として、一般民家にも普及したといわれている。

妻床・平床

民家の原型的な間取りには、座敷というものがなかった



床と書院



書院、床、棚のいろいろ

が、生活の向上や経済の余裕ができると、上位層の風習をまねて一般民家の家でも座敷をつくったが、農民には無縁のもので、床の間を作っても、そこに飾る品はなく、古びた軸を飾るか、畳の置場となっていたようである。時に一般農家には座敷や、床、棚、長押や板天井を施すことを禁ずる制令を出されていたようであるが、それが守られず、床の間などを作る農民が絶えなかったようで、貧しい生活をしいられながらも他の家の釣合、見栄などから制令をおかしてまでも、床の間を備えた座敷を作ったようである。

名主、庄屋、肝煎といった役家は役人を接待するために座敷は必要とされ、床、棚を設けることを許されていたようである。正式の座敷は上段の間を備え、床、棚、はもんろん書院、長押をつけ、回り縁をめぐらし、上便所を付属させるのが普通であって、出入りする役人、僧侶、医者などはその縁側が正規の入口であった。

一般民家の座敷は四間取りの場合は、上手表側で、広間型の場合は上手に二部屋鍵座敷としてつけ、四間取りのとき最も上の手の妻側に床をつけるのを「妻床」といい、奥の納戸境に設けるのを「平床」という。

書院 書院は僧房において、写経や書見のためのもので、縁側に張り出して作られた窓付きの造り付け机で、これを「出府机」「出文机」とか「出文棚」といって鎌倉時代より始まったとされている。これに硯、筆、墨文箱などの文房具を飾るのが流行して、床の間と結合して重要な座敷の飾りとして発達した。縁に突き出た書院を「出書院」「付書院」、突出さない簡略なつくりを「平書院」という。書院の窓は上部に板欄間をはめ、下部を四枚建ての障子とするのが通常で、その変化として、「丸窓」「角柄窓」「火灯窓」「下地窓」などがある。書院の別名として「明り書院」「書院床」といわれ、山梨では「明り床」とか「あかどこ」とも言われている。

〈屋根〉

屋根の形は、民家を分類するに大切な要素であるが、地域性や建物により格差がある。

屋根ふき材料は昔は、草、木、樹皮などの自然材を使用した。本町の草屋根は主にかや屋根か、小麦殻屋根であった。一家の屋根替には大量のかやが必要であり、大量のかやを個人で貯えることは不可能であるため組員が持ち寄りふき替えをした。かやは四十年前後の耐久性があるので、一代に一度ぐらい組員や親戚などの手伝いによってふき替えられ、お祝も盛大に行なわれた。かやの量、かや大工賃や、その他の費用がかさんで容易なことではなかったので、かや替無尽などをたて、村中で屋根替えが行なわれたようである。

明治三十四年杉山区枋代組の萱替無尽規約書によれば、

第一条、萱刈之義者、萱戸老業壯健ナル者、老入限ル、四尺二寸タバ四把宛日ニ参度式日之ヲ無尽トス、当日其家親戚ト雖モ助入入山刈採ヲスル事ニ決定候
第二条、萱無尽之外ニ老日ナリ式日迄ハ当家依頼ニテハ無異議、刈採可致候其日ハ、当家ニ於テ食事等可致候、勿論夕刻ハ御酒可出事、
第三条、萱刈道作りハ当家ニテ可致、且ツまた萱刈取中ハ毎朝早天ニ毎戸ヲ起シ廻ル事

第四条、穀物之義ハ小掛夏大麦式升トス、大掛ハ式升、杯トス、之ヲ掛送り可致候、前書全断秋ハ初小掛大掛式季ヲ舛断之事、
第五条、萱大工地働、老入ハ各自家於テ飯食致シ助合可申候事
第六条、縄之義ハ当組中ハ親戚他人ヲ不分各戸式拾房宛大掛小掛区別ナク掛送り可申候事

第七条、道木之義者、式間以上六本宛、毎戸ニ於テ当家迄持行普請竣工之節ハ又各自ニテ持戻リ可致候事

第八条、萱替普請中ハ当家必要有之候節、親戚並ニ他人ト雖モ何時テモ助言可致候事、

第九条、萱大工呼之義者、親戚他人ト雖モ当家御亭主職何人ニテモ、毎戸ニ於テ、老飯宛、御招可致事、

第十条、萱替無尽世話人之義ハ、見送、老入当組長、老入都合式人ヲ以テ、諸般尽力可致候事、

第二章 生活

第十一条、棟上並日待ヲ合セテ、老度ニ決定候、夕刻ハ神酒、猶御福粥ニテ当組中ハ男女共不残、御招キ可致候其節ハ職人之義者、当家適宜トス

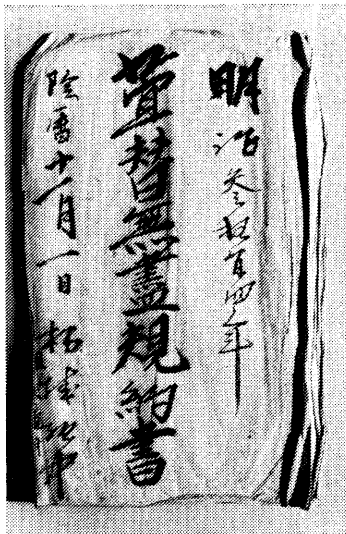
且ツ又明朝ハ、老軒主人及子供ヲ招キ其家之都合ニ依リ酒食何ニテモ馳走可致候、全日御丸之義者、日待之祝賀トシテ多少不抱、神前へ供へ而己之ヲ其衆中へ頂戴スル事ヲ可致事

第十二条、諸般無尽有之候ニ付、当組中ハ親戚他人共ニ金穀ヲ以テ普請見舞更ニ無之事、

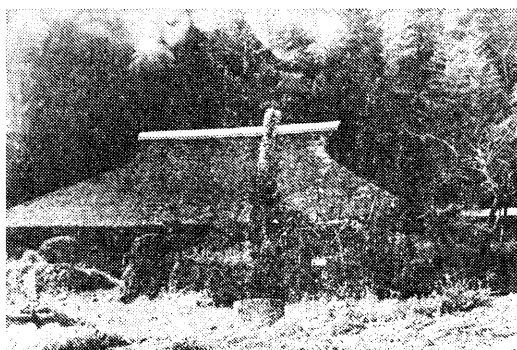
明治三十四年旧十一月二日

右之通り枋代組一同熟議前書之条々及帳簿調整順次相廻シ老通ハ組長へ備付、老通ハ各家當番へ相廻シ依之姓名調印之上決定堅く相守可申候

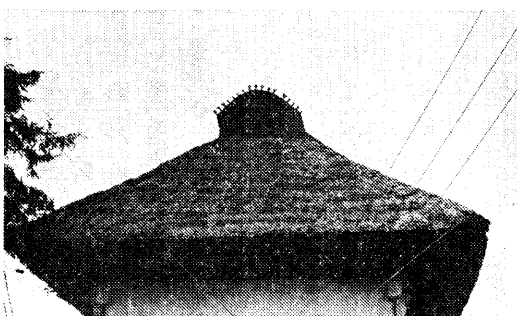
新無尽始当家 小林伊左エ門
古無尽末番見送人 小林文二郎
組長 小林甚左エ門
他十名



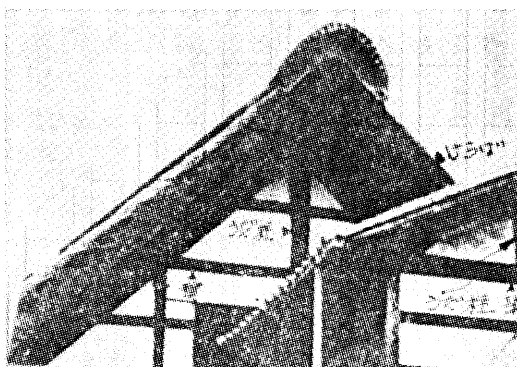
萱替無尽規約書（枋代部落）



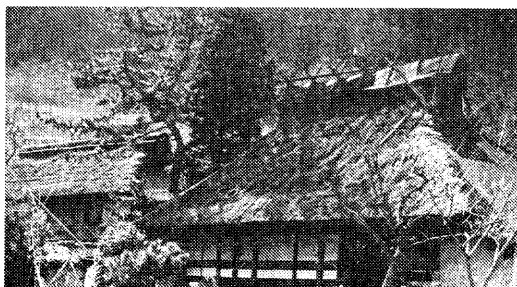
古い民家（一色）



寄棟造り（下部町切房木）



切妻造り



入母屋造り（下部町常葉）

寄棟造り 寄棟造りは、堅実で荘重なつくりで、全国で最も広い範囲に分布している。寄棟造りは、別名「四柱造り」「四つ屋根」ともいわれる。寄棟造りの主流は、四国、九州などであったが、江戸時代の交通の発達により、東に多くなり一般に「東家」とも呼ばれる。

山梨では「つぶし屋根」と呼ばれているもので、本町における寄棟草葺屋根は、大きな家屋にはあまりなく、倉庫、物置、長屋類の小建物の屋根に多く見られる。

切妻造り 最も単純な屋根で、草屋根に多く、漁村や宿駅の街村に多く「宿屋造り」ともいう。

草屋根の切妻屋根は、山梨の「切破風造り」が代表的な一つとされている。板屋根の切妻屋根は信州の「本棟造り」がある。

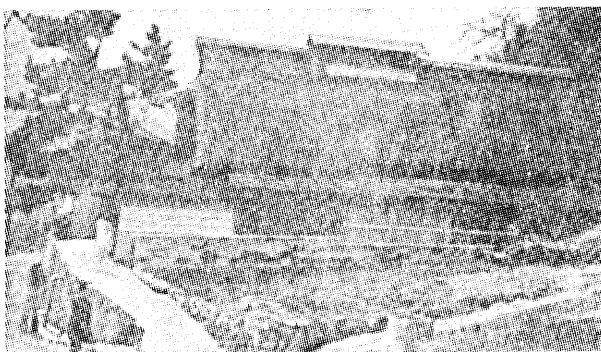
草葺きの技法として、草は流れの方向に葺くのが原則であるが、両側の斜めの辺「けらば」「そばのき」の箇所の草がさばって止めようがないの

で、斜めに葺いて、軒先と同じように草の小口を見せる。そのために棟の長さを軒先より長くし、上にゆくに從って覆いかぶさるように葺いてゆくので、これを「ころび」と呼ぶ。甲州の切破風造りは全国でも珍しく、妻の構造は、白壁で、柱、梁、貫が直線で、「うだ柱」で棟を支え、合掌造りの小屋組と違った独特の造りで本町にも最近まで残されていたが妻の壁面が荒土のため、この切妻は風雨にさらされ易いので保存維持が容易でなく現在はほとんど残されていない。

入母屋造り 入母屋造りは、切妻と寄棟の組み合わせの形で、宮殿、社寺の屋根形を模したもので、原型は、切妻造りの身舎の四方に、庇を葺き下した型とするもので「鍛葺き」「四方綴」ともいう。

破風口には、三角形の穴の部分に種々の飾りがあるが、階層差によって制限される地方もあった。この入母屋造りは現在でも本町に残されているが、萱、麦等がなくなってきた葺替えが大変であるため、型はそのままに

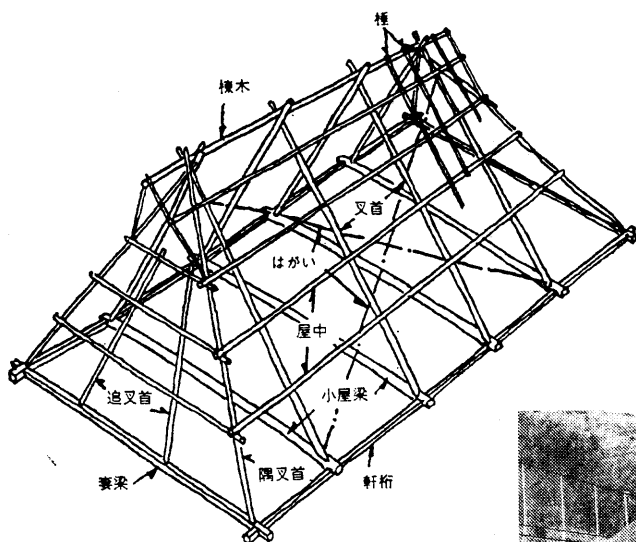
して、亜鉛銅板葺とされているが多い。
甲造り 「甲造り」「兜造り」とも書く。
 「甲造り」は養蚕に屋根裏を使うための工夫からの造り方で、入母屋造りとともに切妻と寄棟の複合で、養蚕に必要な採光、通風を考えての型である。
 この型は養蚕から考えられた型故、享保以降のものと思われる。
 この屋根は、静岡北部から山梨県の南部西部にかけて富士川流域一帯に見られ、本町にも数家に立派に保存維持されている。専門用語としては「半切妻」と呼ばれる。妻壁に屋垂れを二段に付けた「富士系二重甲」もある。
 寄棟造りから甲屋根に改造移行した骨組みもあり、在来の寄棟小屋組の棟を延ばして、小屋組みとした形もある。



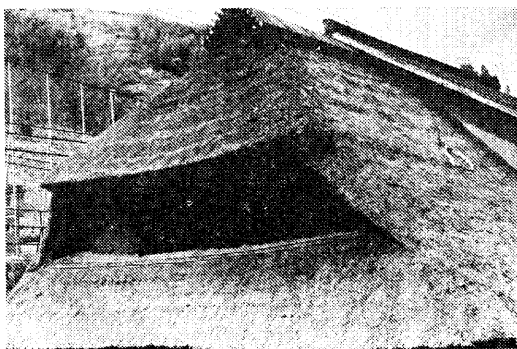
甲造り妻入り（下部町古関）



くれぐしの寄棟甲造り（突上げ屋根端）（下部町一色）



一般的な叉首組と各部の名称



寄棟系甲造り（下部町古関）

第二節 住居と生活

1 住居地

住居地の選定は、原始民族の頃より周囲の自然環境のよいところが選ばれてつくられたと考えられる。当町内の居住地についても、旧富里村、旧久那土村、旧古関村、旧共和村等、大部分が共通している。まず屋敷の選定について考えられたと思う事は、その土地の自然環境に大きく影響されるときともに、その家の職業や身分、及び生産関係や社会的関係にも支配され拘束された。

屋敷の選定は、第一条件として、自然環境が屋敷に適することが必要であつて、風水害などの諸災害に対して安全でなければならない。さらに飲用水に近く、（清水の湧き出るところ）水はけや日あたりがよいゆるやかな南面傾斜地が選ばれた。

第二条件としては、生業関係がある。農業の場合は耕地に近いこと、林業では山林に近いこと、商業や企業を営む場合は、交通の要所など人が集まりやすいところなどの条件が必要である。

第三条件としては、社会的関係がある。職業、地位、身分、資産、部落や集落への貢献度など、それぞれの階級に相応した住居でなければならなかった。これは、家の建築にさいして親戚、近隣、組、部落などの血縁、地縁の集団の協力を得なければならなかった、その者たちが相応と認められる程度の屋敷であり、家屋の構えでなければならなかった。もしもこれに反するような場合は、これらの集団から協力を得ることができないのはもちろん、社会秩序を乱すものとして非難されたとも伝えられている。

これらの諸条件にあった屋敷になるところは、きわめて少ないため、防風林をつくったり、かけどい（樋）で水を引いてきたり、または井戸を掘るなどして不備を補い。社会的条件によるものは、古い慣習によるもの

で、首領の家を中心に部落が広がっていった。しかし、部落形式は氏神や寺院が部落の高い場所につくられ、首領の家より原則として高い場所には一般の家はつくることができないが、隠居などによる特別な場合にのみ高い場所に建てることができた。

2 屋敷

分家して家を造るときは、屋敷や家の構は、本家よりすぐれたものを建築することの出来ない制限があつたばかりでなく、組や部落の人々から身分相応と認められる程度のものでなければならなかった。

家敷内の建物の配置は、農家の場合、中心には母屋を配し、付属建物には納屋、馬屋、便所、木小屋、土蔵などが造られた。納屋、馬屋、便所は続けて一棟に造り、土蔵は階下を穀物と味噌の貯蔵のための部屋に分け、二階は衣類等を入れるように造る場合が多かった。しかし、土蔵を建てるようになったのは、江戸末期からで、それもとくに富裕な家だけで、さらに石灰で白く仕上げた。白壁の土蔵は村内で数棟あるのみであった。土蔵はタツミ蔵（南東）または、イヌイ蔵（北西）が良いといわれ、母屋からその方角に多く建てられた。

このほか、名主等の村役を長期間つとめた家では、長屋門を造ることが許された。長屋は世帯をもった下人などが住み、それに納屋や馬屋などが附随していた。

母屋の前部は穀類を乾燥させる際に、ムシロ（簀）を多く敷けるように広い庭がとつてあり、また、屋敷のまわりには樹木を植えることが多く、防風の目的のために、カシやケヤキが植えられ、そのほか果物のなる樹木も多く、カキの木をはじめ、梅、モモ、スモモ、ユズなどが植えられた。

3 用水施設

飲用水の施設

南斜面の日あたりのよい住居地は、用水が遠くなることが多く、これを

補うため各種の施設がなされた。大がかりなものは、部落共同で造る場合が多く、湧水や自然流水を、丸太にみぞを掘ったトイ（樋）や竹トイで引き出し、部落の中央に、クリや松の厚い板でつくった水舟（ミズブネ）に貯水して共同で使用した。その水舟には、水をくみ出す柄のついたひしゃくが備えつけてあった。この水舟のある場所を別に「水場」とも呼び、畑から取ってきた食物を洗うときや洗たくの時などに使用された。

家の中で使用する水は、流し場のわきにすえつけた水ガメや水桶「コガ」に、かつぎ桶で水ブネや井戸からくんで貯水しておいた。

縦井戸の場合、水面が深いのでつるべが使用され続いて車井戸となった。昭和になると、手あおりの揚水ポンプが普及しだし、昭和二十年（一九四五）以降にはほとんどがそれとなり、さらに昭和三十五年（一九六〇）ごろには電気モーターによる自動揚水ポンプに変ってきた。

また、かけどいで水をよんでいたところは、簡易水道になり、昭和五十二年（一九七七）頃には、ほとんどの部落に水道が完備された。

イ 雑用水

近くの川や沢から田用水を主目的として、みぞ（堀）をつくって、部落の中を通して、農産物の洗い場としたり、洗たくや掃除に用いるとともに防火用水としての用途も兼ねていた。

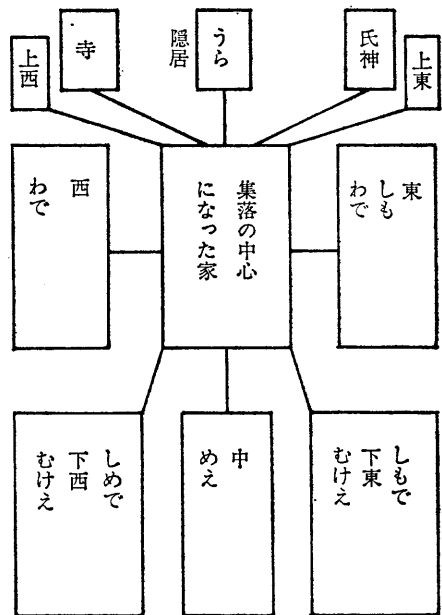
4 屋号

家またはその屋敷には屋号がつけられていることが多く、農家や商家には屋号（家名）があり、とくに江戸時代までは名字を公称する事ができなかったため、より多く用いられた。

当町でも古い習慣と生活の利便さから、今なお屋号が使われている。また、当町には広い耕地を有する集落もないが、首領を中心として形成された部落のあとが残っている。

部落の中心となった家の多くにつけられた屋号としては、大家、本家などがあ

集落の配置基本図



方角、位置によるものとしては、東、西、中、上、下等があり、これに大の字を付して、大西（おおにし）大上（おおうえ）上東、下東、上西、下西等の屋号がつけられた。又、集落を中心としたものでなく、神社、寺、堂などの目標物からつけられたものに、宮の下、立道（タツミチ）等の屋号もつけられた。

地形や地名によるものとしては、クボ（窪、久保）日影、清水屋、橋本屋、原、道下、道上、角屋などがある。職業の名称が残ったものとしては本陣、問屋、紺屋、酒屋、醬油屋、油屋、鍛冶屋、店、車屋、桶屋、豆腐屋、乾物屋、足袋屋等があり、新しくつくられた家につけたものには、新屋（にいや）（あたらしや）新宅（シンタク）隠居などがある。

商家で多くつけられたものとしては、松、竹、梅、藤、桜等の屋号がつけられ、大黒屋、恵比寿屋、末広、福屋、大田屋、寿などの外、伊勢屋、大和屋、近江屋、駿河屋などの地名を用いたところもある。

5 間取りと住まい方

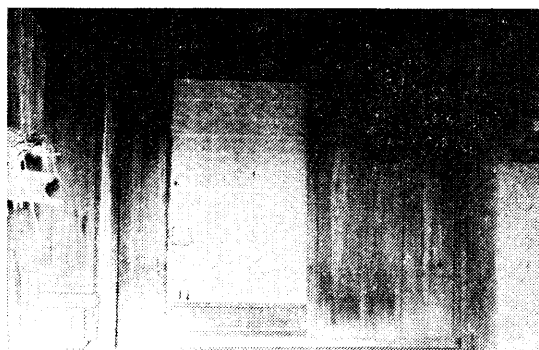
ア 農家の間取りは通称「田の字型」「四間式」といわれるもので奥行き

より間口が大きい横長に造られ、部屋の配置は一定していた。

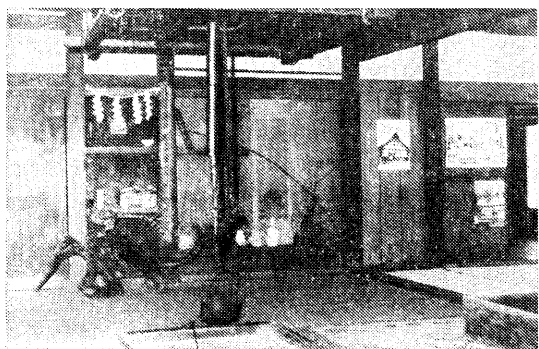
農家の部屋は、家族が使用する部屋と来客のために使用する部屋とに大きく分けられ、いろいろのある部屋とイドコ（居間）が家族の使用する部屋であり、座敷と奥の座敷が来客用に使用されていた。当町においては、養蚕をする家が多く、外観は平屋建てであって、内部は中二階形式につくられており、二階が養蚕の専用の場として使用されていた。又炊事場（勝手）は普通家の東側で、おだれを出してつくられることが多かった。勝手が西側にある場合は、水利の関係や屋敷の取り方などの特別事情によるものである。また、向きが東や西の家では勝手は北側につくられていた。

(一) イロリバタ（居間）

イロリのある部屋でヒジロバタと呼ぶところが多い。古くは炊事場とヒジロバタとは境がなく、その周辺を勝手場とよんでいた。その為ヒジロバタを勝手と今でも呼んでいる家庭がかなりある。勝手（炊事場）とヒジロ



大戸とくぐり戸



いろいろと自在かぎ

バタの間に建具が立つようになったのは、昭和三十（一九五五）年頃になってからの家である。

ヒジロバタは居間であり、生活の中心となり、いろいろな風習が残っていた。いろいろのまわりは座る位置も決っており、こたつに変わった現在でもその名残りが多少残っている。土間から向かって正面が横座といい主人の席で、そこからはその家全部を見わたすことができる位置である。勝手に近い座がカカ座、嫁座といわれ、主婦の座である。座敷に近い席が客座であり、土間に近い座が下座で、使用人等がすわり「キジリ」ともいわれた。いろいろには、天井から釣り下げられたオカゲサマ（オカギサマ・自在カギ）があり、松でコイ、竹で筒、梅の木でカギの棒をつくり、松竹梅がそろうので、縁起が良いといわれ、多くつくられた。近世末からはカギの先だけが鉄製で自由に回転できるようにつくられ、近代になると全部が鉄製のものも出てきた。いろいろで火を燃やしたのは昭和の初期（一九六五）まで続き、いろいろの大きさは四尺（一メートル二十センチ）四方位で、その土地柄や家の大きさによって多少の差があった。いろいろの目的は、煮炊きや暖房、夜間の作業の照明に利用され、残った木灰は、カリ肥料として貴重な肥料であった。その為灰が多く取れるようなものを燃やした。ヒジロバタは、食事や一家団らんの場合であり、隣人との交歓の場合もあり、また、夜なべ仕事の場合もあった。オカゲサマはお荒神様の異名もあり、神聖なものと考え、いろいろな慣習があった。又現在町内の多くの家で使われている三尺角（九十センチ）の堀コタツは、いろいろを改良して造ったものから受け継がれてきたとも考えられる。

(二) 勝手

下部町内では調理場や台所を勝手ともよび、ほとんどが土間によって構成され、母屋に、おだれ（片屋根）をつけて、そこを勝手場として利用していた。

養蚕、林業等の野良仕事が主な仕事であったので、食事の準備等を容易に行なう為に、働く場所は、土間によって構成されていた。第二次世界大

戦以後の生活改善により、従来の暗い土間の勝手場は、主婦の労働条件や環境衛生の面から、明るいガラス窓や天窓がつけられ、土で造られていたクド（かまど）も年々改良され、効率のよいかまどがつかわれるようになった。又この頃より、食事をするにも土間で椅子を用いて食事をする家もあった。時を同じくして、簡易水道や揚水ポンプ等の普及により、水道の蛇口が用いられるようになり、燃料も電気、プロパン、石油等が利用され、住居の改善の中でも勝手は最も進んでいた。

（三）玄関

江戸時代においては、来客の為の専用の玄関をつくることは禁止されており、役人等の多く出入りする家にはのみ玄関をつくる事がゆるされていた。多くはダイドコと呼ばれる作業場と勝手を一緒にした形の土間につけられており、大戸とクグリ戸という片引き違い戸によって造られていた。その形は昭和二十年頃まで多少はのこっていたが生活改善により、広い土間が板敷きの床となり、玄関も、生活を営むうえの動線の基点とも考えられ、家を象徴する重要な役割を果たすようになった。

（四）ふろ

ふろは、本来保健衛生と休養の両面をそなえているものであるが、当地方は、農家が多く、昭和二十（一九四五）年以前においては、その本来の目的よりも、ふろの湯を肥料として大溜におとしてたくわえておく習慣があった。従って施設や設備も、大溜に近い場所で、家の片すみとか、長屋や、おだれ（片屋根）等の中につくられていた。入浴の方法も隣り近所に互いに連絡し合って交互にお湯をわかしたり、何回もわかしなおして、無駄なく入浴していた。

近年化学肥料の入手が容易になったことや、住生活の改善にともなつて、母屋の中に近代的な浴室がつくられるようになり、今迄の木製のオケからタイル・プラスチック・ステンレス等がつかわれるようになった。燃料もまきから効率のよい石油やガス、さらに太陽利用の温水器等に移行してきている。

（四）便所

便所は、単なる排せつ物の捨て場でなく、肥料をつくってためておく重要な場所でもあった。そのため、多くの農家では、母屋には便所がなく、農耕に都合のよい別棟の納屋や馬屋の近くなどに設けられた。江戸時代には特別の家の方に許された、上雪隠と呼ばれた室内便所がつくられたが、一般住民や農家には程遠いものであった。室内便所が現在のように普及し始めたのは、昭和三十年（一九五五）年ごろからであった。

便所が肥料をためておく役割りが強かったので、ふろ場とのつながりも重要な要素でもあった。又、大便是別棟の便所に行くが、小便是、トマゲチと称する玄関わきの小便所を使用していた家も多く、経済的にも化学肥料の少ない時代であったので、下肥（人糞、尿）は大事な肥料であつて、ふろの水から洗面の水、蚤のふんなどを増量してその用に供した。

当町においても、近年水洗便所の普及が急速に進み、近代建築とともに、母屋に一体となった衛生的な便所が増加している。

6 文化生活

文化生活とは、家庭生活で至便な新しい文化的生活用品の利用によって営まれる科学的・合理的な生活様式をいうのであつて、わが国の国民生活の水準は戦後急速に高まり、どんな山間へき地の家庭といえども、電気器具のない家はほとんどない状態になっている。わが下部町においても例外であるはずはなく、昭和五十三年八月下部町役場企画観光課が、町内の女子中学生の援助を得て戸別調査をした結果によれば、電気器具等の所有台数は次の通りである。

また照明器具の変遷についても戦後の発達もさる事ながら、遠い昔にさかのぼって考えるとその進歩の大きいのにただ驚く外はない。

旧幕府時代の一般家庭の照明用具としては、加工した灰皿の上で「ヤニ」のしみた松の木を細く割ったものをたいて、そのあかりを利用したものである。やや時代が進むと、高さ一メートルぐらいの台の上に金属製の皿を

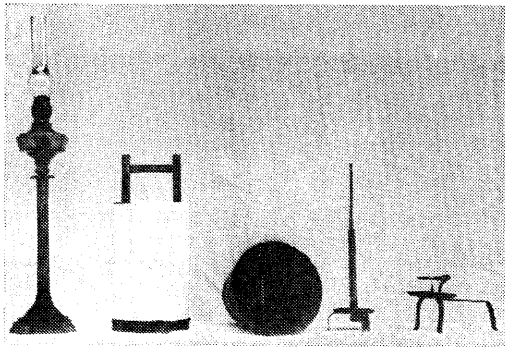
種別	地区別			計
	下部地区	久那士地区	古閑地区	
扇風機	一、五〇三	八九七	四六〇	二、八六〇
ルームクーラー	二〇三	七三	一五	二九一
ルームエアコン	四〇	一五	六	六一
電気ストーブ	二四五	一二六	六一	四三二
ガスストーブ	八九	三〇	一八	一三七
石油ストーブ	一、三一九	八四九	四四〇	二、六〇八
セントラルヒーティング	五七	二二	九	八八
電子レンジ	三〇六	一六五	六三	五三四
ステレオ	四四六	二七〇	一一八	八三四
ビデオコーダー	一一二	五五	二三	一九〇

載せ、その上で前記のような松を燃やしたので、朝起きてみると鼻から顔がすすで真黒くなっていたという、いわゆる松明（たいまつ）である。

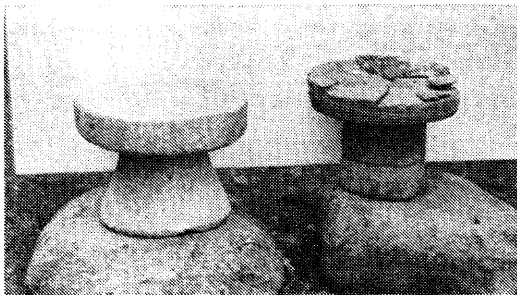
この外に「行灯」（あんどん）というものがあつた。底面が三〇センチ四方くらいの四角形、高さ一メートル内外の角柱型で、四隅に柱があり四面には障子をはめてあつて、中段に「トーゲ」という陶器製の皿を載せ、これに灯油（たねあぶら）をため、トウスミもしくはもめん製のひもに浸透させて点火するもので、専ら来客などの際の座敷用のものであつた。

明治になって「手燭」（てしよく）というものが使われた。直径七センチ、深さ三センチ程の丸型の珪鉛板でできた容器で、上面中央の突起にある穴にもめん編んだひもを通して、灯油を注いで点火したものである。これは軽便で携帯用の灯ろうの中に入れると携帯にも便利であつた。

ローソクを燃料として前だけを照らす「がんどうちょうちん」も持ち歩くには便利なもので、現今の懐中電灯にも比すべきものであろうか。



照明用具のいろいろ（三沢深沢天通蔵）



松明をもやした台（常葉依田長典蔵）

明治も半ば頃になると、西洋の文物が輸入された。その中に「洋灯」（ランプ）がある。ガラス製の油つぼに「芯」を通す金具がついている。手燭と同じ原理だが油煙が広がらないように煙突兼用のホヤがあり、「芯」の調節で光度も調節ができ、更に反射用の笠もあるのでその照度は従来の照明具とは比較にならない程明るく、また便利であつた。当時の子供は学校から帰ってくると、明るいうちに石油を補充しホヤ磨きをすることが一つの日課になっていた。

更に大正時代に入り、身延西谷に身延電灯株式会社が創立され、大正四年頃から久那士地区へ電気を供給する話が起こり、村では何回か協議を重ねた後ようやく大正七年三月十日久那士方面の三沢・樋田・車田・切房木だけ電灯がとるようになった。これが町内で最も早い電灯点火である。当時はどこの家でも五しよつ光か十しよつ光を一灯つけたただけであるが、その明るさに皆驚きの目を見張った。正に照明界における一大革命という

べきである。その後徐々に各地区に点灯するようになって、現在は町内余す所なく点灯しているばかりでなく、所要所には街灯ともされるようになった。

一方これより別に折八地区の沢及び三つ沢、湯の奥、栃代、堀切の各部落には水力発電機があつて、各戸へ電氣を供給していたが、沢の発電所は発足後数年にして閉鎖してしまい、三つ沢は東京電力から電氣が供給されるまで続いた。昭和の初年湯の奥に、昭和二十四・五年頃栃代に、いずれも水力自家発電機が設けられたが、両方とも三つ沢と同じ経路をたどっている。

大正から昭和へかけて東京電力の供給範囲が広がり、昭和四十三年ころは全町くまなく電灯がともるようになった。その経過を表示すれば次の通りである。

年・月・日	点灯区域
大正七・三・一〇	三沢・樋田・車田・切房木
〃 八・	市之瀬
〃 九・一・	道・水船・芝草 大磯小磯・古関・瀬戸
〃 九・秋	常葉・上之平・下部
〃 一〇・	波高島・大炊平・岩欠・和名場
〃 一二・五	一色
〃 一二・一〇・	長塩・北川・丸畑
〃 一三・一一・	熊沢
〃 一四・夏	上田原
昭和元・一二・三一	三保
〃 二・	釜額・中之倉
〃 三・四・三	根子
〃 二〇・秋	湯之奥
〃 二二・九	折門・八坂
〃 四三・	栃代

第三章 習俗・習慣

第一節 年中行事

年中行事という言葉が使われはじめたのは中世以降のことで、現在では昔ながらの正しい意味と、年がら年中という別の意味で使われることが多い。昔は自然を暦として生活したことから、季節のけじめをつけるため特別の日を設けてその日を節といい、その日は作物の豊じょうと太平を祝い、願う日でもあった。徳川時代になって、年中行事は神社の祭祀とその催しを意味するようになった。現在では生活習慣を含めて年々繰り返される行事をさすが、本来の意味は伝統性のつよい信仰行事や習慣行事をさすものである。したがって、これらの年中行事を知ることが、日本人の信仰形態や生活と生産などを知る上で極めて大切なことである。

年中行事は、各部落によって多少特殊なものもあるが、おおむね大同小異である。近年においては、急激な社会変化の影響を受けて伝統的行事が次第にうすれ、本来の意義とは隔りを感じる形式的行事へと変わりつつあるものもある。

特に第二次大戦後は、人のものの考え方や価値観の多様化により、行事の簡素化や合理化等がすすみ極めて外形的な面が多くなってきた。

我が下部町を見るとときに、本来自然を相手の仕事が多く、我々の祖先は自然と闘い、村人たちはこの自然から被る災害を免れるために、連帯して災害の防止、家人の息災、作物の豊じょうを祈願し、ある時は氏神に、道祖神に、山の神に、地藏さんと神仏に頼り、その神仏への行事は子々孫々へと伝承されてきた。我々はこの古来からの伝統に従ってそれぞれの部落が行事を定着させ、遵奉し、継承してきたのである。行事の簡略化の傾

向にあるにせよ、幸いにして春夏秋冬、生活の中には依然として年中行事が生き続けている。長い歴史の中で多少の変化は当然のこと、祖先の意を体し、往時をしのびつつ、月を追う日に従って伝承行事を列挙しながら、変化をもたらす社会背景をも考慮に入れて記述する。

一月

正月には歳神様をまつる。歳神とは年徳神のことで、年穀の神のことである。したがって、正月の行事の中にはその年の豊作を祝い、祈る行事が多い。この正月は、月齢を基準にして一月十五日（大陰暦）の満月の日を望の正月として祝っていたが、唐制の朔正月つきたが移入されてからは、これを公式の大正月といい、望の正月を小正月として重複して祝うようになった。

一、門松

望の正月を祝う頃には、歳神だなの両側に小さい松が結びつけられているが、朔正月が行われるようになって門神を信じるようになった。この門神の依代よりしろとして常磐木を飾り、家の繁栄を祝うようになったのが門松を立てる理由である。門松は、玄関先又は庭に適当な間隔をあけて芯の立った二本の松を梅や竹を添えて立てる。その根は御脚と称するくに添えて新なわでしっかりと結わえ、松の芯にはお注連（おしんめえしめ飾り）を結びつける。正月の三日間だけは、家で食べるものはすべて松の先にお供えする習慣もある。門松は一夜松といって嫌うところから三十日に準備する。梅や竹を添えるようになったのは鎌倉時代以後のことである。

二、注連縄

玄関入口には注連縄を張り、丁寧な家ではこれに交譲木（ゆずりは）又はカシ葉、羊歯（裏白）だいたい（又はみかん）、柿、昆布、ごまめ（小魚）、木炭等を飾るがこれらはすべて縁起ものであり、交譲木は家系が絶えない裏白、長寿、だいたい、代々栄える柿、家喜、昆布によるごまめ、御頭になる木炭、すみよいとされている。

三、歳神だな

十二月三十一日につくる。新しいわらで注連縄を作り、座敷の中央に歳神だなを新しくつり下げて歳神をまつる。歳神だなは恵方だなどともいい明けの方に向けて作られたものである。お神名「年徳神」を注連縄の中央にはさみ神をまつる。その下に鏡もち（おそんねえ）、お酒、盛物（洗米、柿、栗、海老、慰斗鮑、だいたい、田作等）をそなえる。家によってはお金をますに入れて供え、神聖な元日を迎える。これらはすべて歳神に感謝し、家運の隆昌を願う縁起もので占められているが、現在では大分趣をかねている。

元日は未明に起きて若水をくみ、神だなには灯明をとます。かくして一家団らん。まず大福茶をすすめ、屠蘇をくみ、雑煮もち（家によってはうどん）を食べる。食べ終わってからは衣装を改め、産土神社並びに村内の神社に初まいる。昭和三十年代後半より自家用自動車が急激に普及し、初詣でも遠く県外に及ぶようになった。

部落によっては、神社に一同相会し互いに御慶を述べる。特に支那事変以降の戦時においては一同相会し、聖上の万歳を奉祝し、戦勝を祈願した。更には小学校において住民一般の祝賀の会同をなしたものである。戦後は、隣保単位で御年始（一同会して祝宴）を行う所も多い。

二日（初売り初仕事）

この朝は神殿に諸物を供し、家中で雑煮を食べる。

仕事始めはその家によって異なるが、農家ではなわを一、二房なつて神殿に供する例もあった。また、初荷、初売りなどといって商家は忙しく、特に福引き、景品を出すことなどによって買い物客は早朝より動きはじめ、商店の町方は大いににぎわった。現在は個々の商店の営みもあるが、大手メーカーや問屋等が貨物自動車を運ね、のぼりを立てて音楽を流しながら往来し、正月三が日に景気をつけている。

三日（歳神送り）

元日より三日までを三が日といい、歳神さんをあきの方（歳神遊行の吉方）へ送る。三が日は「人々鼓腹昇平を楽しみ、童女嬉戯して余念なし」

といわれたが、今日ではテレビの普及により、番組視聴にふける者が多くなっている。また、神主はこの日回礼をするのを例としていた。

四日（御用始め）

婦人の年始日とされている所もあり、婦人は三が日の労から解放される。国中寺院年札を勤む（裏見寒話）とされ、坊さんは三日間の年始を遠慮してこの日から年始回りをする。役場等官庁では御用始めとしている。

五日（五間日）

この日までを五間日といい、仕事をこの日まで五か日休むを例としていた。

六日（初山）

初山といい、男子は山に登ってまきを切ることにしている。「初山ばつさり、吸い物どつさり」といってまきは御祝儀に少し切ってきて、お祝いの酒食はたんまりふるまうといったことわざが民間に行き渡っていた。

七日（七草がゆ）

七草の節句ともいい、七草を用いて雑炊をつくり、神殿や門松に供し、家族の者もこれを食べて祝う。

この日松飾りを撤去する。

八日（初肥出し）

初肥出しと称して下肥をくみ出す。これは松飾りを撤せざるうちはけがれなりとして、この間のくみ出しをいみ嫌う習慣になっている。

十一日（田植え日）

田植え日といい、もちがゆをつくって神殿に供し、家族共にこれを食べる。苗代田にゆき、飾り松を苗としてさし立て、お神酒を注ぎ、供物をまいて、耕し初めの式を行なう。

この日しめ飾りと称し、村人達が集まって道祖神祭礼の準備を行なう。お飾りは部落によって多種多様であるが、「お山」とか「やなぎ」と称す飾りは町内数か所で現在も行なわれている。

「お山」は、大ざおの中間に大きな竹輪をはめ、これより四方に頭に幣を



繭玉飾り（団子飾）

付したさおを上方斜めに出す。その本に長い造花を垂らし、中心の大ざおには白扇をもって日月の形を作る。四方に出したさおになわを張り、これに飾りをつけた小袋（おこん袋と称す）数十個をつるし、輪の下方より大綱を四方に張って支える。日本一の富士山になぞらえお山飾りという。

十四日（道祖神祭礼）

左義長、木勘進などという。各戸のしめ飾りはずして集め、つじつじの道祖神の前にてこれをやく。農家では繭団子や野菜、穀類、札の形の団子をつくり、カシや梅の木にさして飾って、蚕や農作物の豊作を祈る。夕方家族の人数分の団子を道祖神に供え、「ドンド焼」の火で焼き、家に持ち帰る。家族はこれを食べることにって風邪をひかないとするまじないの風習がある。

また、カシの木を切ってきて、長さ七十センチくらいに玉切り、正月の門松の芯を真ん中に入れてくいに結わえて飾る。子どもはこの夜白粉をつけて化粧し、カツノキで作ったわき差しを持って遊びまわった。家庭ではカツノキのはしや十五日の小豆がゆの粥立木（けえたてげえ）を作る。

ドンド焼きは歳神にささげた試筆や門松、古くなったダルマ等を持ちよって焼くところもある。



お山飾り

部落によっては、去年婚儀のあった家でお神酒を奉納し、部落の人々にふるまうところもある。長塩では、正月の十四日夕、正装した一行が神楽宮を長持にのせ組々の道祖神を巡拝して舞を奉納する。その後新婚家庭を歴訪して悪魔払いをし、家族に祝辞をのべて新婦のくむお茶をうけて帰る。獅子頭の残っている部落の数は多い。往古は多くの部落でしし舞いをして悪魔払いをしたことだろう。

道祖神の祭礼は古くから行なわれたもので、町内にはお山飾り（やなぎ）をして十四日正月を祝う部落がふるさと運動とともに年々増加する傾向にある。

昔から道祖神祭礼の準備は若者の奉仕によって行なわれたが、現在では青年は勤め人が多いので年寄りや子どもが多くなっている。正月の十三日ともなれば、未婚の若者たちがお山を飾り、前年結婚した者に鳥目をいせ、多寡を争って口論したりしてみだらに流れたりする傾向があっ



かつ（ぬるで）の木のそなえもの作り

た。これは制しても聞かない。「十三日より十五日に至りては道祖神の靈、無妻の者にのり移りて斯く騒動せしむ。これを堅く制すれば神のとがめを受く」と伝えいわれた。安永四年、常葉村の「若者定メ書」は、若者達の諸事について行動を律したのも、その状況を知ることができる。正月十四日の道祖神祭りは、元禄二年その筋から禁止されたが、その年七月大水難があり、神罰によるものとして、翌三年から復活してこれを許された。

十五日（十五日の祭礼）

十五日正月、十五日祭礼ともいう。この朝は小豆がゆを煮て食べる。これを食べるとその年は疫病にかからないという。このかゆは太ばし（カツノキ）にて食べることを例としている。また、カツノキにて作った双柱をかゆの中に立て、米粒のつき方によって年の豊じょうを占う行事を行なった後、苗代田を作るとき水口にこれを立てる。

なり木ぜめ、十五日朝、柿やすもも等果樹類の幹を「なるか ならぬか ならなきやこの木をぶっきるぞ」と言いながら持っているなで傷をつけ「なった なった」と小豆がゆをあげてくるならわしが戦前までは続いていたが、今は全く見られない。

成人の日

昔は十五歳になると「元服」といって髪を結い名を改めたが、明治初年徴兵令の発布により徴兵検査の時を以って成人を祝うようになり、戦後は満二十歳になった青年男女が成人になったことを祝い、励ます日として、昭和二十三年から国民の祝祭日と定められ、家庭でのお祝いと町の式典を行なうようになった。

十六日（戴入り）

昔は、商店の奉公人にしても職人の弟子にしても一年中休みなく、朝暗いうちから夜遅くまで働かされたが、正月と盆の十六日はやぶ入りと称し休みが与えられる。この時ばかりは生家へ帰るか、演芸を見てゆつくり休養した。農家は年貢を納めるためにまずい物を食べながらぼろを着、一年

中無休で働かされたものであるが、この日ばかりは「地獄のかまのふたもあく日」といって仕事を休んだ。また、秋葉講を行なう部落もある。

十七日（お山神祭り）

竹で弓矢を作り、これを携えて山の神にもうで、神殿にさきあげてから一、二発的を射て神に供える。また、釜で湯を沸騰させ、ささの葉で参けい者に浴びせておはらいの行事を行なうところもあった。また、この日は「冠おとし」ともいって、山の神様が弓を射るので山に入ることは禁じられている。

二十日（二十日正月）

骨正月又は羽子板くだきともいって、正月の最終日とされている。

部落によっては、おなわ打ちと称し、組人相会して代馬（しろうま）の馬具の手入れをしたり、田植え用の縄をなったり、組同志の田植えの日取りを打ち合わせて当番の家でお日待ちを行なったりする風習があった。また、この日に歳神を飾るたなを撤去することになっていた。

二月

三日又は四日（節分）

節分とは立春の前夜をいう。季節の変わり目に当たって陰と陽との対立により災が生じるから、この邪気を払う行事が必要であった。この日は長い竹ざおの先の目かご又は手すくい、山からとってきたバリバリン（かやに似た木）の枝やヒイラギの枝にめざしを刺したものを添えて、軒より高く立てる。鬼の目といわれ、網の目、ヒイラギのとげ、魚の臭さ等から魔よけと見る人も多い。また、バリバリンを燃やしながら大豆をホーロクで七回ふる。いり豆は部屋ごとに「福は内、鬼は外、鬼の目をぶつつぶせ」と大声で叫びながらまく。節分は、今では家庭だけでなく多くの寺院や神社での催しとなり、年男による豆まきで鬼を追ひ払う行事として行なわれている。

また、鳥獣の口やきとして、ヒイラギ又は割りばしにイワシの頭を刺して火にあぶりながら「鳥の口焼きツーツー、すずめの口焼きツーツー、う

さぎの口焼きツーツー」とつばをかけて焼き、翌日戸口へかかげた。これは鳥獣による被害を少なくする願いであつたろうと思われる。

十一日（建国記念の日）

戦前の紀元節。官公署学校等をはじめ、国民の祝祭日として一般に国旗を立て祝意を表す。昭和四十二（一九六七）年、建国記念の日と制定され様々な行事が行なわれる。

八日（針供養）

昭和の初めごろまでは、この日を針供養の日として、折れたり曲つたりした針をコンニャクにさして供養をした。今日でも、この日に針を使うと針だけがをするとして、針使いを一日休むという習慣が残っている。

十四日（聖バレンタインデー）

この日は女が男へ愛を打ち明けてもよい日だとされ、若者の間でチョコレートを贈ることが行なわれはじめている。

三月

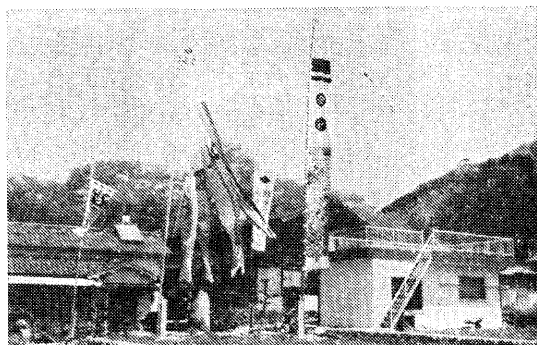
三日（ひな祭り）

桃の節句、ひな祭り、女の節句などという。旧暦や一月遅れの四月三日に行なうところもある。出産初回の女兒のいる家では、特に初節句と称し親せきや知人を招いて酒食をふるまう。また、親せきや知人はひな人形や織物などを贈り物とする。

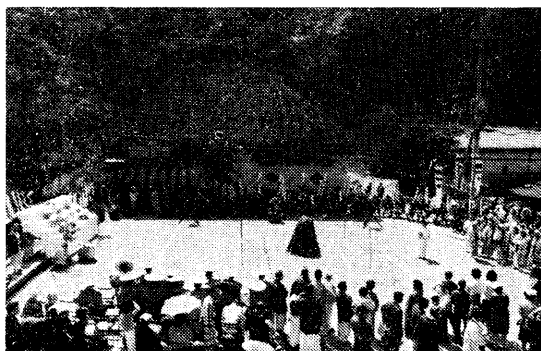
ひな祭りはその家に応じて種々あるが、一般に御殿造りを模し、内裏びな、三人官女、五人ばやし、俗人、武者びな、市松人形又は紙びな、諸道具等をひな壇に飾り、白酒、緑紅白のひしもちを供えて祝う。

上古においては、三月の第一己の日（上己の節句）に人形に厄を移して川に流すというおはらいの行事であつたが、次第にうすれ、女兒の良縁を願う行事となり、人形は嫁入り道具の一つに数えられるようになった。更に元禄のころよりは、ひな段を設けて飾るようになり、今日の原型をなすようになった。

二十一日（春分の日）



端午の節句



松葉杖供養祭

自然をたたえ、生物をいつくしむという主旨で制定された国民の祝日で、彼岸の中日ともいう。祖先を供養し、ぼたもちを作り、寺参りや墓参りを行なう。戦前の春季皇霊祭にあたる。

二十五日（春の社日）

社日には、だん紙等を三角に折って桑又は竹にさし屋敷内の畑に立て、小豆飯を炊いて供える。土を動かすことを忌み、農工、土工を行なわない。

特に田畑に下肥を施すとたたりがあるといわれている。

四月

三日

終戦前は、神武天皇がおかれになった日として神武天皇祭といい、一般国民は休業し、各戸国旗を立てて弔意を表した。

農家では蚕影さんの祭典を行なうところもあった。また近年植樹祭の日

ともなってきた。

八日（灌仏会）

お釈迦様の誕生日として、各寺院では灌仏会を行ない、参拝者はお釈迦様の頭から甘茶を注ぎかけてお参りし、寺では甘茶などを施した。民家では昭和の初めごろまでは「お釈迦ごり」をこしらえて誕生を祝った。

二十九日（天皇誕生日）

国民祝日の一つで、天皇は明治三十四年四月二十九日誕生した。この日は一般参賀も許される。終戦前は天長節といった。

五月

一日（メーデー）

第二次世界大戦後、労働者の祭典日とし、県下では労働者及び農民が甲府に集まって、大会や市内行進などを行なう。

二日あるいは三日（八十八夜）

八十八夜の別れ霜といって、降霜はここらまでであり、立春から数えて八十八日目に当たる。「八十八夜のかぎ上がり」といわれ、農民の種をまく目標とされた。

三日（憲法記念日）

昭和二十二年五月三日、新憲法が施行され、この日を記念して国民の祝祭日となった。

五日（端午の節句）

五月の節句、男の節句、子どもの節句ともいう。端午の節句というのは、五月はじめの午の日ということで、午と五の音が同じことから五月五日と定められた。昔はこの日を悪日、として、災難をのがれる魔よけのために、しょうぶやよもぎを屋根にさした。後、武人の人形や武具を門口に立てるようになった。これが五月人形を飾るように変化した。しょうぶの節句は尚武の節句といわれて男児の成長を祝う行事となった。のぼりやこいのぼりは、もともと旗指物であった。かしわもちを作って神前に供え、室内には武者人形や武具ににせたがん具、かぶと等を飾り、戸外には定紋

武者等を染めぬいたのぼりや吹き流しのこい等を立てる。また、出産後初の男児がいる家では初節句と称し、親せきや知人よりこれらの飾り物が贈られる。

この日、しょうぶの葉で頭を巻くと頭痛がなおる、しょうぶ湯に浴すると疫病をさけることができるとする習俗もある。また、「子供の日」として国民の祝祭日となったのは、戦後のことである。

十四日―十五日（信玄公隠し湯祭り）

昭和四十一年から、下部の観光と結びつけて、二日間にわたり県内外の観光客でにぎわう。

（十四日）松葉づえ供養祭

松葉づえに頼った湯治客も治って、熊野神社につえを奉納して帰る。このつえを供養するとともに熊野神社の祭りをあわせた全国でも珍しい祭りである。

（十五日）湯権現祭

芸者の手踊りや民謡踊りに武者行列も加わって行なわれ、下部の一大祭りとして発展している。

中（六月終わりころ）

五月（旧暦）の「ちゅう」といって、田植えの最も盛んな時期である。親せきや隣近所が結と称して手助けしながら、男子は馬遣小番（地ならし苗そそぎ）を行ない、婦女は早乙女として菅笠、ござ等を新調して身を装い、田植えうた等を歌いながらにぎやかに田植えを行なった。初田、終田の二回は各家庭とも赤飯、かしわもちなどを作って祝う。部落全部の田植えが終わると「馬ぐわ洗い」と称して一郷同時に農休みを例とした。

しかし、昭和四十年代に入って科学技術の進歩により農機具が普及し、昔日の面影は次第に消えようとしている。

中は田植えの最盛期であるが、午の日だけは田植えをさける風習もあり、更に半夏生（七月初二、三日）までに終わらなければ稲はとれないとされていた。

七月

七日（七夕祭り）（現行八月七日）

本来は旧七月七日のことで、その日の行事も含めて七夕といい、星祭りともいう。朝早く里芋の葉の露をとって墨をすり、五色の色紙、短冊、又は紙を短冊形に切ったものに牽牛、織女の二星にちなみ詩歌を書いて、若竹の枝に結びつけ、庭に立てる。供えものとしては灯明、お酒、果物、野菜等である。

特にこの祭りは、幼児を持つ家庭や保育園、小学校の低学年を対象として行なうことが多い。

古来我が国では、棚織女が水辺の機屋にこもり神の来臨を待つという伝承が、中国思想の影響をうけて今日のような星祭り、牽牛と織女という星の出会いというようになった。ものだろう。

十三日（旧）

この日から十六日までを盂蘭盆会と称し、先祖代々の精霊を供養する。

（現行八月十三日）この日の夕方は門や庭先などで火をたく。これを迎え火という。各戸とも精霊だなを設け、先祖及び知音等の位牌を立てる。なす馬をつくり、食物を供し、香をたく。水や花を手向け、所によつてはしんこちを供する。子供のために親せき縁者は彩色したちようちんを贈答したり、家によつては買つて、毎夜これに点火しては三三五五組をなして練り歩いたものである。

各家では岐阜ちようちんを軒先につるし、親類縁者が集まって夜の一時を過ごす。前年の盆会以後に死者があった家は新盆と称し、親類縁者が訪問して焼香する。また、当月の初めより終わりまで戸前に高灯を掲げるところもあった。

十六日は俗に「地獄のかまのふたもあく」といい、町内ではやぶ入りといつて雇い人等は父母のもとへ帰してもらえた。また、この日には精霊だなを撤去し、たなに敷いたススキで舟をつくり、なす馬や供物をのせて、火を点じて川に流す。夕方にはまた門や庭先で火をたき、送り火とする。

昭和十五、六年ころまでは毎夜寺や神社等の広場に集まって、老若男女混じつて円陣をつくり盆踊りをした。所によつては盆踊り大会まで催し、優勝旗を争いながら盛大に行なわれたものである。昭和五十年代に入つて、青年団主催とか公民館が中心となつてようやく盆踊りが復活しようとしてゐる。

十五日（中元）

一月十五日を上元、七月十五日を中元、十月十五日を下元といった。上元は小正月、中元は盆の行事で、生き盆すなわち両親の生きているものが行なう盆で親や目上の人に感謝の意をこめて贈り物をした。今日では多少意味が異なり、平常お世話になる人に感謝のしるしとして贈り物をする。

十七日（山神祭）

栃代の山神祭など例祭として、近郊から老若男女参けいしてにぎわう。

下旬（虫送り）

昔は稲作は最も重要な作物であつたため、稲の安全育成を願つて、どこかの村（部落）でも虫送りの行事が盛大に行なわれたものである。上田原の部落では昭和十五年ころまでこの行事が行なわれていた。七月下旬の晴天の夜、各家では長い松明をつくり、村境（深町との境）から松明に火をつけて鐘や太鼓を打ちながら段西まで送るという行事で、途中三か所（村境、中、村境）で坊さんがじゅう文を唱え祈とうした。

八月

一日（八朔）

文字通り旧八月一日のことで、今は月おくれの九月一日をいう所が多い。また、この日は二百十日にも近いところから農家では「荒れ日」として特に注意する。昔はこの日に豊作を願う行事を行なつた。その名残りだろうか。今でもまんじゅうを作るが、本町ではこれを「八朔の泣きまんじゅう」という。このころになると、夜が長くなるので、百姓家ではこのまんじゅうを食べれば、来春までどんな寒い夜でもきびしい夜なべをしなければならなかつた。そのようなところから泣きまんじゅうといったのだら

うか。

十五日(旧)

十五夜(名月)といい、枝豆、芋、野菜、果物、月見団子などを供え、ススキなどもかざって月見を行なう。この夜だけは、子供が供え物をひそかに取り去ってもよいという風習もあって、子供たちは団子つきの道具などをこしらえ楽しい一夜であった。

(ヒャクハットウとナギンデー)

所によつて若干の相違はあるが、八月一日・七日・十三・十六日(昔は旧七月)の六回、夕刻からヒャクハットウやナギンデーをして精霊の迎え火、送り火の行事が行なわれた。各家から麦わらをもらい集め、新盆の家からはナギンデーの松の木をもらう。松の木には麦わらで編んだ杯をとりつけて、河原ないしは広場に立てる。これをナギンデーという。また、河原や広場又は道などに一束ずつ麦わらを並べ、これをヒャクハットウという。いずれも部落民のよく見える場所に準備する。夕方になると、時を見計らい、合図によつて一斉に火がつけられ、炎が夏の夜空をあかかと染めて燃えあがる、まことに壮観な子供の行事である。ヒャクハットウは百八炬火のなまりで、昔は山頂又は墓から家まで一〇八本の松明を立て、順に点火して精霊を迎え入れたり送ったりした。また、ナギンデーは一般には投げ松明ともいわれ、今も各部落で行なわれているが、麦作がだんだん少なくなったことから昭和四十五、六年ころからは麦わらのかわりに、石油を布きれをつめたかんに入れて百八炬火をするように変わってきた。

九月

九日(重陽の節句)

菊見の節句と称して仕事を休んだ。旧例では五節句の一つであった。また、初九日と称し氏神祭りを行なう部落もある。

(二百十日、二百二十日)

立春から起算した日にあたり、共に「荒れ日」と称して、農家では皆天候に異変が起らないように祈った。

第三章 習俗・習慣

十三日(十三夜 旧)

この日の夕方、十三夜とか後の月見とかいって月(後の名月)を観賞する風習があり、団子を作り、果物や野菜などを供える。

二十一日(彼岸の中日 秋季皇霊祭)

春の彼岸と同じで祖先を供養し、寺もうでや墓参等を行なう。

十月

十日(十日夜)刈上祭

農家では、朝小さい団子を作り、わらづとに入れて屋敷神やお稲荷さんに供した。稲を刈り終わると、どの家でも夕方からもちをついて豊じょうを祝う。お田の神様はその杵の音を聞いて里から山へお帰りになると考えられていた。そのようなことから俗歌にも「朝かなり 晩はなおよし十日夜」と歌われた。

浄土宗寺院の檀徒は、親族・知己を招いてきよう応じた。しかし、太陽暦を用いるようになってからは一定していない。

「体育の日」

また、この日は「体育の日」といって祝日の一つで、昭和三十九年のこの日東京オリンピックが開催されたのを記念して制定された。

十七日(神嘗祭)

戦前は神嘗祭として、毎年その年の新穀でつくった神酒と神饌を伊勢神宮に奉る祭りで、官公署学校等では国旗を掲げ休業した。

二十日(恵比須講)

恵比須、恵比寿、夷、戎。蛭子も夷と同じ語源である。おいべっ様(おえびす様)ともいい、七福神の一つで、家の福を増し家を繁盛させる神様と信じられている。

十九日は百姓恵比須ともいわれ、赤飯を炊いててんこもり(山盛り)にしたものを供える風習が今なお残されている。

町方の商家では、十月二十日をあきない恵比須と称し、得意先に物を贈り、招待して酒宴を催し、特に銭の出し入れをせず銭を櫛に入れて供え、

大売り出しをするのが通例であった。

十一月

三日（文化の日）

嘉永五（一八五二）年十一月三日、明治天皇が誕生なされた。したがって、明治の時代は天長節として祝い、昭和二（一九二七）年には明治節を制定して明治天皇の遺徳を仰ぎ、四方拝とともに四大節の一つに数えられたが、昭和二十三年に廃止された。昭和二十二（一九四七）年十一月三日に新憲法が公布されたのを記念して、昭和二十三年には十一月三日が「文化の日」として制定された。この日は国民の祝日として一般に休業する。他方この日を中心として文化祭などが催され文化行事が行なわれる。

十五日（七五三）

髪置（三歳の男女）、袴着（袴をつける儀式（五歳の男）、帯解又は帯直し（帯を結ぶ儀式（七歳の女）の子のいる家では、各々新しく衣服を整えて神社にもうでる。

このころは稲刈りや麦まきが盛んであり、まき終われば「まき上げ」と称しておはぎ、赤飯を作って祝う所がある。まき上げには、五目飯にさんまがつきものであった。

二十三日（勤労感謝の日）

戦前は新嘗祭とよばれ、神に新穀を供え祭り、天皇自ら新穀を召し上げる日として、各地で新穀感謝祭が行なわれたが、戦後廃止された。昭和二十三年七月二十日「勤労感謝の日」と定めた。国民祝日の一つで、勤労を尊び、生産を祝い、国民が互いに感謝し合う日とした。

十二月

一日（水神祭）

この日川辺もしくは井戸に、白紙ヲ外に赤紙を内にして三角形に折りたたみ、棒又は竹にはさんで、なべ墨で目のように点を書いて立てる。これにもち等を供えて水神をまつる。

八日（針供養）

この日を「御事納め」といい、通俗に御事八日といわれている。婦人はこの日一日針仕事を休み、コンニャクや豆腐に折れた針や曲がった針をさして供え、後で針をぬいて食べる。一年間使った針を供養するためであるが、今ではこの風習も針仕事をしている者だけに残されている。

（冬至）

日は十二月二十二日又は二十三日。かぼちゃを食べる日となっていて「かぼちゃを炊いて食う。これ寒中の病よけとなる」といわれている。

三十日（晦）

二十五日から迎年の支度として、すす払い、もちつきを行ない、その後歳神様の飾りつけをする。棚には、おそなえもちを供え、十二枚のお注連をつるし、たなの両側には松を飾りつける。また、戸間口、井戸、かまど、ふろ場、便所、倉庫、農具等年間を通じて使うものには各々お注連をはる。

三十一日（おもつけ）

夜は頭つきの魚を食べ、一晩中眠らずにすごしたものである。この日は本年中の諸勘定の取り引きも今日限りであるとして、夜半過ぎまで人の門戸をたたき、往来もあって忙しい一夜である。最近ではテレビによる紅白歌合戦などあって、ゆく年くる年の催しとして家庭の茶の間をにぎわしている。

第二節 風俗・習慣

「郷に入りては郷に従え」ということわざがある。どこの部落へ行っても異なった風俗があり、習慣がある。これらの風俗や習慣は、その土地の産業、気候、地味、地勢などその土地の風土によって長い間つちかわれたもので、その起源にはまたそれなりの理由がある。

私たちの郷土にも、昔から引き継がれた習慣とか風習が数多く残されている。この風俗や習慣によって、地域社会の協同性や連帯性を維持してい



宮 参 り

る面が多かった。そうした風俗や習慣も社会の激しい移り変わりによって分解され、本町で特徴的なものも次第にその姿を消そうとしている。そのうち冠婚葬祭にはまだ多くの習慣が残っているので、以下出産、結婚、葬祭について記してみよう。

一 誕生

懐妊すると、五か月目に「ゆうじゃく祝い」といって里親より祝いのもち及び腹帯（岩田帯）などを贈って見舞う。もちは隣家に配る所もある。この月の戌の日に帯をつけることを例とし、この日に行なえば安産であるといわれている。

出産すれば、直ちに近所の者が手伝って「産の神の飯」を炊いて神様に供え、近所の見舞い人にごちそうした。男親が四十二歳の時に生まれた子供は厄を背負って生まれてきたので、かごに入れて他家の門口に捨てた。置かれた家ではその子を拾って捨てた家に届ける。これを拾い親といい、すべて相談の上のことである。

えい児出生のあと、七日目には「七夜の祝い」と称して命名式を行ない親せき、知人等を招いて祝宴をなし、赤飯などを配る。場合によっては二十七夜か三十参夜に行なうこともある。三〇日目には産明（女子は三十一日目、男子は三三日目に行なう所もある）といって、里親や親せきでもらった衣裳を着せ、産土神社に参拝し、生涯の幸福を祈る。なおこの衣装を着せたまま帰途に懇親の家を回礼する。親しい家では扇子と真綿に百匁を包んで結びつけて贈る。真綿は白髪になぞらえ、銭は百

歳の長寿を祝うという。また、この日は里方へ行き一晚泊まることを例とする。

誕生日、毎年この日に赤飯を炊き、懇親の家に贈り、祝宴を行なう家もある。

七五三 髪置（三歳の男女）袴着（五歳の男）帯解（七歳の女）等の祝いは次第にくずれてきている。

厄年 男子は二、七、二五、四二歳、女子は三、一三、一九、三三歳等をやく年といい、祈とうや厄よけを行なう。特に男子の四二歳は親せきや知己から祝い物を贈られたり、祝宴を開いて会飲する。近年になっては、同級会などをして、公共のために記念品などを寄進する例が多くなっている。

祝い年 六〇、七〇、七七、八八、九九歳等は、還暦、古稀、喜寿、米寿、白寿の祝いと称して賀寿の宴を開く風習があり、近年生活が向上するにつれて結婚後満二五、五〇、六〇年等を銀婚式、金婚式、ダイヤモンド婚式と称して賀式を行なうものが多くなった。

二 結婚（御祝儀、祝言）

結婚は人生の運命を分ける最も重大な事であるだけに、慎重でなければならぬ事は今も昔も全くかわりはない。昔は貧富によって多少の差異はあったようである。家中心の考えから個人尊重思想に変わり、封建主義から民主主義へと時代が変わって、結婚観も大いに変わって恋愛結婚も許される時代となった。昔は見合い結婚が多く、親同士の相談によって相手が決定され、それに従わざるを得なかった場合が多かったので、結婚にまつわる悲劇が今も数多く、語り継がれていることが少なくない。当時は、家柄、血統、財産等が重要視された時代であり、他方自分の生活を維持するのも容易でなかったので、親類をふやさないという配慮もあって、村内（部落内）結婚や血族結婚が比較的多かった。

結婚年齢は旧法時代（明治初期）では制限がなく自由に結婚できたので、地域によって多少の相違はあったろうが、一般的には早婚で女は一

三、四歳から二〇歳前後、男は一七、八歳から二三歳前後が多かった。

その後情報機関とか交通機関が発達するに伴い結婚観も変わって、學歷、容姿、評判等が重要な条件になったが、最近では、教育の重要視、職業の多様化などで年齢は晩婚型になった。

(一) 連れ出し（盗み出し、ひっかつぎ）

二人の仲は相思相愛ではあるが、ある条件のために両親の承諾を得られない場合も多かったし、どうしても結婚したいと熱望する場合にはやむなく「連れ出し」という非常手段をとった。連れ出しというのは、両親の承諾を得ないままに無理に娘を連れ出し、二人でよそで生活するという略奪結婚の風習である。この時親は捨てるという、後日拾い親が現われ、そこを家として嫁入りをするという平穩な解決策の途も開かれていた。中には子供が生まれてはじめて両親も許すという例もあった。特殊の事例としては、娘の家の財産事情で結婚費用を省くために故意にその風習をとり入れるということもあった。

(二) 仲人（媒しゃく人）

仲人は双方の間に立つて周旋し、この間に下見や見合いを行なわせる。当事者はもちろん両家共に合意に達するまでの労をとらなければならぬので、仲人の占める役割は非常に大きいものであった。また、すべての責任を負わなければならないので、双方にとって最も信頼のおける人が選ばれた。地類とか親類の中での有力者とか有識者、名望家あるいは過去において大いに世話になった人などに依頼したが、最近では職場の上司とか知名人、地域の有力者に依頼することが多く、昔とは性格的にもだいぶ変わってきたように思われる。

(三) 親分

もう一方でお願いする役である。結婚後には双方の親代わりとして万端の相談にあずかり、また、保証人的な面もあった。親分は親類の中で最も頼りになる人が選ばれた。結婚式の当日鉄漿付道具等を贈ることから鉄漿親ともよばれ、実父母の如く「おとうさん、おかあさん」とよばれた。

四 足入れ

足入れは結婚の形式の一つで、子宝はあるか、家のためになるか、家風に合うかなどの一つのテスト期間として婚姻届も出さない。もしある期間内において、親の意に合わないような場合には実家に帰されたという、家を中心に考えた封建時代の女性輕視の風潮であった。他面、御祝言というと嫁入り支度やごちそう等多額な費用がかかって容易でなかったので、祝言をやや簡単にして経費を省くという考えをとり入れた場合と、更に婚家の労働不足を補う仮祝言という意味で行なわれた場合がある。したがって事情によっては改めて本祝言を行なったのである。

(四) たもと酒（口固めの酒）

見合い等で双方が合意に達した場合には、気が変わらないようにとか略奪結婚を防ぐ意味でこの風習があった。これは仲人が嫁方へ出かけ、適当に酒を買って飲みかわし固い約束がなされた。親分子分の杯とか固い約束には必ず杯をとりかわした風習があり、杯をとりかわすことは固い約束を意味するものであった。逆に杯をかえすということもある。

(五) 酒入れ

結婚の約束の決定には形式が伴う。たもと酒が済むと大安吉日を選んで酒入れをする。つまり仲人が婿方より酒・さかなを持参して嫁方の両親及び近親者と酒を汲みかわす。この行事によって正式に婚約が成立したのである。酒を入れていくたるを柳だる（家内喜多留）といって青竹のタガがかかった角のあるうるし塗りの赤いたるが使われた。酒のほかにするめ（寿留女）こんぶ（子産婦）末広等又はこんぶとごまめ（尾頭付）麻を水引で結んで持参する場合もあった。

(六) 元世話

結婚相手の候補者が選ばれた場合、直接に話することはさけて、相手方に対して話しやすく説得力のある人を親類、地類、近所の中から選び結婚に対する交渉をすすめる。交渉の過程では、相手方の代表として仲人と共に結婚成立に努力し、成立後は元世話として重要な役割を果たさなければならぬ。

ばならない。

(ハ) 結納

酒入れが済むと結納取り替わしの式を行う。婿側からは酒こう（酒と酒のさかな）をたずさえて相手方の家へおもむく。嫁方では親類、縁者を招いて待つ。丁寧な家では島台（松竹梅尉姥鶴亀の飾り）を飾って待ち、婿方から小袖、帯などの目録にするめ、こんぶ、麻（共しらが）、末広などを三宝に載せて贈り、先方からは羽織、はかま代などの目録を贈る。後結婚日等細かい相談がなされ、親類縁者に結婚の知らせをして式は終わり、酒をくみかわして終わる。近ごろでは、結納に関する品物や目録がセットで販売されるようになって、町も田舎もほとんど同じようになった。

(ニ) 結婚式

結婚式の順序、形式は、しきたりにより必ずしも一様ではないが、昔はすべて家ですませたもので、親類や近所の人たちは前日からごちそうなどの準備に忙殺される。

当日には、まず婿入りがある。仲人、親分を先頭として婿、添え婿及び三親等内（将来親せき付き合いをする人）の人々が嫁方へおもむく。（途中元世話の家で休憩する時、嫁の代理の迎え嫁の行事もあった）一同着座すると、仲人が相手方に対して紹介をする。これを名乗りという。諸行事が終わると、先方では元世話を先頭に花嫁、添え嫁三親等内の親せきを伴っておちようちんを下げ婚家へおもむく。婚家ではちようちんをつけて迎え、案内する。花嫁が到着する以前に嫁入り道具が届けられる。嫁入りの荷物としては両掛、たんす（着物を含む）、長持（戸だな、夜具を含む）等の諸調度品から酒だるまで荷背負夫に託して届ける。

全員着座すると、元世話が婿方に対して名乗りをし、三、三、九度の杯となる。お神酒をちようしに入れたものを雄蝶、雌蝶といい、両親のいる男女の子供が選ばれてしゃくをする。まず仲人から嫁に差し出す。この時雄蝶雌蝶は同時に三度しゃくをし、次に婿というふうにして、三度取り交わす。これを夫婦杯という。次に婿と嫁の父母、祖父母、兄弟姉妹と交わ

し、親子、兄弟、姉妹の杯といって身内となる。それから親せきの杯とも結びの杯ともいって杯を左右よりまわして仲人がおさめ杯事を終わる。済むと親方から鉄漿付け道具一式が贈られ式が終わりとなる。式後花嫁はお勝手にておはぐるをつけ、披露宴にうつる。この宴が夜中の二、三時ごろまで続くことは珍しい事ではなかった。この間に、花嫁は二、三回色直しといって着物を着替える。

昔は、部落内の老若男女が婚家におし寄せて障子に穴をあけ、卑わいな言葉を発しながらみるのが慣習であって、障子に穴を多くあけられるほど婚家でも喜んだものである。中にはばかにして笑ったり、悪口を言ったりして騒ぎ乱すこともあった。

戦後になって、三十年ころから家以外に式場を求めるようになって神前結婚の形式がほとんどである。まず双方が着座すると、名刺の交換と同時に双方が座席の順に当事者との関係や氏名等紹介して神事にはいる。神事は祝詞、三三九度の杯、誓いの詞、指輪の交換、婚姻届に署名押印して終わる。その後披露宴になるが、司会者には青年団とか有志の中から選ばれた人がつとめ、にぎやかに進行し、宴が終わると二人は新婚旅行に出かけるといふようになって昔の弊風はなくなった。

翌日新婦（新婿）は、まず舅、姑の案内にて産土神社にもうで、隣保組を回礼する。また、婚家にて知人、隣保を招いて（お茶よび）新婚披露の祝宴をする家もある。最近では、新婚旅行から帰ってからする。

三 葬式

不幸があると、組合（組ともいう。五人組の名残りか、近隣の親せきが集まり、相談して式の日時を決める。電話のない時代には、遠方へは電報で知らせるか、一〇キロ（二里半）範囲くらいは飛脚（式の日時を知らせる人）をたてなければならぬ。飛脚は二人が一組となって、夜中でも山坂を越えて一刻も早く不幸と葬式の日時を知らせる。すべて役割を分担して、隣保相助けて葬式を行った。諸係には飛脚、物品購入係、諸準備係、（女）、当日には帳場係（村役人になるところが多い）、接待係がある。土

葬時代には、抱き合い組といつて隣接する他の組の他人衆によつて六斎、かまば（穴掘り人足等）などを勤めていただいた。

死去の夜から埋葬前夜までは、親せき、知己が相寄り通夜を行う。葬儀は死去の翌日行うのが一般的で、友引の日にはやや時刻をずらして遅く行う。

葬儀には、喪主は羽織、はかまで正装をする。親送り、兄弟送り、伯叔父母送りなどを送り人と称し、男子は羽織袴婦人は白小そでを着、男女とも白布をえりからかけた。家によつて喪主は帯刀、ほかの男子は鳥追がさをかぶつたとも伝えられている。現在では、喪主はモーニングも多く、婦人は黒の喪服を着るようになった。その法式は、僧りよの数によつて片鉢、両鉢、三仏事、五仏事等があり、縁故の寺院も会葬することがあるが、これを調経という。式は、出棺の式は家でいい本式は寺で行つて日ぐしを立てたが、所によつては出棺の式も本式も家で行うこともある。会葬者には酒食をごちそうしたが、近年になつて一般には、会葬者は靈前に焼香をし香料をあげる。告別式にのみ立ち会い随時帰るようになった。送葬の翌日には、僧りよ、親族、知己を招き、供物をなし、読経、焼香を行つて墓参する。これを取越七日又は仕揚という。近年は葬式終了後、払い七日として一日で終わるようになった。中陰といつて死後七日毎に法要を行つて死者の追福を祈り、四十九日を満中陰とも膳上げともいい、その後は一年、三年、七年、一三年、一七年、二五年、三三年、五〇年（松を植える）百年等と回忌、供養を行い、これを法事という。

法事に関連して、昔から念仏講や送り念仏の慣行があつた。釜額部落では、ある家に不幸があると部落中の人々が集まつて念仏を唱えた。この念仏は各地にみられたが、今は次第に失われようとしている。

古い文献中に、天明二（一七八二）年、三沢村住人忠左エ門は三沢村御役人に對して、送り念仏の慣習を崩さないように若者どもを指導してほしいとして「乍恐以書付ヲ奉願上候」の奉願書を寄せている。

当村六斎之義古キ六斎より指南任罷有候所村内之義候得は弟子より師匠江勤ミ代りとして師匠之家に不幸有之節ハ送り念物可相唱旨前々之師匠より被申伝候ニ付拙者共へ申伝置候而送念仏執行致来り候所ニ今度忠左エ門死去致候節若者共如何相心得候弥送り念仏執行不仕左候而は前々と仕来り相潰れ拙者共計ニ不限村祈禱共に相潰れ可申上奉存候、依之右若者共御召出御吟味被成下前々之仕来り相立候様偏奉願上候以上

古六斎は仕来りによつて不幸のあつた家で送り念仏をする例になつていたが、當時の六斎が送り念仏をしなかつたことについて古六斎とのいさか次のような文書もある

此度六斎江掛合古六斎之内忠左エ門、七郎右エ門御役元へ訴出候は古キ六斎之家ニ不幸有之節ハ六斎罷出送り念仏御執行致咎ニ申伝置候処忠左エ門親死去仕候節執行不致ニ付御吟味願上則私共も古キ六斎ニ御座候故申伝之訳御糾ニ御座候一、甚右エ門、勝右エ門、安左エ門、儀は師匠之家ニ不幸有之候節ハ送り念仏執行致様古六斎被申候間則師匠之家ニ不幸有之候節ハ送り念仏執行仕當時の六斎へも念仏教へ候内右之趣咄し仕則私共仲間之内五左エ門並安左エ門家不幸之有候節頼も不仕候へ共當時の六斎志を以送り念仏執行致請申候外仲間之内ニハ當時六斎へ渡候而より以来、不幸無御座候右申伝之義當六斎へ慥ニ申渡候覺も無御座候へ共執行致請候へは仕来りと存罷有申候右御尋ニ付申上候処相違無御座候御事

一、千蔵儀は先達而六斎仲間ニ而撞鐘建立仕り候節私人不承知之義御座候其節より諸事仲間寄合並念仏講へも出合不仕候へは當時の六斎へ私儀は何に而も右鉢之義申伝候覺無御座候右御尋ニ付申上候様相違無御座候御事

一、五左エ門儀は遙跡より六斎仲間ニ加り候へば古六斎より申伝えし義曾而不奉存候且つ亦當時の六斎へも念仏教へも不仕候へば何ニ而も申渡候義も無御座候勿論私家ニ不幸有之候節頼も不仕候へ共當時の六斎志ニ而送り念仏執行致請申候右御尋ニ付申上候処相違無御座候御事

一、伝左エ門儀も近々に六斎仲間へ加り候へば古六斎より申伝候義不奉存且つ亦當時の六斎へ渡候節も念仏教も不仕候へば何ニ而も申伝之義も無御座候勿論私共儀は古キ六斎之家ニ付私共六斎仲間ニ不幸之節は送り念仏執行仕候故仕来りと奉存候右御尋ニ付申上相違無御座候御事

右ケ条を以申上候通り相違無御座候以上

天明三年卯六月

甚右エ門 勝右エ門 与右エ門 五左エ門 伝左エ門

村御役人中様

このようにして、不幸のあった場合には村をあげて念仏が行われていたのである。

なお、冠婚葬祭については昔から簡素化が唱えられてきたが、その一例として天保十三（一八四二）年寅八月に根子村では村決めを行っている。

被仰渡候条々之事

- 一、名主長百姓あさ、木綿、羽織之外着ス間敷事
 - 一、平百姓ハ羽織等一切不相成候事
 - 一、氏神其外祭礼等ニよびよハれ致間敷事
- 附り右祝等ニ酒さかな不相成候事



簡営化の村極（根子区蔵）

- 一、死失等有之候節酒一切無用之事
 - 一、念仏百万遍之儀無用可仕事
- 右之通被仰渡候間急度可相守旨村中
大小之百姓不殘寄合読聞セ候処右条々
一々承知奉畏候間小前一同請印仕候処
依而如件

作右エ門 ㊦

外四十八人省略

根子村名主次兵衛

長百姓半左エ門

同 利兵衛

同 重左エ門

同 八兵衛

百姓代幸藏

同 半右エ門

生活簡素化については、昔からしばしば申し合せや取り決めをするのだが暫くすると崩れてしまう。時には政府が主唱して「消費節約」の申し合せをした時もあり、「公私経済緊縮」の取り決めをした時もあり、或は町村又は部落単位で「消費生活の簡素化」を決議した事もあったが法律や規程と違って単なる申し合せであるため、いつも竜頭蛇尾に終るのが常であった。

最も新しい申し合せとしては、葬祭の自粛に関するもののみではあるが、昭和四十六年十二月制定の「下部町葬祭実施要綱」である。下部町ではこれが制定に先立ち、町内からアンケートを取って、これを基に種々検討の結果まとめたのが左記要綱である。

葬祭実施要綱

- 一、原則として火葬とする。
- 二、祭壇を使用する場合は、町で備えつけのものを利用する。
- 三、花輪は二本以内とする。
- 四、靈前に生花（造花を含む）を供える場合は一對とする。
- 五、組香奠は三百円以内とする。
- 六、香奠返しの額は二百円以内とする。
- 七、お悔みはお金です。
- 八、食事を出す場合は親戚および手伝いのみに出す。
- 九、僧侶・神官は努めて少人数とする。

昭和四十六年十二月

下部町教育委員会

下 部 町

制定以来約十年を経た今日、この要綱も時代の進むに従って時世に添わない箇所が生じてきた。たとえば第五項の組香奠の如き、又第六項の香奠返しの如き、定められた金額が既に過去のものとなってしまうので、必然的に守られぬ部分が生じてきたため、この要綱も早晚見直さるべき時期に来ていると思われる。

第三節 俗信・迷信

俗信は古代の信仰及びじゅ術が宗教にまで高められることなく、民間に退化しつつ残存したもので、その中心は前兆予知、占い、禁忌、まじないである。これにまつわる唱え言、民間療法、ことわざ、よう怪変化や幽霊なども含まれて今に伝えられ、神仏の信仰とは異なった形で民間に少なからず影響を与えているものである。したがって、今日の科学的なものの見方からすれば不合理な面が多く、論理的にも根拠のないものが多い。

迷信は、俗信の内で社会や個人に対し実害があると考えられるものが多く、社会にとって何らかの悪い影響を与えるものもある。

これらの俗信、迷信も近代化の中で次第に忘れられようとしている。言葉自体としては覚えていても、現実面では無視されていることが多い。

だが、丙午、御柱、厄年をはじめ婚事、葬事等人間の生死や将来に関するものにはまだまだこだわる人が多く、あえて逆わないようにしている。

(一) 葬事に関するもの

- ・着物を左前に着てはいけない。
- ・洗たく物を北向きに干してはいけない。
- ・木のはしと竹のはしで物をはさんではいけない。
- ・北まくらに寝るものではない。
- ・ご飯を山盛りにして真ん中にはしをたててはいけない。
- ・友引きの日の葬儀は時刻をずらせる。葬列の先頭にはちようちんをつける。
- ・カラスが鳴くと葬式がある。
- ・盆の月の死者の頭には小さいざる（こんどうし）をかぶせる。
- ・足袋をはいて寝ると仏様になる。
- ・左回りはいけない。
- ・食物をはしとでやりとりしてはいけない。

- ・ウドンゲの花（かげろうの卵）が咲くと不幸がある。
- ・墓の土まじゅうを踏むとはゴンザ（じんましん）が出る。
- ・米を一升ですではかるとき、向こうから、はかれは不幸の米となる。
- ・同じ家で年に二回不幸があると、三回目として槌を埋める。
- ・以上は、葬事のときに仏様に対して行う風習と同じようなことはすべていけないということである。

(二) 農事に関するもの

- ・へびの話をしては蚕にわるい。養蚕時には長虫という。
 - ・野菜の種をまくとき四日にまくと死菜、九日にまくと苦菜といい、四日、九日を除いて蒔く。
 - ・稲苗を束ねたわらの中に稲苗を植えると葬式米になる。
 - ・三日苗は植えてはいけない。
 - ・午の日に田植えをしてはいけない。
 - ・正月の十七日に山に入るとけがをする。
 - ・戌の日に麦をまきはじめると豊作である。
 - ・そば、麦をまくとき、作落しをすると不幸になる。
 - ・これらは、言葉だけが伝えられて残っている。
- (三) 夜に関するもの
- ・新しい履き物は、夜おろすものではない。
 - ・日が暮れてから塩を買いに行くと、火を呼ぶ（火事になる）からいけない。
 - ・病氣見舞いは、夕方、夜間はいけない。
 - ・夜つめを切ると望みがかなえられない。出世ができない。親の死に目にあえない。
 - ・夜笛を吹くと幽霊が出る。
 - ・おむつを夜干しておくと、夜泣きをする。
 - ・朝のクモは福グモ、夜のクモは盗つとゲモ。
- このなかで、病氣見舞いは現在でも使われている。

・(四)夢に関するもの

- ・早朝の夢は正夢である。
- ・火事の夢は運が良い。
- ・齒のぬけた夢をみると人が死ぬ。
- ・人の亡くなった夢をみると子供が生まれる。
- ・へびが家の中に入ってくる夢は金がたまる。
- ・仏のことを夢みると人が集まる。
- ・言葉として語り伝えられている。

・(四)日時、方角に関するもの

- ・巳の日に新しい反物を裁つと、身をたつといって、そでに涙が絶えない。
- ・鬼門を忌みきらう。
- ・四間二間を死に軒、四角四面、三角屋敷、四方を道に囲まれている家は不吉とされている。
- ・八日の旅立ちと七日帰りを忌む。
- ・元日に針を使つてはいけない。
- ・元日に針を使うと、一年中金が残らない。
- ・梅の木を北東に植えると秀才が生まれる。
- ・一夜松といって、旧暦で三十一日がなかったころはみそか、現代では大みそかに門松を飾らない。
- ・かまどの灰は四日、八日に取つてはいけない。
- ・結婚は四の日はいけない。
- ・お盆の月と彼岸中は、病氣見舞いをさける。
- ・一日、五日、十五日、二十五日及び仏滅の日は、病氣見舞いをしてはいけない。
- ・結婚式等めでたい事は仏滅をきらひ、大安の日、友引きの日を選ぶ。
- ・家を建てたり修理しするときには、方角をよくみる。
- ・月の初めに病気になる、治るのがおそい。

- ・月の一日に髪を洗うと、女の愛きょうを洗い落とす。
- ・結婚、建築、正月行事については、まだまだ俗信や迷信が相当多く残されている。

・(六)天候に関するもの

- ・朝雨と女の腕まくりには恐れるな。朝雨は少いということ。
 - ・夕にじ(夕焼ケ)は百年の照り、朝にじ(朝やけ)は川越すな(朝にじはその日大こう水になる)大水でかえれないということ
 - ・ねこが顔を洗うとき、耳をこせば雨が降る。
 - ・すずめがあまりさえずるときは雨が降る。
 - ・鎌を立てると強い風がやむ。
 - ・縁の下の石がぬれると雨が降る。
 - ・はちが低い所へ巣をつくる年は、大風が多い。
 - ・高い所へつくるときは水害がある。
 - ・大雪はその年の豊作。
 - ・月にかき雲がかかると明日は雨が降る。
 - ・天候に関する伝承は、経験から出たものが多く、比較的よく使われている。
- ### ・(七)衣に関するもの
- ・出がけの縫い物は、けがのもと。
 - ・旅の出がけにげたが割れると、その日はきつと難を受ける。
 - ・ほうきを逆さにして手ぬぐいをかぶせると、長居の客が帰る。
 - ・機屋を火にくべると氣狂いになる。
 - ・以上、衣に関するものは一般にいわれていたが、最近では着物を着ることが少ないので、あまり使われていない。
- ### ・(八)食に関するもの
- ・赤飯にお茶をかけると、結婚式に赤い雪が降る。
 - ・ご飯をこぼすとばちがあたる。
 - ・茶柱が立つと縁起がよい。

- ・子供がお茶を飲むと風が吹く。
- ・毎朝梅干しを食べると、昼間星が見える。
- ・さかさ水（水へ湯を注ぐ）は縁起がわるい。
- ・お産の直後にかぼちゃや里芋を食べてはいけない。
- ・寝ながら食べると角がはえる。
- ・冬至にかぼちゃを食べると中風にならない。夏に病まない。
- ・仏前のご飯を子供が食べると覚えがわるくなる。
- ・ドンド焼きの団子を食べると虫歯にならない。風邪をひかない。
- ・とろを食べた茶わんでお茶を飲むと中風になる。
- ・朝茶はその日の難をのがれる。
- ・結婚式のときに割りばしを使うと離縁になる。
- ・秋なすは嫁にはくれるな。
- ・食後すぐ寝ると牛になる。
- ・赤飯のお返しはいけない。
- ・食に関するものは比較的に合理的、教訓的なものが多く、またユーモア的である。

（九）住に関するもの

- ・便所の南側に南天を植えると中風にならない。
- ・ぼけの花を縁の下に入れると火事になる。
- ・ねずみが一度にいなくなると火事になる。
- ・逆さくいは打ってはいけない。
- ・逆さ柱のある家は栄えない。
- ・玄関の敷居を踏むのは、主人の頭を踏むと同じ。
- ・屋敷内にいるへびを殺すとたたりがある。
- ・以上、言葉としてはよく使われている。

（十）神仏に関するもの

- ・子供が夕方遅くまで遊んでいると「かくれ神さん」に連れて行かれる。
- ・新しく便所を建てるとき、神様の怒りに触れないように鏡と化粧品を埋

める。また、井戸を掘るときや埋めるときにはくしを入れる。女性の神様であると伝えられている。

- ・恵比寿様に供えたご飯を食べると縁遠い。

（出）そのほか

- ・五黄の寅と丙午の女とは結婚するものではない。丙午の女は七人の夫をとり殺す
 - ・結婚するとき、年齢の差が四目、十目はわるい。
 - ・妊婦がかますに腰をかけると口の大きい子が生まれる。
 - ・妊婦がうさぎを食べると三つ口の子が生まれる。
 - ・妊婦は戌の日に腹帯をつけるとよい。
 - ・新しい履き物は上からはいて下りてはいけない。
 - ・新しい履き物の緒が切れると悪いことがある。
 - ・同じ日に二人が別の方向へ旅立つのはよくない。
 - ・三人で写真をとると、真中の人は早死する。
 - ・かまどにまきを逆さにくべると逆子が生まれる。
 - ・つばめが巣くう家には幸運が舞い込む。
 - ・歯が抜けたとき、上歯は縁の下へ、下歯は屋根へ投げ捨てる。
 - ・十五夜と十三夜は片見月をするものではない。
 - ・ものもらいが出たときは、便所へ行ってへそに塩をぬると治る。
 - ・朝藤、夜縄といって燃すことを禁ず。
 - ・四と九の数は、縁起が悪い。
- 以上、数多くの俗信・迷信が今なお言葉として伝わり、他意もなく気軽に言葉として出てくるものが多い。そして、これらの俗信は、我が下部町だけではなく、広範囲に広がっているものもある。

第四節 口碑・伝説

いずこの土地へ行っても、昔から伝えられている説話がある。我が下部

町においても、それぞれの地域に結びついて川や樹や石等や又はいろいろな動物と人間の事柄が、あたかも真実のごとく語り継がれている。この伝説によって、私たちは先祖の生活を類推しある程度の歴史性を知ることができる。

したがって、この項では口碑とか伝説といった厳密な分けをせずに、広い意味での伝説としていくつかを取り上げた。

矢落沢

昔、八坂に今福伊予守という郷土が住み、東八代郡浅利には浅利与一という弓の名人が住んでいた。直線にして九キロメートルもあるのに、浅利氏は今福氏に矢文をもつてたびたび通信をした。浅利の弓建の森(弓建場)から文を結びつけた矢を射ると、その矢は二つの峠を越えて八坂に届き、矢の落ちた所を矢落沢と呼んだ。矢が通過したと思われる辺りには矢中という所があり、また八坂の両方の山の中腹に矢場見(矢文)という所もある。最近道路工事の際、矢落沢から鉄製の矢じりが数個発掘された。

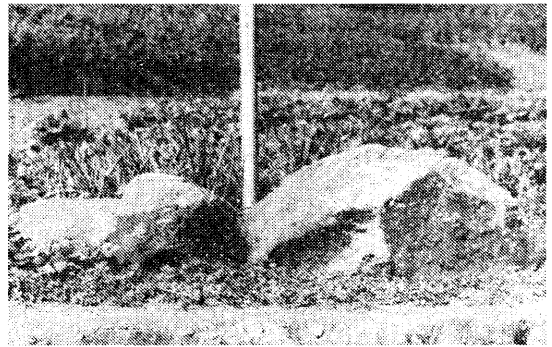
川尻千軒

昔、本栖湖畔の川尻には武田信玄公の金山があった。これを本栖城主に警備させ、金鉱発掘の人たちでにぎわい川尻千軒といわれた。

武田氏滅亡後は金堀も衰微して民家も退転し、今はその廃坑と石うすが残っている。大東亜戦争当時に一時採掘したこともある。また、石うすは心ない者によって持ち去られてしまった。

犬石

古関の地頭若狭之助は、ある日愛犬をつれて本栖湖へ狩りに行った。途中一休みすると眠気をおぼえ仮睡した。すると愛犬がしきりにほえ、ついには主人のひざ頭にかみついた。彼は腹をたてて一刀のもとに犬の首を切り落とすと、その首は傍らのやぶの中に飛びこんだ。見れば、やぶの中には大きなへびが口を開けて構えていたから、彼は太刀をふるって退治した。そして忠犬の遺体を持ち帰り、丁寧に葬ってやった。この墓碑を犬石といい伝えている。

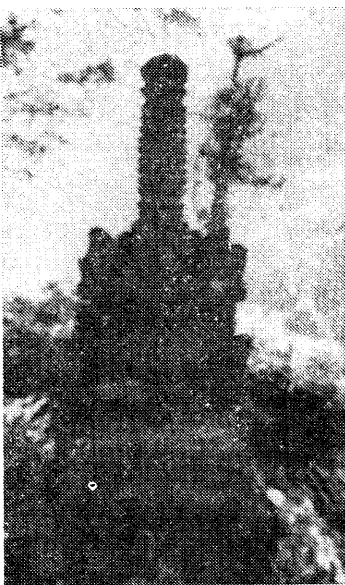


犬石 (古関)

瀬戸の観音

竜湖山方外院は、行基作と伝える如意輪観世音を安置し、本州第二十七番札所になっている。如意輪観世音は、もと本栖の赤坂という所にあった。信玄が三河の国遠征の際に、一天にわかにかき曇り豪雨が襲来した。信玄は路傍の森に雨やどりしたところ、光り輝やく観世音を拝むことができ、その観世音の御加護によって戦勝したという。

その後、観世音は本栖湖の長崎、丸山に移され(現在観音堂と呼ぶ)慶長二(一五九七)年ごろ瀬戸へ移った。しかし、観音像の台座には「本栖寺」と書いてあり、後に本栖の人々が本栖に返すよう要求したので、瀬戸の人たちが、台座の字を消そうとして削ると、そこから血が出たと伝えられている。



曾我氏墓碑
(宝きょう印塔)
(大磯小磯)

大磯小磯部落

鎌倉時代の初期に曾我氏がここに来て、陣場という所に陣を張ったが、戦いに敗れて自害した。今ここを自害沢といい、こけむした曾我氏の墓碑（宝きょう印塔）が残っている。

その妻虎御前は妊娠していたが一子を連れて相模の大磯から訪ねてきた。主人の死を聞き、大磯地内の焼間に隠れ、やがて子を生んだ。連れてきた子とともに二子を養育し、後兄に大磯、弟に小磯の両部落を開かせたという。

たかあげまこ岩

道下組の日向裏山の高萩地内に、たかあげまこ岩という珍しい地名がある。昔、土地の人々が年寄をきらって六〇歳以上の老人を背負っていつては捨てた姥捨山であると伝えられている。

豆まき様

昔、道字桐尾くぬぎのすゐというところに源氏の落武者が来て住み、源氏に縁故の深い鶴ヶ岡八幡を勧請して八幡神社を建てた。神社へ行く途中に樹齢千数百年という古木の桜があつて、これを豆まき桜と呼んだ。西河内地方や、鴨狩ではこの桜を見て「東河内の豆まき桜が咲いたら豆をまけ」と言つて豆をまく時期の目安にしていた。この木も今はない。ちなみに、この桜の切り



輪鳴り地藏

口は八畳敷きもあつて、信州から職人を頼み一週間がかりで切つたと伝えられている。今二代目が植えられている。

輪鳴り地藏

昔、武田信玄が勝坂峠で休息した時眠気を催し、夢の中に地藏様の姿を拝した。信玄は目め覚

ると腰の矢立てをとつて、付近の石に「地藏尊」と書き厚く供養した。

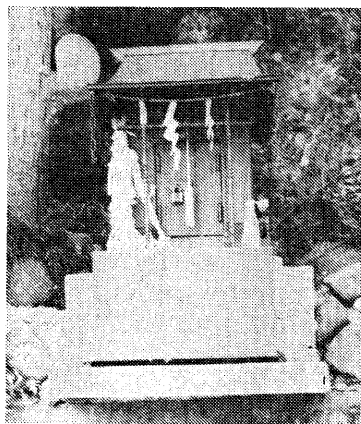
後に今川義元の大軍がこの坂下まで押し寄せたところ、山の雑木がみな武田勢に見え、異様なうなり声が聞こえたので、敵は驚いて逃げ去り武田軍は大勝を博したという。うなつたのは地藏にかけてあつた金の輪が風に当たつて鳴つたもので、地藏を輪鳴り地藏と呼んだ。そして、戦いに勝つたこの坂を勝坂と称した。

信玄公のかくし湯

景行天皇の御代、甲斐の国造塩海足尼が国内巡視の際靈湯を発見し、その姓をとつて塩部（下部）の湯と名づけたのがこの温泉地の由来とされている。遠き戦国の世に、武田信玄公が信州、駿州、遠州と破竹の勢いで進撃し、多数の負傷者を出したにもかかわらずなお将兵が陸続と出陣するさまを敵方で不思議に思い、ひそかに探索したところ、下部の温泉で傷はたちまち治るためとわかつたという。世にこれを信玄公の隠し湯といい、傷や打撲傷に特効があるので、戦傷の将兵が湯治をした名湯である。

熊野神社

甲斐国守藤原朝臣貞男の次男修理大夫正信は、非常に信仰深い人で日ごろから紀州の熊野権現をあがめていたが、疥癬かみせんの病にかかりたまたま下部の湯に療養に来たある夜、夢にこつ然と熊野の神示がり、「この山上に我をまつれよ」と告げて消え



牛石の祠

去つた。正信は神示のあつた山頂に一社を建立し熊野権現を勧請した。これが熊野神社の発祥である。

牛石

武田信玄は、ある日湯之奥の金山を視察した。自慢の愛牛の背にまたがり、わずかの供人を連れて採鉱の

様子をすみずみまで見て廻ったその帰路のことである。傾斜のはげしい山坂の七曲がりに曲がりくねった下り坂にさしかかった時、何に驚いたのか牛がにわかに暴れ出した。信玄公大いに驚いたが、それよりもろうばいしたのは供人である。あわてて牛を押さえようとしたが、たけり立った牛は制止などきかずに背中の中、信玄公を一振りにふり落とすと、疾風をまいて突っ走り、あつという間もなく路傍の大石に激突して死亡した。一瞬の出来事で色を失った供人は自責の念にかられ、これも制止する信玄公の声も聞かず割腹して相果てた。起きてしまったことは致し方がない。つまらぬことで大切な家臣を失った信玄公はいたく哀れみを感じ、従者と愛牛を大石の傍らにねんごろに葬った。以来、この石を人呼んで「牛石」と言うようになったと伝えられている。

名刀「蛇丸」

湯之奥には門西家という重要文化財に指定されている旧家があり、家代々に伝わる無銘の名刀がある。ある日のこと、門西氏はこの刀を持って近くの波高島（昔はここから富士川下りの舟が発着した）に舟積みされた荷を受け取りに行った。途中のこと、上之平という部落近くの河原まで来たとき、ふと気がつくとも腰の名刀が影も形もなくなっている。驚いて来た道をあわてて引き返すと、ちょうど向こうから一人の村人が来るので問いたですと「刀は見えなかったが、少し下手の河原に一匹のへびがいたので石を投げて殺してしまった」と言う。急いでその場所へ行ってみると、へびの姿はなく、探していた刀があった。不思議なこともあるものだと思いがら刀を取り上げ刀身を抜いてみると、これまで何ともなかったつばもと五寸ばかりのところに大きな歯こぼれがある。半信半疑の面持ちで帰宅したが、このことが村中のうわきになり、刀はいつしか「蛇丸」と呼ばれるようになった。

湯之奥千軒

湯之奥の東方静岡県境の毛無山にかけて、信玄公時代全盛をきわめた内山、中山、茅小屋などの金鉱山があった。穴山氏に属し、穴山氏富強の源

をなしたという。当時湯之奥千軒といわれるほど栄え、現在でも往時をしのぶ豪華な役宅や金採掘に色を添えた女郎屋敷の跡、廃坑、石うす、作業中に死亡した者のこけむした墓などが残っている。

菅の窪の神主様

菅の窪の神主様といわれた竹内源次右衛門は、下部の赤痢病の家へ加持祈禱に頼まれていき、自分も赤痢になり、途中隔離病舎へ収容された。療養中のある日、高熱の中で夢まぐらに大山祇命が現れ「我ハ岳の山の神である。そなたの信心にめでて明朝は立てるようにするであらう。くれぐれも信心を怠らぬようにせよ」と言って消えてしまった。源次右衛門は神慮によつてたちまち全快したので、靈験あらたかな山の神様へ感謝のあまりお礼参りをすべく雨河内の奥人跡未踏の岳を目ざし神袋まで登ったところ、果たしてだれがまつたのか相当古いほこらを発見した。それから毎日参けいしたが、なにしろ不便な所であるので、その後ここを奥宮とし、近郷近在の人々の協力を得て新たに桑木山ろく字大明神の大岩の下へ分霊して里宮として社殿を建立したという。毎年三月十七日が例祭になっている。

ねじり坊

昔のある秋の夕方、つるべ落としの日が栗山の方へ沈みかけたところ、一人の法印が市之瀬の農家を訪ね、恐れおののきながら「旅の行者で大乗院と申す者、無頼の者に追われて難渋しております。峠へかかればすぐ追いつかれてしまうので、ぜひ一時身を隠れさせてくださらぬか」と哀願したが、正直な家の主は「隠してあげてもよいが、もしわかった時はおれまでどんな目に合うかわからん。気の毒だがお断りする」と戸を閉めてしまった。法印はやむなく峠の登り口まで歩いてやぶの中へ隠れたが、とうとう追手に見つかりその場で殺されてしまった。非業の最期を遂げた法印のために、村人たちはなきがらを葬り、農家では祠と一種かわったねじり捧状の墓碑を建てねんごろに供養した以来毎年春秋の彼岸にはお祭りをして亡霊を慰めている。以来ねじり坊という

竜が淵と紫雲の大藤

上之平の水神様の岩の上には千年を誇る大けやきがあつて、古いふじが巻きつき花の盛りにはなんともいわれぬながめだったので、村人は「紫雲の大ふじ」とたたえ我が家の紋所と定めていた。淵のそこにある大きなほら穴には竜華のお姫様が住んでいて、ときおり現れては岩に咲くふじの花をながめていたというが、安政の地震で仲尾沢が崩れてこの淵を埋めてしまい、以来竜華のお姫様も現われず今日におよんだという。

撃たれた美女

栃代金山の坑道の入口付近にある日美女が立っていた。坑夫たちは驚いて猟師に話すと、猟師は「きつねかたぬきの仕業だろう」と言いながら早速行つて鉄砲で撃つた。すると美女はたちまち消えてしまい、同時に猟師もその場に倒れ、死んでしまった。このことがあつて以来、鉾山はいくら掘つても金が出なくなつてしまつたと伝えられている。

若宮八幡宮

天文十九年は大飢饉に襲われたうえ、その八月二十八日夜来の暴風雨によつて古関川も栃代川も増水し、常葉の宮之平や奥田付近は一面濁流の海と化した。昔から岬の先端に鎮座していた若宮八幡宮は跡形もなく流されてしまつた。波高島の佐野庄五郎信義は被害状況視察のため前島まで行き、富士川の濁流に阻まれて海のようになつた常葉川の右岸に若宮八幡の御神体が漂着しているのを発見した。拾い上げて自宅に安置していたが、林組の氏神として富士川左岸にまつり、この地を若宮と呼ぶようになった。竹之島の鳥居島は、その時若宮の鳥居が漂着したところだという。

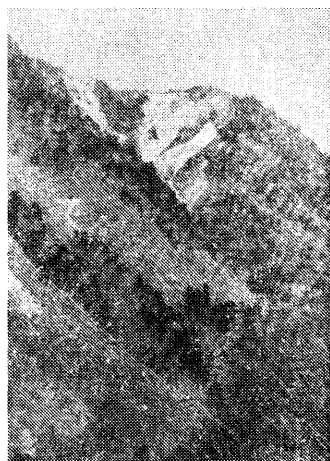
湯之奥の大ガレ

信玄公が湯之奥鉾山の採掘を始めて以来、金山三千軒と言われるほど盛況なころの話。

ある年従業者慰安のため大がかりな芝居をした役者の中に、目だつて美しい女がいた。だれも知らぬ人だということで、芝居のあと村人がつけて入沢の奥へ行くと途中で消えてしまつた。三日間続けたが同じことなので、きつねかたぬきの仕業だろうと翌日お宮（今の宮屋敷）付近で引きがねを



七尋岩（栃代）



湯の奥大ガレ

か。村人達は山の神のたたりではないかと深くおそれをいだいたという。この大きながけは今も残つていて遠くからでも望む事ができる。

お上人道

杉山の禅寺大泉寺住職のまくらもとに、ある夜童子が現われ「栃代山の岩の上に徳の高い坊さんが休んでいるからこの寺へお迎えせよ。」といつて消えた。住職は早速同じ夢を見たという檀家の二人と連れ立って栃代山へ登ると七尋岩の上に高僧が休んでいるので今の次第を申し上げたところ「富士大石寺の日有と申す者、お迎えまことに有り難く存ずる。」と礼を述べ大泉寺に到着し、付近に一寺を建立し大杉山有明寺と称した。時に文明十四年のことである。以来毎年七月七日、大石寺から法主の代僧が有明寺へ参詣する習わしとな

り、杉山、和名場、栃代の村人達は七尋岩までお出迎え、代僧はまず大泉寺で旅仕度を解いて有明寺に入ることが常例になったという。

蜘蛛淵

下部温泉郷のけい谷で、駅から約一キロ奥の金白沢に底知れぬ滝つぼがある。ある日の夕方、ここにつり糸を垂れている一人の男があった。昼でさえうす暗いような所とて鬼気迫るものがあつたが、波間に躍る尺余の銀鱗目あての彼はただ一心に水面をにらんでいた。その時淵の中から大きなクモが現われて、彼の足に糸を巻きつけては水中に入り、同じような動作をくり返すこと数回におよんだ。ようやく我にかえつた男はこれに気づき巻きつけられた糸をそつとはずして傍らの枯れ木にかけた。不思議なことに底から「ヨーシ」とかすかに聞こえたかと思う瞬間、雷雨と共に枯れ木の丸太はものすごい地響きをたてて淵の中に引っぱりこまれてしまった。男はその日限り、つりざおを折って捨てたという。

桃ヶ窪

御領主様が下部の湯へお出ましになった時、馬に乘ろうとせず、常葉川を隔てた東の山の中腹に咲き誇っている桃林を見て、行きたいとのこと。急しゅんな山のこととて案内もできず困り果てていると庄次右衛門という者がまかり出、背負子へ箱を荷造って領主を腰かけさせ三キロも登った。来て見れば武陵桃源郷もかくやと思われるほどの鮮やかさ。用意の酒で主従一同を歓待したので「ほうびとして目通りの山全部を与えるであろう。この地を以後桃ヶ窪と称するがよい。」との御下命。庄次右衛門は賜った山を管理するためここに住んだという。

兄弟湯

下部温泉の先祖と駿河の富士郡根場村（今は静岡県富士宮市根場）の先祖は兄弟だったそうである。そのため昔下部では根場の人には無賃で入浴させたり、湯をくませたりしていたという。ある時、根場の人が湯を竹筒へついで持ち帰る途中、中の倉峠へ差しかかってひと休みしようと腰をおろす拍子に湯をこぼしてしまった。すると不思議やそこから湯気があがって

チヨロチヨロと湯がわきだした。それは下部の湯と同じにおいで、効能も極めて顕著であるというので、以来中の倉の村人は、くんできては傷口を洗って治している。この湯の近くへお山の神様をまつり、湯は「下部の兄弟湯」と称し、現在もわき出ているという。

お春岩

川向部落の名主の家に目鼻立ちの秀でたお春という美しい娘がいた。いつしか恋ごころが芽生え独り座敷へひきこもる日が多くなった。両親も心配して相手の男を聞きだそうとしたが、「どうせ及ばぬ恋だから」とかたくなに拒んで一人悩み続けていた。ある日、家人の留守を見計らつて家を抜けだし、がけの上から身を投げて哀れ十八歳の花はつぼみのまま散ってしまった。以来この岩を「お春岩」というようになった。不思議な事にその時からこの岩は天気の良い日は白っぽい色だが、雨が降る前には黒ずんでくるので、村人達は「お春の涙雨の前兆だ。」といって靈を慰める一方、天気測定の目安にもしていたという。

権現滝

清沢細尾地内の沢を奥深くさかのぼって行くと高さ十メートルほどの見事な滝がある。大昔は権現様がまつってあったので村人はこの滝を権現滝



権現滝（清沢）

と呼び、付近からはこんこんと大量の鉱泉がわき出していた。ある夏のこ
と、近くへ山仕事に行っていた女衆数人があまりの暑さにたえかねて、事
もあろうに権現様の前で素っ裸になり滝つぼで水浴を始めた。その時一天
にわかに曇って雷鳴がしたかと思うとパカパカと馬の走る音がした途端に
わき出ていた鉱泉の量が急に細くなった。時を同じくして下部温泉では量
がぐっとふえたという。「女衆の神前をはばからない無礼に、権現様が立
腹して湯を下部へ持っていったらだろ。」と細尾の人達は結論づ
けたという。今もその時の馬の足あとが岩に残っている。

政親淵

横手の政親さんは長塩へ祇園祭りに招かれて行っていたが、その日はい
つになく暑く汗が流れるような日だった。今の紙屋橋の下に、古関川の
水が岩に激突し青く澄んだ底知れぬ深い淵があった。政親さんは裸になる
やいなやこの淵へ飛びこんでそのまま姿が見えなくなり、しばらくして下
手の太郎石に死体となって漂着した
ので村中大騒ぎとなった。昔からそ
の淵には河童がいて人を引きずり込
むといわれていたのだが、部落の違
う政親さんは知らなかったのだ。う
わさが事実となつて証明されたの
で、その淵を「政親淵」と呼んで近
よる人もないようになった。

乳の木さま (杉山)



乳の木さま

杉山有明寺開山日有上人は、幼に
して富士大石寺八世日影上人の徒弟
となり後に第九世となった。荒廃し
きつた寺を維持再興する事に全力を
注ぎ、所期の目的を達したので杉山
に隠せしめた。文明十四年九月、上

人八十歳となり、この世になすべき事は成し終わったので、同月二十三
日多数の信者を集め寺のわきに生身を埋めた。竹筒を通して棺の中の読経
が聞こえたが七日目にパツタリ止んだので、この日を命日にしたという。
生前愛用した銀杏のつえを下山上沢寺の故事によって境内にさし立てたと
ころ活着して巨木となり、不思議なことに幹から乳色の水がわき出た。乳
の少ない婦人は祈願後この水を御符水としていただくという。

勝負平の血洗池

昔、勝坂の戦いで敗れた望月四郎左衛門は、敵の目を避け栃代山を越し
て都留へ落ちのびるべく大炊平地内石小山にさしかかり、山腹のくぼ地を
発見してのどをうるおした。「郡内へ行っても仕方ない。ここに住み時を
みて一旗上げよう。」と付近に隠れ住んだ。幾年か過ぎ、領内巡視にきた馬
場丹後守忠次に発見されて一対一の勝負となった。体力の衰えている四郎
左衛門はたちまち討たれてしまった。忠次は遺体にしばらく合掌し、我に
かえって刀や具足についた血を清水で洗い落として立ち去った。以来、村
人はくぼ地を「勝負平」といい、清水を「血洗池」と呼ぶようになった。

三条院淵

時は文化・文政のころ、下岩欠に三条院真開という修験道の行者があつ
た。俗に法印様といつて山岳宗教の行者である。平素は加持祈禱をして回
るが、一たびほら貝が鳴り響けばその音はあたりを震撼させなくも黙る
ほどの威圧感を持っていた。三条院淵は、この真開法印が毎日水垢離の修
行をした所で、厳寒の候に氷を割つての水浴はよほど信仰心に徹した人で
なければ勤まらなかつたであろう。村人達はその都度集まつて、震える手
で合掌して見守つたという。青味がかった水をたたえ底知れぬほど深く、
うっそうと生い茂った木々の枝が暗いほど覆いかぶさっていた淵も、今は
土砂に埋もれて、せせらぎが静かな音をたてて流れる浅瀬となっている。

水恋鳥

一年で一番忙しい五月の農繁期になった。岩欠のある農家では、老夫婦
が麦の手入れ、田植えの準備と朝から晩まで食事をする暇もない。馬を一



和平の地藏様

頭銅っていたが、このところ幾日も水を与えられず銅葉は放り込んだまま、見るも哀れな状態となり馬はやせ細ってついに餓死してしまった。夫婦は手が回りかねて死なせたことを大変悔いて厚く葬った。それからというもの毎年五月の農繁期ころになると小さい鳥が来て「ヒヨロ、ヒヨロ、ロー」と哀調を帯びた声でさえずりながら水を飲むという。村人達は馬の霊が鳥になって水を飲みに来るのだといって、この鳥を水恋鳥といい鳥の声を聞くと「馬おけに水があるか」と馬に水を与えるようにしているという。

和平のお地藏様

一色の和平から常葉へ行く峠の上に峰部落があり、お堂があつて福徳円満の相をしたお地藏様がまつてあつた。ある年の秋、幾日も大雨が降りすごい地鳴りとともに地すべりが始まつた。近くの周兵衛は家の事も忘れ、お堂へ駆け込んだ。不思議や五百キロもある地藏様が軽々とおぶさつた。地すべりで部落は三百メートルもすべり落ち、一色川は土砂でせき止められ家も田畑も水に没した。村人は協力して排水し、お地藏様のために新しく花天井のある立派なお堂を建て盛大なお供養をした。春風秋雨二百

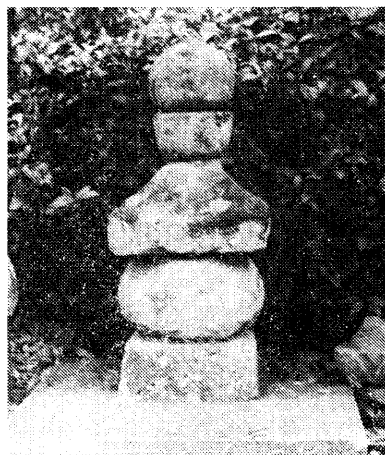
年余り。お堂も荒れたので、陽光寺跡に建設した公民館の中へおうつし申した。お地藏様は、災難よけ、眼病平癒、子授け等に靈驗あらたかといわれている。

牛首

山口部落から急しゅんな山道を登り、山頂に達して右へ曲がると、一本の老松が天を突いて立ち、根元に古い石のほくらがまつられている。望月四郎左衛門の墓だという。反対側の岳山へ続く尾根に牛首という所がある。戦国の昔、勝負平で馬場五郎左衛門と望月四郎左衛門が一騎討ちをした時、武運つたなく四郎左衛門が逃げる後を追って五郎左衛門がここまで来て討ちとつた。そのため昔は「討ち首」といったが、いつの時代にか牛首というようになった。また、四郎左衛門の「常葉村分へ埋めてくれ。」という遺言により、村境を少し入った松の根元へ葬つたという。

棧敷松

大石と楠田の間の馬場平に今は枯れてしまったが棧敷松という巨木があつた。昔、楠田の大家小松某は先祖が平家の落武者であるところから武術を怠らず、常に馬術を練っていた。特に毎年九月十九日の十五所神社の祭典日には流鏑馬を奉納することになっていて、この松を利用して棧敷をし



大庭の五輪塔（楠田）

つらえ近郷から押しかける見物人の席にしたためこの名がついたという。武家政治も終わって明治となり、昔風の武術は通用しなくなつてこの行事はやめた。妻が余る資産に物をいわせて華美な生活をしたため家は没落し、誇り高い家系は絶えてしまった。今、大庭の

桑畑にさびしく残る二基の五輪塔がわずかに人の世の栄枯盛衰を物語っている。

ヤンブイ塚

大石峠を下りきった上田原部落の入口のかたすみに一つの塚がある。昔一人の法印がやってきて付近をうろつき、次々と悪事を働いた。村人は現場を見ないので捕えられずにいた。ある晩、寄り合いがあり夜中になってもお散らしにならない。四時半どき（午後十一時）ごろ突然山の上で「ドロボー」と大声がするので皆が外へとび出すと、くせ者が追いかけて下ってくる。待ち伏せて捕らえてみたら何とまあ、例の法印ではないか。大石で夜ばいをしたという。村人はうっぶんが爆発し、口々にののしりながらなぐり殺してしまった。なきがらを埋めたのがこの塚で、「山伏塚」というのだが、なまって「ヤンブイ塚」という。

塩が池



塩ヶ池（上田原）

上田原の小松広三さん宅の庭すみに直径一・五メートル深さ三メートルぐらいの古池がある。十数年前までは数軒で飲用水として水をくんでいた。昔、駿河から紺がすりの筒そでに赤い前掛けをした美しい娘が塩を売りにきた。今年も娘は下田原の船着場へ荷を上げ、一部を背負ってやってきた。どうやら好きな人ができているらしく、その男が山から下って来るのが目について、娘はうれしさに近道をしようと池のそばを通ったとたん足をすべらせ、荷物もろとも転げ込んでしまった。幸い直ぐ救い出され一命は助かったものの一呎の塩は全部水に溶けてしまった。

その時からこの水は塩辛くなって「塩が池」と呼ばれるようになった。今も澄んだ水をたたえているが、なめるとわずかに塩辛い味があるという。

デードブチ

何百年か昔のこと。ある時のこう水で車田法円寺の下の淵へ大きな太鼓の胴が流れついたので、名主六左衛門が拾い上げ、新しく革を張りかえて法円寺へ納めた。寺では毎日、勤行、時報、村人招集等にこの太鼓を使っていた。その後樋の沢奥の共有地を開墾することになり、村人は太鼓を合図に幾日もかかって広い面積のアラクを完成した。そのころは小坂の山岸一帯は一面沼だった。翌年、大きな集中豪雨があって、アラクはことごとく流れ、その土砂で今まで何の取柄もなかった沼は一朝にして美田と化した。村人達は太鼓と深い因縁があるうかと感謝して、太鼓の漂着した所をデードブチ（大胴淵）と呼んでいるが、その太鼓の方はどうなってしまったのかわからない。

奥杯の大藤

奥杯は久那土の村名発祥の地で古い部落である。昔は川のはん濫、火事、裏山の崩壊等災害を受けた。今も「いやの奥杯流れど焼けど、助けたいののは子の神様とお房さん」というわらべ歌が残っているが、子の神様とは山の神と共にまつられている部落の守護神であり、お房さんとは子供のころ火事で焼け死ぬところを鬼子母神様のお陰で助かった美人である。そのあらたかな靈験によって奥杯では子供の災害はないといわれる。これらの神々をまつた境内に御神木の大藤がある。昔、枝を伐ったため部落中ハヤリ病に悩んだという。隔年開花で、咲いた年は実が音をたててはじけるそうである。

鏡餅の変

久保村の名主惣右衛門の家では正月十一日の朝鏡開きをするこゝになり、身を清め、灯明を献げ、下げようとしたところ鏡もちの天地が一塊になつて離れない。名主に選ばれた最初の年であり村中豊作と祈つたのに何としたことだろう。村一番の物知りの宇兵衛様はしばらく考え「天地が一

塊になってしまえば日月の恵みを受けられないばかりか鏡のような月を望むこともできない。よって望月姓を名乗る家は、今後鏡もちはつくらぬがよい。」と言った。以来望月姓の家では、のしもちを供えるようになって今日に至っているという。

樋田の天神社

「樋田には過ぎたるものが三つあり、お宮と橋と清正公」と昔からいわれている。その一つ、天神社は創建の年月は不明だが、祭神は天照大御神の御子で出雲の国造の祖天穗日尊がまつられていた。武田、今川が勝坂で戦った時、武田軍は敵をはさみ討ちにしようと二手に分かれたが、このうちの一軍が通過の途次戦勝祈願をしたのがこのお宮である。幸いにも勝坂峠で大勝を博したので、戦後武田家からの御下賜金で立派な社殿を造営したという。そのため軍神として戦争の都度参詣祈願者でにぎわったそうだ。現在の社殿は明治二十八年日清戦勝記念の改築になるものだが、この時天満天神社として菅原道真公を合祀して文武両道の神社となり、学問の神様としても知られるようになった。

長者の池

初夏のある日、峨ヶ岳の支脈である切房木・久保村境の山頂へ服装は立派ではないが由緒ありげな二組の夫婦が子づれでトボトボ登ってきた。わいている泉でのどを潤し、付近の平地に住むことにした。刀を大切にしまいいこんでおくのをみると落人らしい。再び世に出る日を待ちながら慣れぬ百姓生活をおくるうちに夫婦も老境にはいつてしまった。一旗上げる夢も失い、付近へ小さなお堂を建て阿弥陀如来をまつた。山の上は永住に不便なので、家財を携え今の切房木へ下った。山頂の泉は「長者の池」と称し今も清水がわき、ほとりに池大明神がまつられている。住みついた所は「長者の屋敷」と称し今は畑になっている。お堂は御崎地内に移転し、寺号を西方寺と命名して今なお栄えている。

書き替えられた棟札

水船地内に芝草の氏神諏訪神社が鎮座している。元水船・芝草両村の氏

神だったらしいが「芝草のもの」と言いだしたので、水船は「鎮座地が水船分だから水船の物。」と双方主張し、結局代官所の裁断を仰ぐことになった。市川代官所では、証拠調べとしてお宮の棟札を調査。両村名主立ち会いの上改めたところ水船村とあるので水船の名主は喜んだが、村名のところだけかなで削って書き替えてあることが発見され、書き替える前は芝草村とあったに違いないという事で芝草村の物と判決が下った。止むなく水船村では隣村道村白山神社の氏子にしてみらっていたが、戦後従来からあった「お浅間様」を浅間神社として独自の氏神様を持つようになった。

お地藏淵

切房木の岩船地藏堂の屋敷は、昔は川向こうまで届いて高さも今の何倍とあり、奥は湖水になっていた。いつのころか大地震でこの堤が崩れ、わずかに残った岩に磯川（今の三沢川）が激突して巴のようなうずを巻いたので巴淵とよんでいた。底の岩の根には河童が住んでいた。村の人寄りの時には膳碗の準備など頼むと、膳碗をそろえて貸してくれたが、ある時、お膳を一枚しまいいこんで返さなかった人がいたので、河童は怒って、それ以来貸さなくなったという。その人は悔いて謝罪のしるしにその膳に商売道具のノミを一丁載せて返したとききめはなかった。三日目の朝、鴨狩の高前寺の淵にその膳が浮いていたことから、始めて巴淵の洞穴が高前寺の淵へ通じているものとわかり、切房木村の人々はかたくそれを信じていた。享保四年下野国岩舟村から地藏尊を勧請しここにまつたので以来巴淵をお地藏淵とよんでいる。

旅の火

天明七年暮れの事、連年の凶作で百姓は塗炭の苦しみを味わっている時、ワデ道村の喜右衛門はやっと工面してもちをついていた。その時信州の自休という法印が火にあたりきて、「ああ旅の火は暖かい。」と言った。それが茶毘（火葬）の火と聞かされたからたまらない。家中で捕り押さえ杵でつき殺してしまった。それからというもののこの家ではもちをつく度に臼の中が赤くなり血のおいさえしたので、石塔をたて霊を厚く弔った。

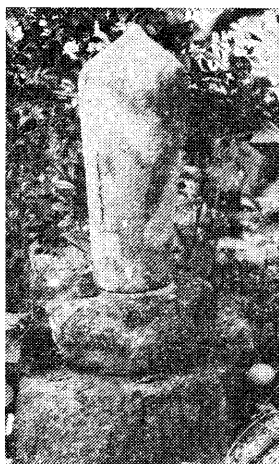
以来餅が赤くなるのは止んだが、家はその後絶えてしまった。

楼のつえ

師走の末切房木のお地藏様下の道端に霜を真白くかぶって男が死んでいた。年貢を納めに出かけた古関の名主庄右衛門とわかり、弁当が首にしぼりつけてあるだけで五両二分は財布ごとなくなっている。付近の河原で血のついた桜の木の手えが発見された。大捕物陣がしかれ、幾日か過ぎて、事件の前日に隣の五兵衛に朝早く代官所に行くからと月代をそつてもらったことがわかった。大金を持って出かけることを知っているのは五兵衛だけだから犯人に違いないのだが証拠がない。家の裏敷を丹念に調べると桜のつえとピッタリ合う切り株が見つかり、五兵衛はおとなしくなわを頂戴した。

法印様（切房木）

昔、一人の法印がほら貝を吹きながら托鉢に廻つてきてお経塚で一休みし、集まった村人に「火事が起きないよう祈つてやる。」と、わからぬじゆ文を唱えた後逆さ貝を吹いたので、村人は口々に怒りだした。この地方では逆さ貝を吹けば火事が起き、音が聞こえる範囲は全部焼けてしまうといわれていたので、かえって火事が起こるよう祈っているというのである。役人は法印を高手小手に縛り、首だけ出して道端に埋め、そばに竹鋸をおいて通行人は首を一ひきずつ切つて通ることとした。法印は火事が起きないことを祈りながら息絶えた。



法 印 様

一年たち、「火事が起きなかったのは法印様が死ぬまで祈ってくれたからだ。」と村人は墓石を建てた。建てた瞬間、白い石は首のあたりから袈裟掛に赤茶けたという。

熊沢の里

熊沢部落に、今は無住だが金林山住安寺という寺がある。境内はこの付

近一帯を支配していた熊沢信広（武田保満の六男）の館跡であるという。信広の子に藤の方という美しい娘があった。後南朝第七代市河尊雅親王が長祿の変で熊野の高福寺に難を避け、御負傷を養生しておられた時、近侍としておそばに仕えたのが藤の方で、お生みになったのが第八代（後南朝最後の天皇）熊野宮信雅親王であるという。親王は後に皇籍離脱の上、母方の姓「熊沢」を名乗った。その子孫が終戦後熊沢天皇として名乗り出た熊沢寛道である。わずかに残る菊花御紋章のかわらや武田菱の幕などによって往古をしのぶことが出来るという。

嶺のお庚申様

嶺の真門の宅地内に屋敷神としてお庚申様がまつられている。このお庚申様は願い事をした後で御神体を抱き上げると、効験があるときは軽く上がるが、ないときは重くなるというので遠方からもお伺いに来る人があるそうだ。八月二十日の御縁日には参けい人はお堂に入り異口同音に「庚申デー庚申デーマイタリマイタリソワカ……」と真言を唱えにぎやかだという。ある晩、何者かが忍び込んで御神体を背負い出したところ、村はずれまで来た時急に重くなり、一歩も歩けなくなったので、道端におろして逃げてしまった。村はずれで光りを放っている庚申様が発見されてもとのお堂へ安置されたという。このような昔話が今も語り継がれている。

法山

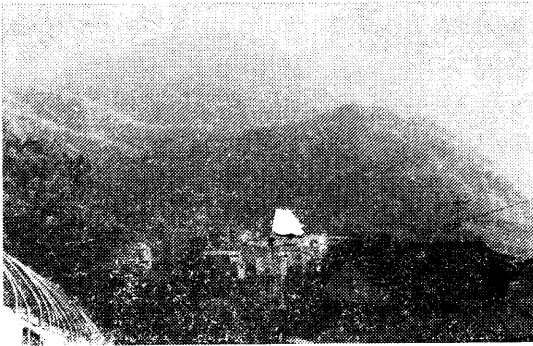
富士川を隔てた東方の山に金色の後光がさしているのが西島村の話題となった。若者数人が光の元を探しにたずねたずねて行くとき古関村地内の法山であった。見上げる岩壁に七字のお題目の字が輝いているではないか。土地の老人は「昔、日蓮上人が来て末法万年の衆生を救うための道場を開こうとしたが山の規模が小さいのであきらめて身延山を開いた。日蓮上人が此の地を立ち去る時に岩に爪で題目を書いて行ったので、この山を法山と称し、この岩を爪書きの曼陀羅岩といっている。」という。法華経の御威徳が後光となって現われたのだと知り、若者達は期せずして合掌し、尊い曼陀羅岩を伏し拜んで帰ったという。

きつねと馬方

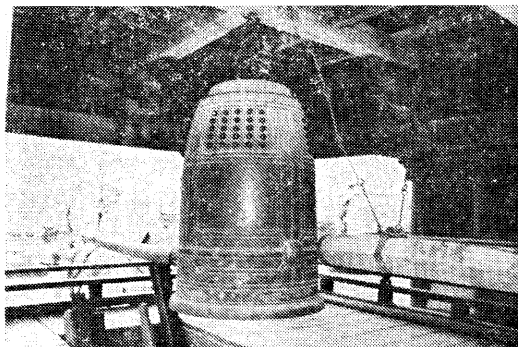
古関の作兵衛は今日もから馬をひき家路に向かった。この道五〇年毎日木炭を馬につけ往復している道だから夜道は何とも思わない。照坂峠にかかると子供が降りてくる。「みやげを買って来とうか。」と孫の甚太郎だ。「まてよ！ 峠を越えるはずがねえ。きつねかたぬきに違いねえ」こらしめてくれずと考えて馬にのせ、途中道が悪いから落ちないようにと荷なわで鞍へしぱりつけた。頂上で「小便」とせめたがほどかずに家までつれて来て、本物の甚太郎に「きつねを焼いてくれ。」と言ったので、狐はついに馬の背中で正体を現した。泣いて謝り、峠の方へとんで帰った。次の晩峠を通ると、「ケツあぶりじん爺が通らあ、ケツあぶりじん爺が通らあ」という声がした。

渡場の阿弥陀様

釜額ワデ屋敷諏訪神社の脇を登ると長坂御料林の中にあるくぼ地につき



曼陀羅岩のある法山（古関）



方外院の鐘（瀬戸）

あたる。昔はそこが大きい湖だった。ある時中の倉のおばさんが湖で腰巻を洗ったところ、その晩から大雨が降り三日たっても止まず、満水になってついに山津波を起して釜額川の濁流は家も畑も一のみにした。人々はこのたたりに恐れおののいたという。川岸の長沢寺はいち速く流され、本尊の阿弥陀様は四キロも川下の古関の村はずれで拾われた。その阿弥陀様を、村中で一番広く、高くてながめのいい渡場へまつた。その後村では雨ごいの時には総出で阿弥陀様を背負って川尻へ行き、本栖湖へ何回も沈めて砂まみれにし、また背負い返して元のようにまつれば必ず雨が降るといので、明治の初めころまで続いたという。

はずれた禪

根子の金山では、幾代目かの鉱山主が従業員慰安のためと称し江戸から大相撲を連れて来て興行を見せた。当日は鉱山付近の田を幾枚も借り、地元では全戸戸締めで見物に行く有様。群衆は鉱山主の成功をほめたたえるほどの盛況ぶりであった。ところが。ひと月もたたぬうちに鉱山主は山を閉鎖して逃げるように引き揚げてしまった。経営が極度に困難だったため、だれかに経営権を売り渡そうと好況を見せかけた大芝居とわかり、あいた口がふさがらなかったのは地元の衆ばかりではなく、世人に「あて事と禪は云々」を事実をもって証明したものであった。

方外院の鐘

本栖湖畔長崎の方外庵を村の方へ移すについて釜額、中の倉、古関、瀬戸の名主が相談したが、皆自分の村へ取りたくて話がまとまらず、結局明朝一番先に観音堂へ行った村へ移すことに決まった。どの家でも日が高いうちに寝てしまった。瀬戸の衆は暗くなるや足音をしのばせて他村を通り他村の名主たちが眼ざめるころには車をひいて峠をおりてきた。他村の衆は「大鐘ぐれえ残ってるら。」とかけ上がつていくと、瀬戸の衆が大鐘を運んでくるのに出合った。他村の人々は多勢だったのでその鐘を取りにかかった。瀬戸の人々は大急ぎで逃げるうちに荷なわがゆるんで大鐘がずり落ちたがなおすひまもなかったので、なわを鐘の竜頭へかけて村まで運ん

だ。寺中という所へお堂を造って本尊をまつり、前の方に鐘樓を建てて大鐘をつったその時の疵というのが今も鐘に残っている。

孝行役人

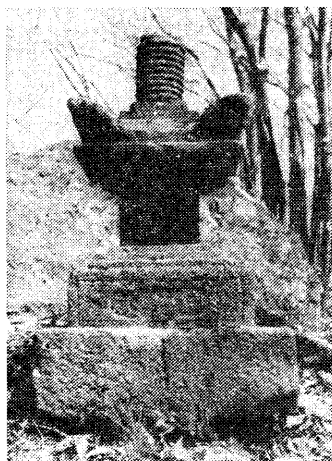
元文二年の春のこと。代官所のお役人が丸畑へ来るので、村人は手製の山かごで長塩まで出向き、坂道のことゆえ交代でかついで横手まで登った。ここで向川の六兵衛がかつごうとしたら「そなたはかつぐに及ばぬ。」との言葉。不思議には思ったが、年だからだろうと勝手に決めていた。やがて用事もすんでまた指定宿まで送りつけた。その夜皆寝しなかったころ、六兵衛の家の戸をたたく者があり、開けてみると昼間のお役人である。このお役人は幾年も前に家をとび出したままの息子とわかり涙を流して喜んだ。なつかしさのあまり民情視察と銘うって訪ねてきたという。両親に金十兩を与えて夜の明けぬうちに立ち去った。この役人こそ今を時めく木喰上人の若き日の姿である。

黄金千両・漆千本

昭和二十二年春、食糧増産のため今まで顧みられなかった山奥も開墾がすすめられていた。梅の渡場と松葉沢の間の低い尾根のふもとに水田をつくるべく開墾していた人は、急に体一面に鳥はだがち不快を訴えてその場へ倒れてしまった。我に返り仕事を切上げて帰宅したが同じことが三日間続けておこった。ただ事でないと思われ、尾根に登って見ると松の根元に石碑が立っていて碑面に人の姿が無造作に刻んである。人跡まれな深山幽谷なだけに恐ろしくなり開墾を断念したという。この平地は、昔自害沢で死んだ夫をたずねてきた妻が持ってきた大金をうめた所で、開墾がすすむと大金が掘られるので心霊が予防線を張ったのだらうとか。昔から此の地は専らの評判であった。「梅と松とのその間に黄金千両、漆千本」という歌がある。果たして、この不思議な事件と関係があるのであろうか。

道心平

御弟子の先祖が住んでいたという長者の屋敷が部落の下の方の林の中に残っている。長者が一番心配した事は巨万の富をいかに完全に保管するかだっ



長者の墓（御弟子）

は勝てず間もなく世を去ったが、寝床の下から紙片が出てきた。「朝日さす夕日輝くこの丘に、黄金千貫金が千貫」見はらしのよい尾根に宝きょう印塔が建っていて、近くに小僧の墓もある、ここを「道心平」と言っている。部落名の御弟子もこれに関連しているのではなからうか。

人肌観音

竜湖山方外院は、昔本栖湖畔長崎から瀬戸へ移転してきた甲州第二十七番観音霊場で、今も瀬戸観音とよばれている。本尊の如意輪観世音像は行基菩薩の御作で人はだと同じ体温があるという。武田晴信公でい髪して仏門に入ってからこの寺に参けいし、その話を聞くや須弥壇に上がり、お厨子のとびらに手をかけようとした瞬間壇下へ投げ落された。信玄公もこれには参り、さすが一国の主も額づいて無礼をおわびしたという。おわびのしるしに先祖以来伝わる武田菱の紋章の使用を許可し御朱印地七石を賜ったという。東河内領五十九か村中、御朱印地の寺は方外院のみとのことである。

お駒の寝床と泥棒淵

反木川の左岸に旧道があり、道から少し上がったところの大岩の下に奥深い自然のほら穴がある。村人はここを「お駒の寝床」とよび夕方からはこの道を避けていた。近くに人家もなくお駒というこじきが住みついていた。銅山盛んなところで、村で物もらいをし穴で寝ていた。一方どろぼうも

入りこんで被害者が続出。ある晩見張り番が賊を見つけて追いかけると、お駒の寝床の前まで来て激流逆まく反木川に飛び込み、姿が見えなくなった。それ以来お駒もいなくなつたので、村人の中には「昼間お駒がこじきをしながら様子を見、その間どろぼうは寝て、夜になると交代で稼いでいたのだ。」と推測する者もあったが、果たしてどうであつたらうか。

第五節 童歌・民謡

一

童歌には、子供自体が歌うものと、大人たちが歌って聞かせるものがある。内容的には子守歌、まりつき歌、お手玉歌、遊ばせ歌等に分けて考えられ、歌うものと歌いながら動作を伴うものとなっている。また、全国的に普及してきたものと、その地方独特のものがある。

私たちの町でも、古くから歌われた数多くの童歌が伝承されてきたが、社会の進運と生活文化の向上は人々の考えや子供たちの興味と遊びなどを大きく変えてしまった。童歌とか民謡は、長い間にその地方や生活によってつちかわされたものを、たとえばかから移入されたものでも長い間にはその土地に定着して歌いつがれたなじみ深いものである。これらの童歌は、子供の世界からは遠くはなれ、テレビから流れ出る流行歌やまんがの主題歌が歌われるようになって、全く過去のものとなつてしまった。

○俵のねずみ

俵のねずみが米食つて チュウ
ちゅうすけどん どっこいしょ
ありやまずこりやまず一本ぬけたりしよ

○だるまん

だるまんだるまん にらめっこしましよ
笑うとだめよ あつぶつぶ

第三章 習俗・習慣

○ずいずいずつころばし

ずいずいずつころばし ごまみそずい
ちやつぽにおわれてとつびんしゃん
ぬけたらどんどこしよ
俵のねずみがこみよ食つて チュウ
チュウ チュウ チュウ

おとさんがよんでも おかさんがよんでも
いきつこなしよ

井戸のまわりでお茶わんかいたの だあれ

○とおりやんせ

とおりやんせ とおりやんせ

ここはどここの細道じゃ

天神様の細道じゃ

ちよつと通してくだしやんせ

ご用のないもの通しやせぬ

この子の七つのお祝いにお札を納めに参ります

行きはよいよい帰りはこわい

こわいながらも

とおりやんせ とおりやんせ

○ひらいた ひらいた

ひらいた ひらいた

なんの花がひらいた

れんげの花がひらいた

ひらいたと思つたら

いつのまにかつぽんだ

つぽんだ つぽんだ

なんの花がつぽんだ

れんげの花がつぽんだ

つぼんだと思つたら
いつのまにかひらいた

○かごめ

かごめかごめ

かごの中のとりはいついつでやる

夜明けの晩に

つるとかめがすべった、

後ろの正面 だあれ

○大寒小寒

大寒 小寒

山から小僧が泣いてきた

だんごの一つもくれてやれ

○いっちくたっちく

いっちくたっちく

たあえもさまのおとひめは

みかん食いたし銭はなし

銭箱さがしてどやされた

○おっちゃんどこだえ

おっちゃんどこだえ

下部の奥だよ

茶のこはなんだえ

お麦のこうせん

裏口あければばつぱとまいだす

○羅漢さん

らんさんがそろつたらまわそうじやないか

エンヤサノエンヤサ

エンヤサノエンヤサ

○見えた見えた

見えた見えた

どなたが見えた

どなたのかげに

だれだれさんのかげに

大あたり（おけんとちがい）

○かげんなるものは

おんにいかげんになるものは

地神 こうじん ばちあたり

ぼんにゃぼつくり死ぐように

お正月やむように

○人まねこまね

人まね こまね

あかや（酒や）のきつね

鉄砲もつてぶっさあれ

○こうもりここうもりこ

こうもりこ こうもりこ

じょうりきりょ くれんじょ

○とんび とんび

とんび とんび

おらがの柿のきよ三年めぐれ

○からすからす

からす からす

われんうちややけるぞ

早く行つて水かけろ

しゃくなきやかせるぞ

水なきやくれるぞ

○あんぼんたん

越中富山のはんごんたん

はなくそまるめて千金丹

これを食べうもの あんぼんたん

一ぬけ二ぬけ

一ぬけ 二ぬけ 三ぬけさくら

桜の下のくそぼうず

はちにちんこさされて

痛いともいえず

かゆいともいえず

ただ泣くばかり

○子供のけんか

子供と子供でけんかして

ひとさん ひとさん聞いてくれ

子供のけんかに親がでて

なかなかすまないこのけんか

くすりやのおだんなが

ちよいとわけた

○ほたるこい

ほたるこ ほたるこ

こっちのみずあがいぞ

あっちのみずあにがいぞ

ほたるこ ほたるこ

○そうだ村の村長さん

そうだ そうだ

そうだ村の村長さんが

ソーダ飲んで死んだそうだ

そうだ

葬式まんじゅううまいそうだ

○お月さん

お月さん いくつ

十三に 七つ

まだとしゃわかいな

おんぼこもって

だれにだかいしょ

おちよぼにだかしよ

おちよぼはどけえった

油買いに 茶買いに

油屋のめえで 氷ですべてころんで

油一升こぼした

太郎どんの犬と次郎どんの犬で

みんななめてしまった

その犬どうした

てえこに張りもうした

そのてえこどうした

火にくべてもうした

そのへえどうした

○○かけもうした

○○どうした

ゆんべわけえしゆがみんな食べもうした

○ねんねんねこのけつ

ねんねんねこのけつへ

がにがはいこんだ

ひっぱてもひっぱても

また はいこんだ

おばちゃんそりよみて

はなたらした

○上がり目

上がり目 下がり目

ぐるりとまわってねこの目

○さよなら三角

さよなら三角 またきて四角

四角はとうふ とうふは白い

白いはうさぎ うさぎははねる

はねるはのみ のみは赤い

赤いはりんご りんごはうまい

うまいはバナナ バナナは長い

長いのはしご はしごはこわい

こわいは幽霊 幽霊は消える

消えるは電気 電気は光る

光るはおやじのはげ頭

○じょうりきじょうめ

じょうりきじょうめ 二じょうめ

三じょうめ桜

桜の下を

ごうじめくらがつえついで通れ

通らば通れ

どっちか一方ぬけたら チャンポイヨ

○花いちもんめ

勝ってうれしい花いちもんめ

負けてくやしい花いちもんめ

隣のおばさん ちよいと来ておくれ

鬼がこわくていかれない

おはちかぶってちよいと来ておくれ

それでもこわくていかれない

○○さんがほしい

・さんがほしい

(ジャンケン ポイ)

○陸軍の乃木さん

陸軍の乃木さんがいせんす

すずめ めじろ ロシヤ やばん国

クロバトキン 金玉 マカロフ

ふんどし しめた たかじゃっぱ

ポンチクリン

手まり歌

おねんじょ

おねんじょねんじょ

お寺のかね女

しもくの下で赤子を生んで

えべすこうに こうべすこ

今夜のばんは○さんの番だよ

おとすというと

おしりをまくる

しっかりこと渡せ

渡さにやはじよ

はじはじ一もんめ

○正月せえ(しょうがんせえ)

正月せえ

障子あければ銀世界

鼓の音やら歌の声 ササ歌の声

二月せえ

にんじょまんじょの墓参り

今日は彼岸の中日よササ中日よ

三月せえ

桜花よりひいなさん

飾って喜ぶ内裏さん ササ内裏さん

四月せえ

死んでまたくるお釈迦様

お茶のこびしゃくでかけてやれ

ササかけてやれ

五月せえ

ごんごん縞矢の前かけを

お正月くるときやとつといで

ササとつといで

六月せえ

ろくろく田の草とらないで

お米がとれないで腹が立つ ササ腹が立つ

七月せえ

質屋のお倉を大切に

入れたり出したり混雑だ ササ混雑だ

八月せえ

はちに刺されて泣いてくる

あいたい痛い泣いてくる ササ泣いてくる

九月せえ

苦しまぎれのおふくろさん

とうさんかあさん大切に ササ大切に

十月せえ

重箱つるしてどこへ行く

私しゃえびすこのお使いに ササお使いに

霜月せえ

霜が降ったり雪が降る

私しゃこの月苦勞する ササ苦勞する

第三章 習俗・習慣

十二月せえ

しわのよりたるばあさんが

若い娘の手をひいて ササ手をひいて

○おしはる こはる

おしはる小春 やれむすめ

おらがの女房になるならば

母さん糸は絹糸で

姉さん糸は桃色で

だれにやるかと問うたらば

父さん死んで今日六日

明日は七日の墓まいり

お墓まいりに行ったらば

赤いぼたんが咲いていて

一本ぬいちゃ ギーリギリ

二本ぬいちゃ ギーリギリ

三本目にや日が暮れて

家へ帰ってみたらば

母さん一人でお茶わかし

姉さんどこだと問うたらば

姉さんねぎやへねぎ買いに

兄さんどこだと問うたらば

兄さん肉屋へ肉買いに

十で一貫貸しました

○あんたがたどこさ

あんたがたどこさ 肥後さ

肥後どこさ 熊本さ

熊本どこさ 船場さ

船場山にはたぬきがおつてさ

それを猟師が鉄砲でぶってさ
煮てさ 焼いてさ 食ってさ
それを木の葉でちよいとかくせ

○一里とらいらい

一里とらいらい
らっきよ食ってしっし
しんげれもちや きやつきや
キャベツで ほしい

○日露戦争

いちれつ談判破裂して
日露の戦争はじまった
さつさと逃げるはロシヤの兵
死んでもつくすは日本の兵
五万の兵を引きつれて
六人残してみなごろし
七月八日のたたかいで
ハルピンまでも攻めいって
クロバトキンの首をとり
東郷大將ばんばんざい

○ひとつひとつ

ひとつひとつ ふたつふたつ
みつつみつつ よつつよつつ
いつつつつ むつつむつつ
ななつななつ やつつやつつ
こここんで

いちじく にんじん さんしょう しいたけ
向かえて七草 八草
くわえて とうよ

たくさんあがれ

おさよさんにみえてもころばんしょ

お手玉歌

○武夫となみ子

一番はじめは一の宮
二は日光東照宮
三は佐倉の宗五郎
四はまた信濃の善光寺
五つつは出雲の大社
六つ村々鎮守様
七つ成田の不動さん
八つ八幡の八幡宮
九つ高野の弘法さん
十で東京心願寺
これほど心願かけたのに
浪子の病は治らない
武夫が戦地にたつときに
白き真白きハンカチをうちふりながら
ねえあなた 早く帰ってちょうだいよ
ゴウゴウゴウとたつ汽車は
武夫と浪子の別れ汽車
鳴いて血を吐くホトトギス
二度と会われぬ汽車の窓
まずまず一貫貸しました

○川中島

妻女山は霧ふかし
千曲の川は波荒し
はるかに聞こゆるつわものか

昇る朝日に旗たてて
きらめくまきにキラッキラッキラッ

車がえしの陣ぞなえ

めぐる合図のときのこえ

合わせる甲斐のほこ仕事

敵はこの方駆けめぐる

川中島の戦いは

語るも聞くも勇ましや

○おさらい（お手玉の数により異なる）

おひとつ おひとつ おひとつ おひとつ

おひとつ おひとつ

おろしておさらい

おふたつ おふたつ おふたつ

おとしておさらい

おみなでおさらい

ていしば 岩淵 南部 米倉 おさらい

おつうめ おつうめ おつうめ おさらい

おん馬の乗り替え（六回）

こう橋よこう橋しよ通れ（六回）

こう橋よこう橋しよ通れ（三回二個ずつ）

大きい橋よこう橋しよ通れ（一回六個一まとめ）

二

民謡は、一般にいう、どこで、だれによってつくられたかということは不明なものが多く、いつともなく口から口へと伝承され今日に至っている。わけでも盆歌が一番おそくまで残されていたが、最近では新民謡となつて、かつての馬子歌や田植え歌などは全く歌われなくなった。

盆歌

盆が来たそでお寺の庭へ
切子灯ろうのひがみえる

お月やちよろり出て山腰よてらす

娘しゅすの帯や腰よてらす

この歌は、明治から大正のころまで歌われたと思われるが、このころ同時に流行したものに馬八節や縁故節があった。縁故節、粘土節は現在でも歌われている。

昭和に入つては木曾節が主流をなし、本町においても終戦直後まで盆踊りとして全盛時代をつくつた。

○木曾節

木曾のな なかのりさん

木曾の御岳さんは なんじやらほい

夏でも寒い ヨイヨイヨイ

ヨイヨイヨイノヨイヨイヨイ

新民謡

○下部音頭

一、富士と身延がすそにかき合わせ コラシヨイ

あいの富士川 桜のかげに

招く下部の湯のけむり

ヨイヨイヨイトコ シャシャントナ

下部よいとお湯の里 お湯の里

二、一度おいでよ 青葉のころは コラシヨイ

あゆのしぶきに浴衣がぬれりや

お湯の情けに身もぬれる

三、呼ぶは湯の香か かじかの声か コラシヨイ

五湖を鏡に薄紅つけて
月もこよいはあにくる

四、昔武田のつわものたちが コラシヨイ
傷をなおした隠し湯どころ
渡るかりにも しのぶ夢

五、身延参りのちよつと道すがら コラシヨイ
行きに寄ろうか 帰りに寄ろうか
いっそ行きにも 帰りに

○下部小唄

一、朝の下部は 権現様の

杉の木にまで霧が立つ 霧が立つ

ヨイヨイヨイシヨ コラ 霧が立つ

二、なくなひぐらし 今日来たばかり

明日も下部にわしや泊まる わしや泊まる

ヨイヨイヨイシヨ ウラ わしや泊まる

三、天狗岩から 川下見れば

水に小石が流される 流される

ヨイヨイヨイシヨ コラ 流される

四、今日は下部も 信玄公の

隠し湯なれど隠されぬ 隠されぬ

ヨイヨイヨイシヨ コラ 隠されぬ

五、枯れた枝さえ降る白雪に

冬は下部の花と咲く 花と咲く

ヨイヨイヨイシヨ コラ 花と咲く

作詞 野口雨情
作曲 中山晋平

六、桜並木の 桜の下で

下部を出るときやそでしぼる そでしぼる
ヨイヨイヨイシヨ コラ そでしぼる

○甲駿行進曲

一、甲駿連絡 三時間

行けば甲州 空はれて

富士身電車のことちよき

二、繭の大宮 後にして

のりの芝川 富士製紙

日蓮聖地の身延山

三、響く太鼓に 法の音

千古不滅の法華宗

下部温泉 名も高き

○古関音頭

一、ハア 身延参りや 富士五湖まわり

ヨイシヨナー コラセー

あいの古関や ソレよい宿場

ヨイシヨナー コラセー

二、ハア 中の倉には 米麦千俵

やれさ炊き出す 釜額

三、ハア 聖橋から ちよつと見てごらん

山の上だよ 丸畑

四、ハア 山の川原の くぐり岩くぐりや

いつか根子 それ雨となる

五、月の出潮の 大磯小磯

田んぼにや 黄金の波がたつ

○本栖音頭

有泉翠軒補修

作詞 赤池栄作
作曲

赤池英至補作

一、波の長崎 丸木の舟で

越えてかよった 金山の町

あれさ川尻 観音堂に

思い出せとか 思い出せとか

蟬が鳴く

二、竜ヶ岳 朝霧晴れて

踊る姫鯉 さかさ富士

渡り鳥さえ 思いを秘めて

夢の本栖か 夢の本栖が

忘らりよか

○久那土音頭

一、山にネ 山に抱かれて村なみ家なみヨ

明けりや朝もや／＼春がすみ サテコリヤ

サテ ナーヨヤレソレ 春がすみ

(くり返す)

二、かじかネ かじかほろほろ三沢の川辺ヨ

流す思いは／＼あいの色 サテコリヤ

サテ ナーヨヤレソレ あいの色

三、招くネ 招く尾花にまんまる月もヨ

君もそぞろと／＼ぬれている サテコリヤ

サテ ナーヨヤレソレ ぬれている

四、雪のネ 雪の寒さも情けにとけてヨ

来れば帰さぬ／＼久那土むら サテコリヤ

サテ ナーヨヤレソレ 久那土むら

五、峠ネ 峠くだれば小鳥もないてヨ

田原桜の／＼並木道 サテコリヤ

サテ ナーヨヤレソレ 並木道

第三章 習俗・習慣

作詞 村民有志
作曲 一瀬正造

六、雨はネ 雨は降る降る城山くれるヨ

長松院かえ／＼鐘がなる サテコリヤ

サテ ナーヨヤレソレ 鐘がなる

七、紅葉ネ 紅葉もえたつ伝水山にヨ

今日も流れる／＼うろこ雲 サテコリヤ

サテ ナーヨヤレソレ うろこ雲

八、夢のネ 夢のかけ橋 天神橋にヨ

影はだれやら／＼おぼろ月 サテコリヤ

サテ ナーヨヤレソレ おぼろ月

九、ここはネ ここは熊沢山ばと野ばとヨ

夜のとばりを／＼さめて鳴く サテコリヤ

サテ ナーヨヤレソレ さめて鳴く

十、松のネ 松の緑も妙見様もヨ

かすむばかりに／＼花吹雪 サテコリヤ

サテ ナーヨヤレソレ 花吹雪

十一、山はネ 山は丸山 時雨がかかるヨ

君のたもとも／＼ぬれやせぬか サテコリヤ

サテ ナーヨヤレソレ ぬれやせぬか

十二、南無やネ 南無や大悲のみ仏ねむるヨ

あれは慈観寺／＼母の寺 サテコリヤ

サテ ナーヨヤレソレ 母の寺

十三、泣いてネ 泣いて別れた水船橋にヨ

月も木の葉も／＼影をおく サテコリヤ

サテ ナーヨヤレソレ 影をおく

十四、今日ネ 今日夕焼け照坂もえるヨ

母をよぶ子の／＼声がする サテコリヤ

サテ ナーヨヤレソレ 声がする

○田原小唄

一、朝もやはれて 梅が香かおる

ほのぼのかおる 田原の里は

二、桃やあんずの花さきこぼれ

ひばり舞う舞う 田原の里は

三、月影清ら 富士川堤

尾花きらきら 田原の里は

四、秋葉山から見おろす錦

穂波なみうつ 田原の里は

○切房木音頭

一、桜並木を窓辺にながめ

今日も行く行く 観光バス

二、夏の大堰 青田の海よ

やがて帆あげる 宝船

三、ねじりはち巻きそろいのハッピー

みこし勇まし 秋祭り

四、だれがつけたか長者の池に

今も黄金の水がわく

五、春の桜と紅葉の秋と

雪のながめは西方寺

六、夏の涼みにつきさそわれて

観音参りの竜泉寺

七、願いごとなら岩舟地藏

真心祈る わしの胸

八、月がほほ笑む 中村橋に

老いも若きも夕涼み

九、清きながめの地藏がぶちに

つり糸たれる 太公望

十、ながめ美し 御崎の橋は

作詞 赤池政男

おらが切房木の新名所

第六節 方言

本町の方言は地勢的にみて、東南は御坂山系を境界として郡内や静岡県に接し、また西は富士川を隔てて南巨摩郡に隣接して、共々古くは河内領としての交流が行われていたのであった。

身延線の開通までは、交通不便な山間の地であるために、その影響は大きく独自の方言が発達したものと考えられる。町内においては、山つき地帯と身延線沿いの地帯とではわずかな相違がみられるが、大きな違いはない。今や交通の便も開け各地との往来も多くなり、普通教育の普及と県内外との交流が盛んになるにつれて、方言も次第にきょう正され、山間部のほかは一般に標準語を使用するようになってきた。

方言の中で特に注目したいのは、武田信玄公が戦略上つくったといわれる隠し言葉である。普通の言葉の反対語が方言として通用している。例えば、ぶんださず（出かけよう）、ひっちゃばかず（破ろう）、うんねず（寝よう）というように、動詞の下に否定の助動詞をつけたもので、「何何ず」といった形のものである。ほかに「できる」と「でる」という言葉で、「お月さんが出てとか、仕事ができた。」というところを「お月さんができて、とか仕事ができた。」とか「太陽ができたから、洗たくができる。」といったぐいのある。更に「くんでください。」と言えば「組んでください、仲良くしてください。」という意味のところ、山梨では「取り替えてください。」という意味で通用している。これらの反対語は、信玄公が敵をあざむくために使用された隠し言葉として強く信じられている。（上野晴朗氏「甲斐国忍者考」）「道具を修理して使え。」と言うところを「破損して使え」「とか「満腹になったからご飯を食べよう。」という反対語も使用されていた。

次に本町の方言を列記してみることにする。

一、「あ段、い段音」の「え段音」に転ずるもの

たいこ(太鼓)——てえこ はい(灰)——へえ

はやし(林)——へえし いえ(家)——ええ

あまえる——あめえる あんばい——あんべえ

二、「す」と「そ」との転倒せるもの

すずしい(涼しい)——そぞしい

すそ(裾)——そそ

三、「の」の「ん」に転ずるもの

あそぶ(遊ぶ)——あすぶ

きもの(着物)——きもん

四、「も」の「ば又はご」に転ずるもの

ひも——ひぼ やもめ——やごめ

五、鼻音を添えるもの

とび——とんぴ わらじ——わらんじ

あまり——あんまり

六、促音を添えるもの

にわとり——にわつとり やはり——やつぱり

あめふり——あめつぷり ひとつとび——ひとつとび

七、上下の音の転倒せるもの

ひふきだけ(火吹き竹)——ふひきだけ

ちやがま(茶釜)——ちゃまが

いとごも(糸菰)——いともご

八、助詞「は」または「を」を添える場合、音便上多様に変化する

イ、あ段音

山は——山あ 川は——川あ

山を——山あ 川を——川あ

ロ、い段音

月は——つきやあ 星は——ほしやあ
月を——つきよう 星を——ほしょう

ハ、う段音

菊は——きかあ はすは——はさあ
菊を——きくう はすを——はすう

ニ、え段音

酒は——さきやあ 梅は——うみやあ
酒を——さきよう 梅を——うみよう

ホ、お段音

ねこは——ねかあ 人は——ひたあ
ねこを——ねこう 人を——ひとう

九、「では」の助動詞を添えるもの

これでは(これにては)——これじゃあ

雪では(雪にては)——雪じゃあ

十、「たい」が変化するもの

会いたい——あいてえ 行きたい——いきてえ
痛い——いてえ 書きたい——かきてえ

十一、「こう」が変化するもの

行こう——いかだあ

焼こう——やかだあ

十二接頭語を添えるもの

イ、ぶん

なぐる——ぶんなぐる 出かける——ぶんだす

まくる——ぶんまくる

ロ、ぶつ

こぼす——ぶっこぼす こわす——ぶっこわす

たたく——ぶったたく とばす——ぶっとばす

ハ、うつ

こぼす——ぶっこぼす

たたく——ぶったたく

くれる——うつくれる
死ぬ——うつつぐ

はいる——うっぺえる
へる——うっべる

ニ、ひっ

かつぐ——ひっかつぐ

かく——ひっかく

かける——ひっかける

ホ、しゃ、しゃら

つら——しゃつら

きたない——しゃらつきたねえ

へ、ひん

まげる——ひんまげる

まける——ひんまける

十三接尾語を添えるもの

イ、ほい

あらい——あらっほい

ロ、ぼう

けち——けちんぼう

ハ、ちょう

びく——びくつちよう

ニ、べえ

牛——うしんべえ

ホ、ちょ (打ち消し)

かまうな——かまっちょ

するな——しちょ

方言

言うな——いっちょ

行くな——いっちょ

(あ)

動 ああむく (ああぬく)

ああむく

名 あいこ

両方同じになる

名 あいさ

あいだ

代 あいつ

動 あい／＼

代 あいつらあ

形 あいてえ

名 あいやん

動 あかす

名 あかげんつう

名 あかめ

名 あかんべえ

名 あかんべろん

句 あぐちをかく

名 あくび

代 あこ

名 あこい

名 あがりばな

名 あくつたま

名 あさぎ

名 あしがた

名 あさつばら

名 あしいれ

名 あしたなさ

名 あしつたれ

句 あすびつしゃあだあ

動 あすべつし

名 あたまつびき

句 あちやねえ

名 あつけらかん

代 あっこ

あの人

歩／＼

あの人たち

痛い 会いたい

兄さん

知らせる

髪の毛が赤い

おいかわのおす

いやなことを断る

あかんべ

あぐらをする

あけび

あそこ

かかと

上がり口

悪いやつ

朝

朝の間に

早朝

略式の婚礼、体だけ婚家へ行くこと

明朝

足長ばち

遊んでいながら

遊びなさい

軟化病になった蚕

あてがない、目的物がない

あきれた様子

あそこ

名 あつたらこと
 句 あつちんとう
 動 あつとう
 動 あつらあさる
 名 あてずっぱ
 名 あとつしやり
 名 あとめ
 名 あなつぱり
 名 あなんぼうす
 名 あにい
 副 あのくに
 代 あのし
 代 あのもん
 動 あばける
 名 あまんどう
 動 あめえる
 句 あめをくれる
 句 雨つぶりしやあだ
 名 あら
 副 あらかた
 名 あらく
 動 あらける
 動 あらす
 名 あらぶき
 句 ありいすら
 名 ありき
 名 ありんどう
 名 あれえまわし

惜しいこと
 むこうの人達
 あつた
 頼まれる
 あて推量
 あとずさり
 後妻
 葬式の穴を掘ること、及び掘る人
 穴
 年寄りが若い男の人を言う、兄
 あんなに
 あの人たち
 あの人
 暴れる
 実の小さい山がき
 甘える
 相手を油断させる
 雨の降っている間に
 白米になりきれぬもみ
 たいがい
 開墾した畑
 火をかきたてる
 墮胎する、木をおとす
 簡単なわらぶき屋根、風が荒い
 あるでしょう
 わら屋根をふく時の足場の横木、小使
 あり
 食後の洗い物

名 あわんぶく
 名 あんねえ
 副 あんねえに
 名 あんびん
 名 あんべえ
 名 あんま
 名 あんやん
 (い)
 動 いいくめる
 動 いいこうす
 名 いいごと
 動 いいそつけえる
 動 いかあ
 形 いかい
 句 いかざあ
 句 いかずか
 句 いかんじょ
 名 いき
 句 いきいさあ
 句 いきいしょ
 句 いきしつけえ
 名 いきしな
 動 いきつつく
 形 いきなり
 句 いきやがった
 句 いきやつた
 あわ
 しゅうとめが嫁を呼ぶ、年上の人が隣の若い
 婦人を呼ぶ
 あんなに
 さつまいも、とうもろこしの粉で作るふかし
 た食物
 かげん、様子
 乳
 兄さん
 言い込める
 力をいれて言い続ける
 小言、文句
 言いそびれる
 行く
 大きい(いかくする=育てる)「いかい人」
 行こう
 行こうか
 行きますよう
 ゆげ
 行きますよ
 行きますよう
 行くに従って
 行くついでに
 行きつく
 だらしないさま、急に
 行ってしまった
 行き会った

名 いきやり
 名 いぐち
 名 いぐちぐ
 動 いぐる（いびる）
 動 いけん・いけさん
 動 いごく
 名 いしがけ
 動 いじくる
 名 いじやある
 形 いじやし
 形 いじつれってえ
 名 いちづれ
 名 いちら（いちり）
 副 いっさら
 名 いっしょうまっしょう
 句 いったつら
 句 いっちょ
 名 いと
 句 いとうか
 名 いとがね
 名 いどこ
 名 いとこがたり
 副 いとど
 名 いととり
 副 いな
 句 いなやつ（もん）
 名 いねご
 名 いびすき

楽しかったこと、息抜き
 いびき
 物がくいちがうこと
 いじる
 行けない、いけない（事）
 動く
 石がき
 いじる
 台所で使うぎる
 むやみに食物をほしがる者
 思うようにならずいらいらする
 一番仲良の友達
 ……まま
 少しも、全然
 一生涯
 言（行）ったでしょう
 いうな行くな
 間
 いたのですか
 はりがね
 居間
 いとこ同士の結婚
 なおさら
 製糸工場で働く女
 へんな、おかしな、悪い
 いやなやついやな人
 リンパ腺のはれ
 ひようそう

名 いびたれ
 動 いびる
 動 いぼう
 副 いまっと
 副 いまかじぶん
 副 いまっと
 動 いろう
 感 いんにえ（いんにや）
 （う）
 動 うきる
 動 うくさる
 動 うさあれ
 名 うし
 名 うしんべえ
 名 うそつき
 動 うたある
 動 うちやすれる
 動 うちよちる
 副 うっこざっこ
 動 うっちぐ
 動 うっちやる
 動 うっちろ
 動 うっぱしる
 名 うてげえし
 副 うでつき
 動 うてる
 動 うでる
 動 うなう

寝小便
 いじる、もてあそぶ
 化のうする
 もつと
 今ごろ
 もう少し
 借りる
 いいえ
 歯がうく
 腐る
 行つてしまえ
 稲をかけるために組み立てた木・稲架
 牛
 うそつき
 ぬかる
 忘れる
 落ちる
 子供の多いさま
 死ぬ
 捨てる
 しない
 行き去る
 口答え
 精いっぱい
 腐る
 ゆでる
 耕す

名 うまいれ

名 うまし

名 うむし

動 うむす

名 うらっぱ

名 うんま

(え)

名 ええ

形動 ええかげん

形動 ええからかん

副 ええかん

名 ええさ

動 ええしろう

句 ええたりもんだり

名 ええて

名 ええまち

名 えったんぼう

句 えてている

名 えびんづる

名 えぶくろ

動 えべ

句 えべっしやあ

名 えまし

動 えみしやける

動 えます

動 えむ

形 えらい

田畑へ行く道

晩秋に実をとり自然にやわらかくしたかき

屋根のむね

蒸す

物の先端

乳

家

いいかげん

いいかげん

たくさん

間

毎ってあしらう

一度決まった事をまたやりなおして、決めかねる。

相手

けが、あやまち

新平民

要領をよく知っている

山ぶどう

鳥獣などの胃

行こう

行きませんか

麦をゆっくりたいて柔らかくしたもの

熟してわれる

丸麦をゆっくり煮る

熟す

たいそう、多い、苦しい

動 えれる

名 えんさ

句 えんで

名 えんのこ

名 えんべつ

(お)

名 おあつたか

副 おあてえ

句 おあんなって

名 おいべっさん

動 おいのこす

動 おいる

代 おいんとう

動 おえばす

動 おえる

句 おえんなさる

句 おおきん(な)

副 おおけん

名 おおご

名 おおしんぼう

形 おおこっぺえ

名 おおずか

副 おおなと

句 おおふう

名 おおぶくちよ

名 おおまくれえ

名 おおます

名 おかあん

入れる

縁側

行って

犬の子

えんぴつ

愚か者

幸いに

食べてください

恵比寿様

おいこす

芽が出る、生える

おまえたち

めんどろかける

こわれる、腐る

太陽が沈む

ありがとう

大体に、概略に

長男、長女

おしの人

こせこせしないで大胆

大きい足

無理に、わざと

大まかで気前がよい

物惜しみしない人

大食漢

甲州ます、おおます一升は京ます三升

母親

名 おかうなぎ
 名 おかげさん
 名 おかた
 名 おかつさん
 形 おかしい
 名 おかんけ
 名 おき
 名 おくりと
 句 おくんнатて
 名 おけえ
 名 おけえこ
 名 おけえやく
 名 おこうこ
 名 おごつそう
 名 おさかや
 句 おさがりなつて
 形 おさくい
 名 おざら・おおめん
 名 おさんけえり
 名 おさんせに
 名 おしきせ
 名 おしたし
 名 おしめえ
 名 おじや
 名 おしやか
 名 おじやつか
 名 おしゃり
 名 おじゃん

へび
 いろりの自在かき
 同僚の妻のこと
 嫁さん、自分(他人)の妻
 おもしろい
 勸化の変つたもの、寺社修理、祭りの寄付
 赤くこつた炭火
 葬式の時野辺送りをする身内の人
 ください
 おかゆ
 養蚕、習いごと
 おせじ
 つけ物
 ごちそう
 よだれかけ
 おふろにはいつてください
 なれやすい
 めん類
 しかえし
 さい銭
 晩しゃく、奉公にでてもらう着物
 しょう油
 終わり
 雑炊
 製品にならないもの
 がさつき女
 白きよう病で死んだ蚕
 中止になること、不成功

形 おしょうしい
 名 おじようもん
 名 おしょうりょうとんぼ
 動 おしらかす
 名 おじんぎ
 名 おせえ
 名 おせんがじ
 形 おぞい
 副 おそつばめ
 形 おそしゅう
 名 おそんねえ
 名 おだ(をあげる)
 名 おたま
 名 おだら
 名 おだれ
 名 おちやつぱり
 名 おちやらかす
 動 おちゆべ
 動 おちちる
 句 おちんぶりをかく
 動 おつかながる
 句 おつかれなつて
 名 おつきようさん
 名 おつくう(がる)
 名 おっこ
 動 おつこう(くさびを)
 動 おつこずめる
 聴ずかしい
 娘
 赤とんぼ
 後から押す
 慶弔のあいさつや金品、遠慮
 おかず
 千か寺参りの求者(千のお寺まいりをする人)
 おぞましい、悪賢い
 遅い時刻
 夕方のあいさつ
 鏡もち
 気えんをあげる
 お手玉
 うどん、めん類
 ひさし
 上っぱり
 ちやかす
 お世辞
 落ちる
 すねること
 こわがる
 疲れたでしよう、夕方のあいさつ
 お月さん
 面倒(がる)
 菓子(幼児語)
 さしこむ
 押しこむ、人をいじめてやつつける

動 おっこぼす
 動 おっこむ
 動 おっころぶ
 句 おったてに結ぶ
 動 おったつ
 動 おっちゃらかす
 名 おっちゃん
 名 おっと
 動 おっぱろう
 名 おっぱ木
 名 おでえじん
 名 おでえもく
 名 おでえろさん
 名 おでく
 名 おてんごむし
 名 おてんたら
 名 おとうじん
 句 おとがとおい
 句 おとがねえ
 名 おとき
 名 おとし
 名 おとっちゃん
 名 おとつとき
 名 おとてえ
 名 おとぼれえ
 名 おなけえ
 名 おなべ

こぼす
 となり込む、文句を言いに行く
 ころぶ、倒れる
 逆に結ぶ
 立つ
 ちゃかす
 おじさん、他家の男の人
 酒（幼児語）
 追い払う
 植木、庭木
 財産家、金持ち
 お題目
 内裏びな
 人形
 かぶと虫
 こび、へつらい
 わけのわからない人
 次に生まれる子との間が幾年もあるうすばか
 血のめぐりの悪い
 手紙がこない
 法事
 男性、夫
 お父さん
 とっておきの尊いもの
 一昨日
 葬式
 妻
 夜仕事をする

名 おにっこ
 名 おねえり
 名 おばあ
 名 おばく
 名 おはしん
 名 おばやん
 名 おぼんし
 名 おはんねえり
 名 おぼうじゃあ
 名 おぼこさん
 代名 おまん・おめえ
 動 おやす
 名 おゆうじゃく
 名 おようじゃ
 名 おらが
 動 おろぬく
 副 おんこう
 動 おんげえす
 代 おんし
 名 おんなし
 代 おんに
 代 おんの
 名 おんぼやき
 句 おんぼろさんぼろ
 （か）
 名 かあぎ
 句 かあざあ
 名 があたく

おにごっこ
 みこしをねること
 祖母、先母
 麦ばかりのめし
 裁縫
 四〇歳くらいの女の人の総称
 炊事をする人
 米や銭を紙に包んで神仏に供えたもの
 ひざ
 蛭
 相手を呼ぶとき（あなた）
 こわす、終わらせる
 妊娠五か月目の戌の日の見舞
 昼間と夕食の間のごはん又はお茶
 私の家
 間引く
 大げさ
 行つてすぐ帰る
 あなた、おまえ
 妻、女性
 私に
 おれ、おまえ（幼児語）
 死人をやく、又はやく人
 ぼろぼろになった衣服
 流木
 さあ食べよう
 素直でない乱暴者

名	かあち	代わり
名	かあながれ	水死人
動	かあばる	乾燥して固くなる
名	かあぼし	川をせきとめてする漁
名	があもく・があむく	川藻(も)
動	かあら	川原
名	がある・げえる	かえる
句	かあれん	食べられない
形	かいい	かゆい
形動	かええぎだ	かわいそうだ
形動	かええしい	たよられる人、時にはすねかじり
名	かかりつと	動物が交尾する、やつかいになる
動	かかる	小児をののしつていうば
名	かき	家の構え、人の体格等の外見
名	がけえ	気分が悪い
句	かげんが悪い	かさ、量
名	がさ	粗暴でぞんざいなこと
形動	がさつ	雪の降りはじめ
名	かざつばな	強情な性格、強い体
名	がし	かじる
動	かじくる	貸してくれ
句	かしょう	かこつけること
名	かすけ	蚕が脱皮して桑を食べ始める
動	かすける	かすがい
名	かすげえ	けち
名	かたぐそ	嫁いだ夏、生家の親から送る夏の着物
名	かたびら	戸や障子を閉ざす
動	かためる	

動	かたる	加わる
名	かっこ	げた幼児語
形	かつたりい	だるい
名	かつちき	草をきざんで肥料にしたもの
名	がつちようけん	子供の物の奪い合い
動	かつぱろう	盗む、草を刈りはらう
名	かてつぼう	片方
動	かてる	加える
副	がとう	たくさん・非常に
名	かなんぶう	こがねむし
名	がに・がにんべえ	かに
動	かにんする	許す
句	かのうめえ	かなわないでしょう
名	かばり	毛針
名	かぶちや	かぼちゃ
名	かぶつ	株・根子
動	かまあれる	いじめられる
名	かまいたち	気圧の関係で受ける裂傷
動	かまける	夢中になる
名	かみすり	かみそり
名	かみず	桑の実
動	かもう	いじめる
動	からげる	まきつける
名	からまめ	落下生・南きん豆
名	がれ	山の崩れたところ
名	かわべた	川岸
名	かんから	空きかん
名	かんでえぎ	切ったまき

名 がんばろう

(き)

名 きげ

名 きじり

名 きしやご

動 きしやばる

名 きずけえ

名 きたりもん

句 きつしやあ

副 きつちら

名 きつちよ

名 きつつけ

名 きつぼし

句 きつら

動 きとう

副 きなりに

名 きによ

名 きび

名 きびしよ

名 きもつきれ

形 動 きもなが

名 きもん

名 きようさ

名 きようばん (一升)

名 きりだめ

名 きりばん

名 きんざれ

(く)

のこぎり

きね

ろばたのまきを置くところ

おはじき

いばる・でしやばる

うちとけないこと

よそから来た人

いらつしやい

ちようど、きちんと

左きき

土寄せ

さつまいものきり干し

来たでしよう

来た

自由に、気ままに

昨日

気味

きゆうす

短気な人

気長

着物

行儀行儀作法

大ますに対して京ます (共通の一升)

ひや麦の水をきるはこ

まな板

木片

句 くいくい

句 くいてえ

名 くいやけ

名 くき

動 くさぐ

名 ぐしやんぼ (ぼん)

動 くすがる

名 くすべ

動 くずる

句 くせがつく

名 くそつかあ

動 くそつこなし

名 くそむすび

動 くだばる

名 くらろんじ

句 くらようきいちょ

形 くらうしい

動 (目を) くつちやぐ

名 ぐつちやり

動 ぐつつく

名 くだ

名 くだ

名 かね

動 かねる

形 かねい

名 かねたま

動 くらあせる

食べながら

食べたい

食べ残り

湿しん おでき

かぐ

わからずや

つきささる

ほくろ

小言をいう

作物が病気になる

表皮

めちやめちやにけなす

結びつきり

死ぬ

口論

口をきくな

くやしい 残念だ

(目を) 閉じる

ぬかるみ

相思の仲になる

糸などがもつれること

かまど

竹やぶ

年齢以上にふける

へこんでいる

へこんでいる所

交換する (交換すること)(名)

なぐりつける

句	くりよう	ください
名	ぐるい	周囲 まわり
動	くるう	戯れ遊ぶ
動	くるむ	包む
名	くるみ	足のくるぶし
句	くれっか	あげようか
名	くろ	畑などのすみ 境
句	くわざあ	食べよう
動	くわずけ(る)	蚕がならんで起きた直後桑をやること
動	くんのむ	物をのみ込む
(け)		
助	け(飲むけ)	疑問 質問を表す(飲みますか)
動	けえ	食べなさい
名	けえがら	たまじやくし
名	けえき	甲斐絹
名	けえし	にわたりの糞
名	けえしやく	耕作
副	げえに	大して
動	けえだす	くみ出す
名	けえぼし	たまり水をくみ出して魚をとること
名	けえむし	毛虫
句	げえもねえ	つまらないこと
句	けえりしな	帰りついでに
動	けえる	消える 帰る 交換する
名	げえる	かえる
名	けきりむし	かみきりむし
動	けける	上にのせる
名	げす げすつび	程度の低い 最下位

名	げすいた	こたつの上に置く板
句	けたつくそわりい	縁起がわるい 気持ちがるい
動	けつからかす	けたおす
句	けつかあれ	そうしている
形	けつたりい	だるい
動	けつちる	便秘する
動	けつつまじく	つまづく
名	けでえ	わらでつくったみの
名	けば	まゆの外側の糸
形	けぶつてえ	けむたい
句	けもけじやらない	なに一つない
句	けもない	なに一つない
形	げもねえ	つまらない
動	けやす	消す
名	けんごうず	米のとぎじる
名	けんつく	ひじ鉄
名	けんど	けれども
接	けんびき	肩のすじ 苦勞事 心配事
副	けんべえに	おうへいに
副	けんまく	怒った顔つき 散らしたありさま
(こ)		
接頭	こ	こでっかい
助動	こいす	ございます
動	(ふところこ) こいる	(ふところに) 入れる
動	こう こうし	きなさい
句	ごうぎ もない	とても立派だ
名	ごうじ	便所のうじ
名	こうしゃ	功者 ませている

形動 こうしゃっぺえ
 名 ごうせえ
 名 こうち
 接 こうちやあ
 句 ごうのうがきかん
 句 こうべえがのろい
 形動 ごえんけん
 名 こが
 句 こきんわりい
 動 こぎる
 動 こく
 名 こくそ
 動 こぐる
 代 ここうらあ
 名 こさ
 名 こさなおし
 動 こじくれる
 句 こしよかける
 動 こしよげる
 名 こしり
 名 ごしゅうぎ
 形 こすい
 動 こづく
 名 こずみ
 動 こずむ
 動 こせえる
 名 こせみち
 動 こそくる

生意氣
 立派なもの
 一かたまりの部落の呼称
 これからは 今後は
 思うように体が動かない
 動作が緩慢 こう配がゆるい
 無関係
 大きなおけ
 氣にくわない
 値切る 小さく切る
 ののしって言う
 蚕のくそ
 くぐる
 この辺
 陰
 兄が死亡し弟が兄嫁を妻にする。
 すねる
 腰を下ろす 邪魔をする
 ごぼうの黒い皮を包丁のみねではぐこと
 蚕のふん
 結婚式のこと
 小さい ずるい
 なぐる
 芋などの小さいもの
 沈でんする
 作る こしらえる
 せまい道
 修理する

形 こそっばい
 名 こたが
 名 ごたく
 接尾 ーこつきり
 名 ごっそう
 代 こっちやあ
 形動 ごっちよう
 句 こっちんとう
 動 こでえる
 動 こなす
 句 こねえだ
 動 このがる
 副 このくに
 名 こば
 名 こばし
 動 こびつつく
 名 こびつつけ
 名 こましゃくれ
 名 こまんざあれ
 名 ごまんぜえ
 名 ごもしん
 名 こもっせい
 句 これつくそ
 名 ごろっち
 名 ごろはち
 名 こわめし
 句 こんけえ
 副 こんだあ
 表面があら
 小さいおけ
 不平 言いぐさ
 ーかぎり
 ごちそう
 こちらは
 疲れる
 こちらの人たち
 成長が止まる
 けなす 脱穀する
 この間
 かがむ
 こんなに
 柱などの角はし
 千束こき
 こげつく
 こげたご飯
 大人びた子供
 くま手
 万歳(まんざい)
 お願
 十二月三十日
 こんなに少量
 ふくろう
 ごはんちゃん
 赤飯
 このくらい
 今度は

句	こんつれえ(こんくれえ)このくらい	こんなこと
名	こんどうし	小さいざる
形	こんびい	小さい
名	こんぶくろ	小さい袋
名	こんぼ	ねこや犬の前あし
名	こんぼう	子牛
名	こんぼうす	小さいうす
(さ)		
助動	ざあ(行かざあ)	さそいかけ(行こう)
動	さある	さわる
句	ざあてに	……くせに ……であるのに
感動	さいなあよ	さようなら
名	さかさみず	水に湯を注ぐこと
形	さがしい	けわしい 傾斜が急な様子
動	さくる	うねを作る 人をおだてる
動	ささつけえす	探すためにかき回して散らかす
句	ささらほうさら	めちゃくちゃ さんざんなさま
形	さしい	久しい
名	さつき	先ほど 先刻
形	さぶい	寒い
動	さばかす	はうる
名	さばし	しゃく婦
名	さまく	だらしない様
名	さまさんじょう	目もあてられない様子
形	さめしい	寂しい
接尾	さら(箱さら)	……ごと(箱といっしょにみんな)
動	さらべえやめろ	やめろ(自暴自棄)
助	……さる(行けさる)	可能の意味(行ける)

副	さんざつばら	さんざんに 長い間
名	さんじゅうばれえ	後始末をしないでほうっておく事
動	さんじらかす	散らかす
名	ざんまく	一面とりちらかっているさま
(し)		
助	し(行けし)	命令形 意味を強める(行け)
名	しあさつて	明明後日
句	しいちよ	強要しないで
名	しいれせき	百日せき
動	しいれる	せきこむ
句	しかしか植える	間のないように植える
動	しがれる	よく熟す
名	しき	底
動	しぐ	死ぬ
句	しこういう(する)	両手でつかまえてにぎる
形	じこうしい	身分不相応なことを言う(する)
動	しこうす	多い たくさん
動	しそつけえる	ひっきりなしに続ける
名	したじ	しそこなう
名	じだら(じだらく)	うどん類のしる
形	じちなし	だらしないさま
動	しちよ	無器用 いくじなし
動	しつける	するな
名	しつた	稲の苗を植える
名	しつちく	器の底
名	しりつぱね	じゃんけん
名	しつぷり	後ろへはねたどろ
		一番しまい

動	しとう	した	する
句	しないい	かつこうがいい	
動	しにる	内出血する	
名	しのうこうしゃく	いろいろな文句をいう	
動	しはんねえる	しはじめる	
名	しはんいし	土台石	
形	しびてえ	ずうずうしい	横着
名	しびびい	からすのえんどう	
動	じぶくれる	すねる	
名	じぶり	本降り	
名	じべた	土の上	
名	しみつたれ	けち	
動	しみる	寒さで野菜が腐る	
動	しめえ、しまつちめえ、	しまいなさい	止めよう
名	しめし	おむつ	
動	しもう	しまう	終わりにする
名	しゃあくむ	驚いて動けなくなる。	
名	しゃあだ	仕業	
副	しゃあだに	いつも	
名	しゃえん	野菜をつくる畑	菜園
名	しゃえんもん	野菜	
名	じゃくろ	ざくろ	
動	しゃける	さける	
動	しゃばく	破る	
動	しゃべくる	しゃべる	
動	じやれる	ふざける	
名	しゃんこ	すわる	(幼児語)
名	しゅん	季節や時期の到来時	

名	じようぐち	道から家への入り口	
副	じようじゅう	常に	たびたび
句	じようづく	ひどい目にあう	
副	じようぶ	すっかり	たいそう
名	じようり	ぞうり	
名	じよく	すわり机	
句	じよくすぎる	よすぎる	分に過ぎること
動	じよける	ふざける	
副	しよつちゅう	始終	
名	しよつぱな	物事のはじめ	最初
動	じよる	料理する	
名	しよんねえ	仕方がない	
名	しよんべん	小便	
動	しらばつくれる	知らぬふりをする	
句	しらんら	しらないか	しらないだろう
形	しわい	しぶとい	
名	じんぎ	冠婚葬祭の贈答のあいさつや金品	
名	しんたく(しんや)	分家	
動	しんでる	供物を上げる	
動	しんど	しない	
名	しんとう	芯	中心
動	しんどう	死んだ	
	(す)		
助動	ず(止めず)	……しように(止めましよう)	
名	すいきき	すいっぱ	
名	すいほろこが	据えふろおけ	
名	ずうてえ	身体	
名	ずか	足	

動	すく	編む	名	ずんぐり	どんぐり、家で作ったこま
名	ずく	根性「ずくがある」	(せ)		
名	ずくし	熟したかき	名	せえ	身長、背丈
名	ずくなし	根性なし、なまけ者	動	せえ	故 (おまえのせえにする)
名	すくも	妻をこいた後のから	動	せえする	いじりまわす
動	ずくらむ	すわり込む	形動	せえせえ (―する)	あきあきしたさま (気持ちさがさっぱりする)
動	すぐる	わらの外皮とり整える	名	せえそく	催促
名	すげえ	わらを結び束ねるのに用いるもの、対 (ひと	名	せえたいも	馬鈴しょ じゃがいも
形	すけねえ	すげえ 一対)	名	せえはれえ	余計な世話「せえたらしちよ」
動	すける	少ない	名	せえはれえ	はたき
動	すける	手伝う	名	せき	余地
動	すげる	つなぎあわせる	名	せき	人工水路
動	すっこける	ゆるんですり落ちる	動	せける	あわてる、せっこむ
動	すっこむ	引つ込む	動	せっこうかける	督促する
形	すつちようねえ	愛想がない	名	せつとう	ほほじろ
動	すつぽかす	投げつける	名	せつとう豆	うずら豆
動	すつぽらかす	投げやりにする	形	せばい	狭い
副	すでえ	いっこうに	動	せぶる	境界を動かして自分の土地にする
副	すでえこうでえ	いっこうに	名	せんころ	先日
名	すどう	下着なしで着物をじかに着る	名	せんぞにきる	細かくきざむこと
形	すねえ	ずぶとい、ずうずうしい	副	せんに	前に
動	すびる	はれ物のはれがひく	名	せんみつ	うそつき
形	すぶとい	ずうずうしい	(そ)		
動	すら	―すれえ	名	そうとめ	田植え女
形	する	損する	名	そうよめ	花嫁につきそう女の子
形	ずるい	ゆるい	代	そけえら	その辺
動	ずるける	なまける 不貞	名	そこし	そこひ
名	すれっからし	悪い意味で世の善悪を知りつくしている人	動	ぞぜえる	ふざける

名 そそ
形 そぞしい
動 そそぼる

接尾 ○○ぞつき

副 そつきりばかあ
そつくらあげる

形 動 そつくらだ

形 そつけねえ

句 ーそつける

名 そつぶり

名 そのいちら

句 そのかあち

副 そのくに

動 そびきだす

動 そべえる

形 そぼれえ

副 それきい

句 それこさ

動 そろす

動 そろびく

副 そんなけえ

句 そんなつれえ

副 そんなえ

(た)

名 たあごと

名 たあし

名 たあた

すそ
涼しい
わらくすなど手ですくってふんわりさせるこ
と

混ぜ物がないこと

ただそれだけ

すべて全部、

にているさま、そっくり

無愛想な、充分でない

機会を失う「行きそつける」

そぶり

そのまま

その代わり

そんなに

引きずり出す

戯れる、ふざける

うるさい

それだけ

それこそは

そろえる

粉にしないように簡単にうすでひく

そのくらい「そんなけえでいいわ」

そのような

そんなに

たわごと、理屈にあわぬこと

たわし

たび(幼児語)

名 たいしょう
名 だいどこ
動 たおす たおれる

名 たかし

名 たかすんぼう

名 たかば

動 たかる

動 たくる

名 ただいも

名 たたきだい

副 だたらくたら

名 たちつこ

形 だちやねえ(だちもねえ)

名 たつつき

名 たてこうずい

名 たばけえり

名 たばこ

名 たばら

形 動 たまか

名 ためんじり

形 たやあねえ

だれん だれんな

名 だんごばら

名 たんび

(ち)

名 ちあんめえ

名 ちぎ

第三人称「彼」の代わりに使う
勝手、土間
損をさせる、損をする

竹馬

竹筒

高いげた

とまる、病気が伝染する

まくり上げる

里芋

下手な大工

むやみに

巢立つたばかりのひな

もんべの一種

雨が激しく降るさま

たばこ入れ

たばこ

ほら

俚約でひかえめ

下水だめ

容易である、たやすい

だれがそんなことをするものかの略

団子花、一月十四日に団子を飾るかしの木

度、たび「行くたんびに……」

血の病、お産のあとなどで血のおさまらない

こと

大きな天びんばかり

名 ちく
名 ちぐつか
名 ちそ
形 ちつくい
形 ちつくい
副 ちつと
形 ちやくい
名 ちやくのこ
動 ちやくる
名 ちやまが
名 ちら
動 ちらかす
形 ちらつこい
名 ちらんかけら
名 ちらんなべ
形 ちゆうちゆう
名 ちゆうべえ
形動 ちようきゆう
動 ちようしづく
動 ちようす
名 ちようちよんめえ
句 ちよこまかする
副 ちよつくら
句 ちよべちよべする
動 ちらかす
名 ちりめんぼうし
名 ちんぎり
名 ちんだらかあけ

げんこつ
不ぞろい
しそ
小さい
小さい
少し
ずるい、横着な
朝飯
よくしゃべる
茶がま
冗談
茶化す
丈夫でない、こわれやすい
せと物のかけら
ほうろうびきのなべ
衣類が小さすぎてきゆうくつ
おべつか、おてんたら
きちんとしたさま、正しい
いい気になる、ふざける
おだてる
ちよう
ちよこちよこ差し出口する
ちよつと
余計なことをする
乱雑にする
しらすぼし
片足ではねまわる
血まみれ

形 ちんびい
句 ちんぶりをかく
(つ)
名 ついじ
動 ついやす(つやす)
動 つかまる
形 つがもない
名 つぎつぎどうこ
動 つくじら
動 つくすぐ
動 つくどれる
動 つくねる
動 つくねる
名 つけぎ
動 つけこ
動 つくむ
動 つつこびる
名 つつたけ
名 つつたけ
動 つつとうす
動 つつべえる
名 つつべくら
形 つつてえ
名 つつば
名 つつばあし
名 つつばくち
名 つまんばり
名 つめくそ

小さい
すねる
石がき
はれもののうみを出す
すがりつく、捕えられる
とんでもない
すぎな
つつく
針などをさす
やわらかくて形がくずれる
積み重なる
積み重なる
物をもらった時その容器に添えて返す品物
もちを小さくまるめ、あんこをつけたもの
崩れる
こげる
着物や衣服の丈
筒そで
さしこむ
水たまりにはいりこむ
つばめ
冷たい
たにし
素足
小さい口
ひようそう
ほんのわずか

動 つめじくる
 名 つよ
 動 つらまる
 名 つりぼし
 名 つるしんぼ
 名 つるしんぼう
 名 つるつぱし
 動 つるむ
 動 つんだす
 動 つんできる
 動 つんむらかす
 (て)
 名 ていも
 感動 てえ
 助 ……てえ
 副 てえげえ
 名 てえこ
 名 てえこ
 名 てえこくばしら
 名 てえじぼうじ
 名 てえどこ
 名 てえら
 名 てえり
 動 てかす
 動 てきさらん
 名 てきもん
 名 てく
 名 てくなり

つねる
 つえ
 捕えられる
 落下さん
 既製服
 干しがき
 つるはし
 動物が交尾する
 出す
 無断で嫁が実家に帰る
 そそうをする
 山芋
 あれまあ
 ……たい「会いてえ」
 たいがい
 太鼓
 大根
 大黒柱
 大切、大事
 勝手、台所
 平ら、あぐら
 公道から玄関まで
 出す
 できない でられない。
 湿しん、はれ物
 人形、役に立たない人
 容ぼうとか顔つき、格好

名 てくらがり
 動 てくる
 名 手ぐれえ
 名 てこじりもん
 句 てごちよにいかん
 副 でし……
 句 てしつこにやあいかん
 動 てつかあす
 名 てつくり
 名 てつべん
 名 てつぼうけ
 名 てねげえ
 名 てばつぼうけえ
 名 てばつぼうなし
 名 てびれえ
 名 てぼたん
 名 てまつけえり
 名 てめえ
 名 てめえんとう
 名 てよう
 名 でろ
 名 てんこもり
 名 てんじく
 副 てんづけ
 名 てんでに
 動 てんどう
 (と)
 灯が手のかけになつて手もとがくらくなる
 歩く
 手まね
 もてあます人
 思うようにならない、手に負えない
 ぜひ……
 自分の力ではどうにもならない
 出会う
 両腕を胸の前でぐるぐる回す小さな子供の遊
 び
 一ばん高いところ
 出放題
 手ぬぐい
 無計画、出たとこ勝負
 物持ちの悪い人
 盆にのせず素手で給仕すること
 線香花火
 労働交換 ゆい
 おまえ
 おまえたち
 手入れ、世話
 どろ
 山もり
 空、天
 最初から
 めいめいに、おのおのに
 手伝う

名 とい(といみ)
 名 とうがき
 名 どうきん
 名 どうぐ
 副 ……どうし
 名 とうすみ
 名 とうせんばっこ
 名 どうづき
 動 どうづく
 名 とうねっこ
 句 どうぶつをいう
 句 とおりがいい
 名 とが
 動 とがめる
 副 とけてに
 名 とこ
 名 とこば
 名 ところとっぱし
 動 どじくれる
 動 とじばる
 動 どぜえる
 動 とちぐるう
 句 とつかもない
 動 とちげえる
 名 とつつき
 動 とつつく
 病氣見舞
 いちじく
 ぞうきん
 道具
 通して、常に「泣きどうし」
 灯明のしん
 とうせんぼ
 地固め、地突きの作業
 強くうつ、なぐる
 当歳馬、子馬
 わけのわからないひとり言
 話がよくわかる、理解が早い。家の血統がよい
 無慈悲な行い、かわいそう
 傷が化のうする、問いただす
 ときたま ときどき
 ところ
 床屋
 あちらこちら
 すねる
 くつつき合う
 悪ふざけをする
 友だちどうしでふざける
 とんでもない
 とり違える
 最初、第一印象、家の入り口「とつつきが悪い」
 仕事を始める

名 とつとき
 動 とつばらう
 句 とつびようしもねえ
 動 とつべえす
 名 とびっこ、とびっくら
 名 どびんちょ
 名 とびんずる
 動 とぶ
 名 どぶづけ どぶ
 名 とまぐち
 名 とゆ
 動 とんがらす
 動 とんがらかす
 名 どんじり
 動 とんのける
 動 とんびやあがる
 動 とんびようりる
 名 とんびよくりん
 (な)
 動 ないないする
 動 なおる
 名 なかいれ(なけえれ)
 名 ながさあ
 名 ながしもと
 名 なかつせえ
 名 ながつちり
 名 ながむし
 しまつてある大事なもの
 取りはらう
 途方もない
 からかう、子供をあやす
 かけっこ
 おたまじゃくし
 おたまじゃくし
 走る
 ぬかみそづけ
 家の入り口
 とい
 とがらす
 とがらす
 最後
 かたづける
 はね上がる
 とび下りる
 落ちつきのない人
 しまう(幼児語)
 あとを継ぐ 兄が死んだ後、弟が兄嫁を妻にすること
 午前十時ごろのお茶
 長さは
 台所、流し
 長子と末子の間の子
 長居をする人
 へび

名 ながや

物置

助動 ……なつて(おくんなつて) 敬語の助動詞(ください)

名 なつば

夏の間

名 なつまめ

そら豆

動 なでくる

なでまわす

副 なによ

何を

動 なまける

気分が悪くて食がすすまない

形 なましい

生である

名 なめくじら

なめくじ

名 なめみそ

金山寺みそ

動 ならぶ

蚕が脱皮の時桑を食べなくなる

名 なりくだもの

果物

名 なりんぼう

レプラ患者

形 なるい

ゆるやか 強くない

名 なれえ・なでえ

傾斜 はす(ななめ)

名 なれえで

習いはじめ 未熟者

句 なんしい

何をするために「なんしいきとうだ」

句 なんたらこんにも

否定の意に使う

句 なんちゅうこんずら

なんということでしょう

句 なんちようにも

何分にも なんとかして

名 なんばん

唐がらし

句 なんぼうでも

いくらでも

副 なんぼか

いくらか

句 なんぼもねえ

いくらもない

(に)

名 にいえ

新しい家 分家

形 にいいい

新しい

形動 にいやか

にぎやか

名 にお・によ

稲むら・稲束を積み重ねたものに

形 にくつちい

にくたらしい

動 にじくる

荷を背負子にくくりつける

動 にせる

着物などが似合うようす

動 にのう

肩にかつぎ手で荷物を運ぶ

名 にわおき

蚕が四眠からさめる時

名 にわつとり

にわとり

名 にわならび

蚕が四眠にはいる時

(ぬ)

名 ぬいあげ

腰あげ

動 ぬかす

仲間からはずす 言う

形 ぬくとい

暖かい

動 ぬくとまる

暖まる

動 ぬくめる

暖める にわとりが抱卵する

形 ぬこい

小さい

動 ぬたくる

あたり一面ぬりつぶす

動 ぬたびる

ぬる

形 ぬるい

微温

名 ぬわ

庭

(ね)

名 ねえ

苗

助動 ねえ

ない「ひまがねえ」

名 ねえずくい(し)

ご飯のたきたて

名 ねえどこ

苗床

動 ねえちよ

泣くな

名 ねえつぶれ

中止になること

名 ねえどり・ねえどろ

煮たった湯又はしる

名 ねえま

苗代

名	ねえさん	姉 ねえさん
名	ねえら	ねこ 馬などの内臓の病氣
動	ねえる	眠る 煮える
名	ねこだ(ぎ)	大きなむしろ
名	ねずみだけ	ほうきだけ
名	ねしな	ねながら
名	ねた	しかえしの意味でする乱暴
形	ねちつこい	念入りだ ねばりつよい
動	ねちよ	寝るな
副	ねっこさあら	根のついたまま 跡もなく全部
名	ねびる	のびる
名	ねぶ	ねむの木
名	ねぶつ	ねぶとのはれ物
動	ねめる	ねらう にらむ
名	ねりくり	さつまいもに小麦粉をまぜて塩味をつけた食料
動	ねりくる	練る こねる
名	ねんねこ	ねんねこばんでん
(の)		
句	のうたらもねえ	むだなこと 役に立たない
名	のうてんき	少し足りない人
名	のうなし	役に立たない人
名	のうのさん	神仏(幼児語)
句	のうもねえ	つまらない事だ
句	のうもなく	身分相応の程度を越えた場合につかう
名	のげえり	葬送からの帰り
動	のさばる	横へいに振るまう
名	のしいれ のしこみ	ほうとう

名	のしんぼう	もちやめん類をのす時用いる棒
動	のす	木に登る やつつける、めん類を薄く広げる
形	のつき	いっしょうけんめいやる
動	のつくむ	飲みこむ
動	のつける	上にのせる
動	のっこす	追い越す
動	のつぶす	おさえこむ
名	ののこ	綿入れの着物
形	のぶい	ずうずうしい
形	のぶてえ	ずうずうしい 大胆
名	のめ のんめ	ものもらい
動	のめこむ	すべりこむ
動	のめす	はり倒す 打つ
名	のらくろ	なまけ者 打つ
名	のりのり	協力するまた共有物の
副	のろくさ	のろのろ
動	のんばめる	のどにつかえる
(は)		
名	はあき	ほうき
副	はいく	早く
助	はばか ばつか	ばかり(およそ) ばかし
名	はくさ	歯そうのうろう
動	はぐしゃれる	ふぎける
名	はくしゅん	くしゃみ
形	はげつちい	すばしこい
名	はじっこ	端
形	はしつこい	すばやい かしこい
動	はしゃあぐ	ふぎけたわむれる

名	ばそく	即死
名	はだしたび	地下足袋
副	はだつて	わざわざ
名	はち	頭
名	はっかけばばあ	彼岸花
名	ばつちらけえっこ	物を取り合つてするけんか
動	ばつちらこう	取りっこする
名	はつどまり	結婚三日目の里帰り
名	はづな	手綱
名	はっぱ	おしまい (幼児語)
名	はな	こうじ 最初
名	はなつかさん	花嫁
名	はなんがあ	病気で鼻がなくなった人
名	はにち	歯ぐき
名	はねぼく	不合格
名	はば	田畑のあぜの傾斜地
名	ばば	きたないもの (幼児語)
名	はばき	脚はん
名	はばぎ	気前がいいこと
形	はばつたい	おなかが張った感じ
形	ばばつちい	きたない (幼児語)
動	はばむ	お乳などが張った状態
名	はまいか	涼み台
名	はまが	はがま 飯たきがま
名	はらみつとう	妊婦
名	ばりき (ばりきひき)	荷馬車 (荷馬車をひく人)
名	ばりばりん	もみの木
名	はるた はるった	一毛田 一年中水がたまっている田

名	ばんげえ	夕方 夜
名	ばんじょう	大工
名	はんぞう	浅いおけ
句	はんだ	はずだ
名	ばんしょ ばんちよう	順番がまわってくること
副	はんで	早く、しばしば
副	ばんでつけえり	代わりばんこに
副	ばんでに	〃
名	はんどうさく	半分の収穫
動	はんなある	始まる
動	はんねえる	始める
名	ばんびろ	横はばの広いこと
名	はんべら	半分
(ひ)		
名	ひあええ	家と家の狭い間
副	びいたらびいたら	はじめをつけずにぐずぐずしている様子
名	ひいる	ひる
名	ひがた	ひなた
動	ひきる	成熟した蚕の体が透明になる
名	びく びくつちよ	悪意をもって女の子を言う
動	ひけらかす	自慢する
名	ひこおび	小児の着物のつけひも
名	ひざっこぞう	ひざ
名	ひじきり	不精者
動	ひしぐ	手づかみにする
名	びしよ、びしよまい	皮の薄い繭
名	ひじろ	いろり
動	ひだす	穀物などを箕に入れて塵やしいななどと仕分

形	ひだりい	ける
名	ひちや	空腹なさま だるい
名	ひつ	質屋
名	ひっかけら	室
動	ひっかしぐ	かけら
名	びつくら	傾く
名	ひつくりけえさ	驚くさま
名	びっこしゃっこ	さかさ
動	ひっこすける	はき物が揃わないとき
副	びつしり(ら)	抜ける
動	ひつちやばく	すきまなく たくさん
動	ひつちやる	破る
動	ひつちよう	後へさがる
動	ひつつかめる	背負う
動	ひつつれる	捕まえる
動	ひつぽかす	親類関係にある
動	ひつぽなげる	投げ出す
名	ひてえぐち	投げる
名	ひとかたき(け)	額
副	ひとくさり	一度分の食事
名	ひとくされ	しばらく
名	ひとこ ひとこ	ずぶぬれ
名	ひとすげえ	ふところ
副	ひとつきり	一つがい 一対
名	ひとつとこ	しばらくの間
名	ひとつとし	同じところ
句	ひとつとこ	同じ年齢
副	ひとつば ひとつばし	少し

形	ひどろい	まぶしい
動	ひねくる	ひねる
名	ひぶれ	夜火をともしする漁
名	ひぼ	ひも
名	ひまっくらし	ひまつぶし
動	ひやかす ひよかす	水に浸す
形	ひやずい	年より若くみえる 子供っぽい
形	ひやっこい	冷たい
名	ひょうな	ひよこ ひな
名	ひようとり	日当で雇われている人
名	びよんこ	ひな
名	ひら	山、屋根の斜面
形	ひらびつてえ	平たい
動	ひる	大小便をする
名	ひる	にんにく
名	ひるまっから	午後
名	びんぎ	伝言
動	ひんぐりけえす	ねんざする
動	ひんづぶす	ふみつぶす
名	びんた	ほほをたたくこと
名	びんたあ	やけどのあと
句	ひんよりいる	そのままにしておく
	(ふ)	
名	ふい	だめになること
名	ふいきだけ	火吹き竹
名	ふいきん	ふきん
名	ぶきつちよ	不器用
名	ふきぶり	暴風雨

名 ぶく

忌服 喪中

名 ふくべ

出産して一か月未満の間
ひょうたん

名 ふじくら

麻裏草履

名 ぶす ぶすつら

無愛想な顔

名 ぶすつか ぶすつか

あてもなくぶらぶら歩く
しめつばい

形 ふだつばい

あお向けに寝る 倒れる

動 ぶちかある

捨てる

動 ぶちやある

落ちる

動 ぶちようちる

倒れる

動 ぶつかる ぶつかある

裏がえしする

動 ぶつけえす

抜く

動 ぶっこぬく

なぐる

動 ぶつさろう

覆いをとる

動 ぶつたくる

たがいちがい

名 ぶつちげえ

破る

動 ぶつちやばく

突きあたる

動 ぶつつかる

魚をとる竹であんだ道具

名 ぶつて

分けまえ

名 ぶに

下ばきを着けてないこと

名 ぶり

ふりまわすこと

名 ぶりてんごく

古い

形 ふるしい

ふるしき

名 ふるしき

ふるえる

動 ふれえる

程度を越えたこと

句 ぶんきもねえ

ももひき

名 ふんごみ

踏みくわ(畑をほりおこす道具)

名 ふんずき

踏みくわ

動 ふんだくる

奪う

動 ぶんだす

出かける

動 ふんづける

ふみつける

副 (へ)

もう もはや「へえ行くだか」

名 へえ

灰 はえ

名 べえ

倍

名 へえし

林

動 へえす

幼児をあやす ねこがじゃれる

動 へえとう

履いた 掃いた

名 へえび

へび

動 へえる

入る

動 へぐ

はぐ そぐ

動 へずる

少くする

動 へぞる へどる

乾くために反る

名 へた

舌

名 へたつくそ

下手

副 べたに

一面にずっと広がっているとき

名 へちよむくれ

ばかな奴だというとき

名 べったんこ

めんこ

動 へつつける

押しつける

名 べつなべ

一緒に暮らす別々に煮炊きして食べること

名 へぼ (へぼうり)

野菜などの形の悪いもの (形の悪いうり)

副 へま

不手際

名 へんからもない

おもむきがない 味ががない

動 へんげえる

変える

名 (ほ)

新芽

名 ほい

新芽

句	ほうええ	そういえ
名	ほうえん	法印
句	ほうか(え)	ほうけ
名	ほうこ	そうですか
名	ほうじつきれ(くり)	化け物
句	ほうずら	短い棒ぎれ
名	ほうつかぶり	そうでしょう
動	ほうつれる	ほほかぶり
名	ほうつれもん	一定の宿所なしに遊び歩く
名	ほうりまんが	定職もなくぶらついている人
句	ほおつて	ふりまんが(土の塊をくだく農具)
動	ほかす	そうであるから
動	ほきだす	綿を打ち直す
名	ほく	吐き出す
動	ほぐす	きざみたばこのすい
名	ほこ	ほどく
名	ほこみ	赤子 子ども
名	ほさ	出産祝い
動	ほじくる	やぶ 草むら
接	ほして	掘る
副	ほつくそ	そして
名	ほっこう	わすか
名	ほった	ぼろ
代	ほっち	柿などのへた
名	ほっち	そちら
動	ほなく	せん
句	ほのいちら	泣く 泣きわめく
句	ほのかあち	そのまま
		そのかわり

句	ほのくれえ	そのくらい
代	ほれ	それ
名	ほんじろ	大豆
句	ほんじゃあ	それでは
句	ほんだから	それだから
句	ほんどうってん	そうだけれども
名	ほんのくどう	ぼんのくぼ
名	ほんば	くびのうしろ
	ぼっぱ	腹(幼児語)
	(ま)	ふところ
名	まあ	前「うちのまあ」
名	まあり	まり 周囲
名	まき	家分かれの一族
動	まくらかあす	やつつける
名	まくり	なぐる
動	まくる	うすべり
動	まころう	めくる
句	ましよくに合わん	食べる
名	ますぎ	割にあわない
名	ませんぼう	役に立たない
名	まち	精麦
名	まちよう	馬屋の入口の横木
動	まちる	堤
副	まっこうさんぼう	待ってくれ
副	まっと	待つ
形動	まて	一目散に
副	まどろっこい	もっと
名	まねばし	もう少し
動	ままあやく	まじめ
		のろのろしている様子
		大きく長いはし
		菜箸
		あわてる

名 まめえ

形 まめつてえ

動 まよう

句 まるかつて

動 まるける

名 まるてんぼう

形 まるまっつい

句 まるぬき

名 まんごうもん

副 まんだら

名 まんま

名 (その) まんま
(み)

句 みがいる

形 みぐせえ

名 みごう

名 みごてえ

句 みしょう

名 みしろ

名 みすら

名 みそっちょ

名 みそっぱ

名 みたくなし

形 みだましい

動 みちよ

形 みつともねえ

名 みつめ

まゆ(眉) あきらめ(仕方ない・どうにでもなれ)

よく働く「あの嫁はまめつてえ」

弁償する

一緒に力を合わせて

束ねる

丸太棒

丸い

瓜ふたつ よく似てる

丈夫なもの

まんざら

ご飯(幼児語)

(その) まま

実がじゅくす

見苦しい みつともない

稲の穂のついている元の細い茎

立派に見える

見せてくれ

むしろ

うわべ

みそざい

色が変わった子供の虫歯

品のない女 不器量

よく働く

見るな

はずかしい

結婚式後三日目の里帰り

名 みてくりよ

名 みてくりよう

名 みのくち

形 みみっつい

名 みみっとう

句 みやあがれ

形 みりっこい

動 みんじょ

名 みんなん

名 むいから

動 むかあさる

名 むかありどき

名 むきがき

句 むきになる

副 むくてつ

名 むくろんじ

動 むける

副 むしょうに

形動 むてっこうじ

名 むねえた

副 むりと

動 むる

形 むるい

(め)

名 めえ めえかけ

動 めえる

名 めかこ

外見

外見「みてくれが悪い」

水口

けちでこまかい

耳の遠い人

「見る」をのしって言う

水気を含んでやわらかい

見よう

みなさん

麦わら

嫁にいく

満一年経つこと

ころがき

本気になる

全く

むくの実

ひながかえる

急に

むてっぼうなさま

胸 胸板

わざわざ

漏る

もうい

前 前掛け

見える

目のあらいい竹かこ

名 めしつき

ふつうのおはちより小さい丸い器、黒ぬりで中は赤い。

副 めた

やたらに むやみに

副 めためた

しばしば たびたび

名 めつきい めっかち

片目

名 めつくそ

ほんのわずか 目やに

名 めつくり玉

目玉 眼球

動 めつける

見つける

名 めっぱ

目のふちのはれ物などのあとのひきつったもの

名 めっぱじき

獣おどし

副 めっぱりこ

見たとおり きつちり

句 めっぱまわす

目も回るほど忙しくする

名 めめず

みみず

名 めんば

曲げ物でつくったべんとう箱

(も)

名 もいしやり

燃えさし

動 もいる

燃える

名 もぐち

門口

名 もしき

まき たきぎ

名 もす

養蚕につかうまぶし

名 もちぐさ

よもぎ

名 もちあすび

もて遊ぶもの

動 もちやげる

持ち上げる

動 もつ

子供を産む

句 もつてえつける

もつたいぶる

形 もつてえねえ

もつたいない

名 もといと(たあ)

以前(は)

名 もとえ

元結い

動 もどす

吐く

名 もとどり

結婚のとき嫁方の親元を頼まれ、いろいろ世話をする人

名 ものび

いろいろの行事のある日

名 もみそ

もみの木

形動 もめくちや

もみくちや

動 ももかす ももす

くすぐる

名 ももつこぞう

ひざ

形 ももつてえ(ちい)

くすぐりたい

名 ももんがあ

むささび 化け物 幽霊

名 もや

そだ 細いまき

名 もん

者

名 もんどこ

紋所 家紋

(や)

動 やあがる

いやがる

名 やうつり

引越し

名 やえんぼう

さる

名 やくぼん

たばこ盆

副 やくやく

わざわざ

名 やけつり

やけどのあと

名 やこぼし

家をこわすこと

名 やごめ

やもめ

名 やこうめ

うるち米といった大豆をふかした食べ物

動 やじがる

いやがる

動 やしなう

ご飯を口に入れて食べさせる

名 やせえ

野菜

形 やせつてえ

うるさい 忙しい

形 やたかしい
副 やたらくたら
名 やつけえ
形 やつこい
句 やつちよし
副 やつとこしよ
名 やてつとう
動 やとう
名 やな
名 やにやあさつて
形 やぶせつてえ
名 やまいぬ
副 やみくも
形 ややつこしい
名 やんめ
(ゆ)
名 ゆい
動 ゆいげえし
名 ゆうごう
名 ゆきわれまめ
動 ゆすぐ
名 ゆずり
名 ゆたん
名 ゆびすすき
名 ゆんべ
(よ)
名 よいっぱれえ
名 ようざけ

騒々しい
むやみ
やつかい
やわらかい
やらないでいなさい
やつと ようよう
雇い人
熱蚕をまぶしに入れる
酒を入れる細長いたる
明明後日
うつとうしい
おおかみ
無理に
複雑な
はやり目 急性血膜炎
(ゆ)
仕事の助け合い
手間がえし
夕顔
そらまめ
すすぐ
形見分け
まゆを入れる大きな袋
ひようそう
ゆうべ 昨夜
夜遅くまで起きている人
三時のお茶

名 ようだち
名 ようなご
名 ようめし
名 よき
形 よごい
名 よこお
名 よこつちよ
名 よこびんた
名 よしず
動 よせつし
動 よそる よそう
形 よたい
名 よた よたもん
名 よたか
動 よつちやばる
名 よつびてえ
名 よっぱれえ
句 よてんいい
名 よてん
動 よばあれる
動 よまあれる
名 よめ よめさく
動 よもう
動 よる
動 よろげる
名 よろつかける
動 よろぶ

夕立
夜食
夕飯
おの
あくがあつてしぶい
げたの緒
横の方
ほほをなぐる
がまずみ
よしなさい
飯を盛る
悪い
性質・性格の悪い人 無頼漢
夜おそくまで起きている人
寄り集まる
夜どおし
よっぱらい 酔った人
得意なこと
かつぎ棒を二本使つて四人でかつぐこと
招かれる ごちそうになる
しかられる
平行にいかずはんばになつたうね
しかる
えらぶ
穀物を水中で洗い、入り混じっている物を取り除く
よろける
傾く

名 よんがらよっぴて

(ら)

助動 ら(行ったら)

名 らくわん

句 らちもねえ

句 らちあねえ

句 らちあかん

句 らちんわりい

(り)

動 りきむ

名 りこうもん

動 りようる

(れ)

句 れつんまあらん

(ろ)

副 ろくすっぽう

名 ろくでなし

(わ)

名 わけえし

名 わからんじん

形 わきやあねえ

名 わくさ

句 わけにする

副 わざっと

名 わたりもん

名 わっかあ

句 わっこうする

名 わっぱ

夜通し

推量を表す(行っただけ)

らくがん 干菓子

つまらないこと

仕事・話が進展しない

右同

力説する いばる

賢い人

鳥やけものを解体する

言うことがよくわからない

ろくに 不充分

役に立たない まともでない

若い衆 若い夫婦

わからずや

たやすい

わきが

食べ残す

心ばかり ほんの少々

旅を渡り歩いてきた人

表面 外面

一定の量より更に上積みする

輪 車輪

名 わで・わでほう

動 わにる・わにつかする

名 わぬり

名 わらんじ

形 わりい

副 わりかた(し)

名 わりつくち

名 わりつき

代 われんとう

上の方

ふぎける

上塗り

わらじ

悪い

そのわりに

悪口

まき 割り木

おまえたち